

安来市地域防災計画 資料編

令和7年6月

《 目 次 》

1. 災害危険区域等

(1) 砂防指定地	1
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	1
(3) 地すべり	1
(4) 山腹崩壊危険地区	2
(5) 崩壊土砂流出危険地区（農林関係）	3
(6) 土砂災害防止	4
(7) なだれ危険箇所	5
(8) パトロール警戒重点箇所一覧	6
(9) 防災重点農業用ため池	6

2. 被害状況の報告

(1) 被害調査報告分担区分	7
(2) 被害状況等の収集・伝達系統図	8
(3) 報告の種類及び時間等	9
(4) 報告系統	10

3. 気象予警報等の伝達

(1) 関係機関等への通報	13
(2) 一般住民に対する周知方法	13
(3) 気象注意報・警報の種類、発表基準	14
(4) 気象予警報等の伝達経路図	17
(5) 気象観測所配置図	18
(6) 気象状況	18

4. 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出しの実施場所	19
(2) 島根県製パン業者	20
(3) 食糧品調達関係事業所	20
(4) 調達、救援食糧の集積場所	22
(5) 燃料調達事業所	23

5. 応急仮設住宅の設置

(1) 一般社団法人島根県安来市建設業協会会員	24
(2) 安来市下水道排水設備指定工事店	25
(3) 安来市指定給水装置工事事業者	27
(4) 建設候補地	29

6. 死体の収容・処理	
(1) 死体の収容	29
(2) 火葬場	29
7. 障害物除去	
(1) 除去した障害物の処理	29
(2) 機械・器具等の調達	30
8. 医療、助産及び保健	
(1) 救護所の設置	32
(2) 薬品調達関係事業所	33
(3) 主要医療機関	34
9. 輸送	
(1) 災害用臨時ヘリポート	37
(2) 一般貸切・乗用旅客自動車運送事業者	37
(3) 一般貨物自動車運送事業者	38
10. 廃棄物等の処理	
(1) ごみ及びし尿処理施設	39
(2) 清掃資機材の調達先	39
11. 自衛隊の災害派遣	
(1) 車両駐車候補地	40
(2) 自衛隊の災害派遣の範囲	40
(3) 災害派遣部隊の活動内容	40
(4) 経費の負担区分	41
12. 防災業務施設・設備等	
(1) 消防施設・設備等	42
(2) 通信施設・設備等	42
(3) 水防施設・設備等	43
(4) 救助施設・設備等	43
(5) 市所有車両等	43
(6) 消防団組織図	44
13. 文教対策	
文具等調達事業所	44

14. 相互応援協定等に基づく広域応援協力	
協定の締結状況	45
15. 避難	
(1) 避難所設置施設	49
(2) 要配慮者利用施設	53
16. 災害救助法に基づく救助	
(1) 被害状況の判定基準	58
(2) 災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間	60
17. 復旧・復興	
(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援	64
(2) 融資・貸付その他資金等による支援制度の一覧	66
(3) 激甚災害指定基準	67
(4) 局地激甚災害指定基準	69
(5) 激甚法に定める事業及び県関係部局	70
18. 条例・組織体制等	
(1) 安来市防災会議条例	71
(2) 安来市災害対策本部条例	72
(3) 安来市雪害対策本部設置要綱	73
(4) 安来市雪害対策実施要領	74
(5) 安来市災害対策本部組織図	77
(6) 安来市災害対策本部事務分掌	78
(7) 防災関係機関連絡先一覧	83

1. 災害危険箇所・区域等

(1) 砂防指定地

資料：令和6年度島根県地域防災計画（資料編：砂防課）より

面積(ha)	箇所数
520.469	76

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1032>

→「防災」→「砂防指定地」

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

資料：令和6年度島根県地域防災計画（資料編：砂防課）より

法指定箇所	
箇所数	面積(ha)
32	29.2750

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1033>

→「防災」→「急傾斜地崩壊危険区域」

急傾斜地崩壊危険区域調査要領

1. 調査対象

傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある場合はすべて急傾斜地崩壊危険箇所として調査の対象とする。

2. 調査事項

- (1) 地形に関するもの（危険箇所の長さ、傾斜度、高さ、方位、形状等）
- (2) 地質、土質に関するもの（地表の状況、表土の厚さ、地盤の状況、岩盤の亀裂等）
- (3) 環境要因に関するもの（植生の種類、樹齢、伐採根の状況、斜面の崩壊履歴、湧水、対策工の状況、斜面上部の土地利用状況等）
- (4) 保全対象に関するもの（人家戸数、公共的建物、公共施設、他事業の区域指定、施工状況等）
- (5) 特殊立法 関係等の有無

3. 調査方法

現地調査

(3) 地すべり防止区域

資料：令和4年度島根県地域防災計画（資料編：農地整備課、森林整備課）より

	危険箇所		法指定箇所	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
農林水産省(耕地)関係	4	92.53	3	84.10
農林水産省(林野)関係	5	255.00	2	77.78
合計	9	347.53	5	161.88

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1025>

→「防災」→「地すべり防止区域（国土交通省所管）」
<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1059>
 →「森林・鳥獣・農林水産業」→「地すべり防止区域（森林）」
<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1642>
 →「防災」→「地すべり防止区域（農村振興局）」

I 国土交通省関係調査要領

1. 調査対象
地すべりの発生するおそれのある区域で、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管に該当するもの
2. 調査対象

(1) 地すべりの活動状況	(4) 地 形
(2) 地すべりの規模	(5) 植 生
(3) 地 質	(6) 保全対象
3. 調査方法
(1) 図上調査

II 農水省（耕地）関係調査要領

1. 調査対象
地すべりの発生するおそれのある箇所で、地すべり等防止法第51条に基づく農林水産大臣所管に該当するもの
2. 調査事項

(1) 地形・地質	(3) 水理条件
(2) 地すべり現況	(4) 社会条件
3. 調査方法

(1) 既存資料調査
(2) 地形判読調査
(3) 現地調査

III 農水省（林地）関係調査要領

1. 調査対象
林野庁所管地すべり防止区域およびそれ以外の地域であって地すべりしている地域、または地すべりするおそれのある区域で、地すべり等防止法第51条第2項に基づく農林水産大臣所管に該当するもの
2. 調査事項

(1) 地 質	(5) 公共施設等の実態
(2) 地 況	(6) 保安林指定状況
(3) 植 生	(7) 治山事業実施状況
(4) 地すべりの状況	(8) 災害歴
3. 調査方法

(1) 地すべり防止区域台帳、森林計画空中写真、地形図、地質図等の資料による図上調査
(2) 聞き取り等による現地調査

(4) 山腹崩壊危険地区

資料：令和4年度島根県地域防災計画（資料編）より

区分	危険度別箇所数			
	A	B	C	計
安来市	40	118	110	268

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1057>

→「森林・鳥獣・農林水産業」→「山腹崩壊区域」

調査要領

1. 調査対象
現に山腹崩壊が発生している地区および発生するおそれのある地区で公共施設等に直接被害を与えるもの

2. 調査事項

- (1) 地質、(2) 地況、(3) 林況、(4) 落石、(5) 公共施設等の実態、(6) 保安林等の指定状況、
(7) 治山事業実地状況、(8) 災害履歴

3. 調査方法

- (1) 図上調査、(2) 聞き取り調査

(5) 崩壊土砂流出危険地区（農林関係）

資料：令和4年度島根県地域防災計画（資料編）より

区分	農林関係			
	危険度別箇所数			
	A	B	C	計
安来市	15	41	95	151

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1060>

→「森林・鳥獣・農林水産業」→「土砂流出区域（森林）」

調査要領

1. 崩壊土砂流出危険地区調査要領

(1) 調査対象

山腹崩壊または地すべりが発生しているか、または発生するおそれがある地区でかつ土砂が土石流となって流出するおそれのある地区の中で、山腹崩壊または地すべりの発生源から概ね2km以内に公共施設等がある地区

(2) 調査事項

- ① 荒廃発生源、② 崩壊土砂流出区間、③ 公共施設等の実態、④ 保安林等の指定状況
⑤ 治山事業実地状況、⑥ 災害履歴

(3) 調査方法

- ① 図上調査、② 聞き取り調査

(6) 土砂災害防止

①土砂災害警戒区域

資料：令和6年度島根県地域防災計画（資料編：砂防課）より

区域指定 地区交流センター	土砂災害警戒区域			
	急傾斜	土石流	地すべり	計
安来地域				
十 神	5	1	0	6
社 日	20	8	0	28
島 田	43	17	1	61
宇賀荘	40	29	0	69
大 塚	17	2	0	19
吉 田	51	73	0	124
能 義	40	13	0	53
荒 島	32	9	0	41
飯 梨	30	22	0	52
赤 江	7	0	0	7
計	285	174	1	460
広瀬地域				
広 瀬	68	68	1	137
布 部	56	63	1	120
菅 原	16	22	0	38
比 田	69	57	0	126
宇 波	46	63	0	109
東比田	46	48	0	94
下山佐	55	48	3	106
山 佐	46	47	0	93
西 谷	27	22	1	50
奥田原	33	43	1	77
計	462	481	7	950
伯太地域				
赤 屋	114	140	0	254
井 尻	84	105	0	189
母 里	47	43	0	90
安 田	59	58	0	117
計	304	346	0	650
総 計	1,051	1,001	8	2,060

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1549>

→「防災」→「土砂災害警戒区域_（急傾斜地）」

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1550>

→「防災」→「土砂災害警戒区域__（土石流）」
<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=10925>
 →「防災」→「土砂災害警戒区域__（地すべり）」

② 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地・土石流）

急傾斜 1,043
 土石流 28

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1551>

→「防災」→「土砂災害特別警戒区域__（急傾斜地）」

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1554>

→「防災」→「土砂災害特別警戒区域__（土石流）」

(7) なだれ危険箇所

① 農林関係

資料：令和5年度島根県地域防災計画（資料編：森林整備課）より

地域	危険箇所数
広瀬地域	5
伯太地域	8
計	13

農林関係調査要領

1. 調査対象

(1) 豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯を調査し、なだれ起こる おそれのある箇所のうち林野庁の所管とすべきもの。

2. 調査事項

- (1) なだれの履歴等
- (2) なだれの発生区域の標高・方位・傾斜・土質・植生・形状・積雪深等
- (3) 保全対象
- (4) 法的規制の有無
- (5) なだれ防止施設の有無

3. 調査方法

図上調査

② 砂防関係

資料：令和6年度島根県地域防災計画（資料編：砂防課）より

危険箇所数
113

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=1055>

→「森林・鳥獣・農林水産業」→「なだれ区域（森林）」

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=2023>

→「防災」→「雪崩危険箇所」

(8) パトロール警戒重点箇所一覧

番号	地区名	町名	場所	傾斜(°)	長さ(m)	高さ(m)	備考
1	安来	東十神	204-1 204-2 207-3	40	30	10	3戸
2	荒島	神塚1	824 824-125	75	40	8	2戸
3	大塚	丸山	町内裏山	70	15	5	1戸
4	宇賀荘	九重	436	90	15	6	1戸
5	川	市中	1081	90	20	15	シート設置

計5箇所

(9) 防災重点農業用ため池

決壊した場合に甚大な被害が発生する以下の①～④に該当するため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

- ① ため池から 100m未滿の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から 100m以上 500m未滿に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 1,000 m³ 以上のもの
- ③ ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 5,000 m³ 以上のもの
- ④ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

- 農業用ため池総数 349
 - 防災重点農業用ため池数 195
- ※令和6年6月12日時点

※個別箇所

マップ on しまね

<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/PositionSelect?mid=11000>

→「防災」→「ため池マップ」

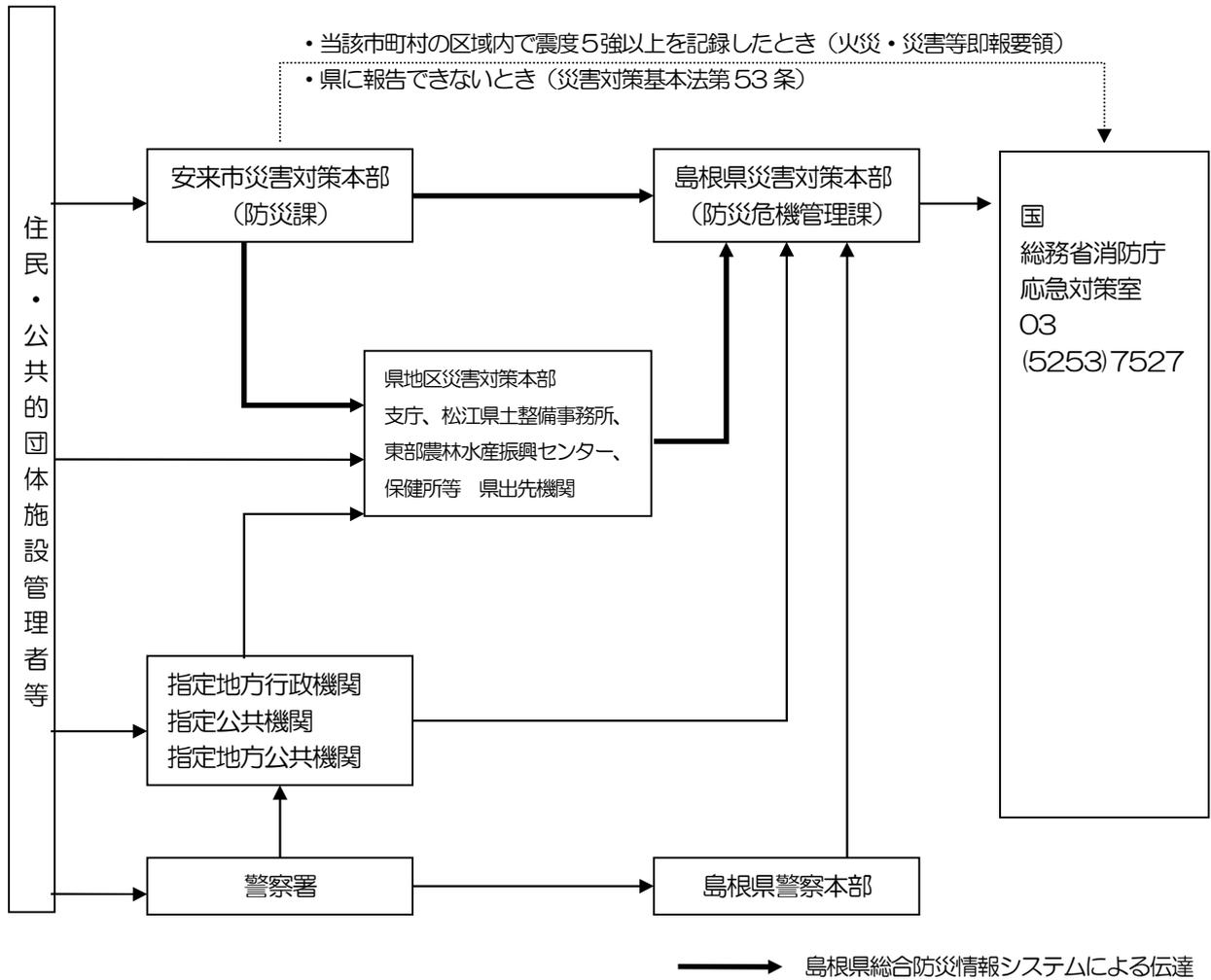
2. 被害状況の報告

(1) 被害調査報告分担区分

	調査・報告事項	市の担当課	県への報告先	
			県出先機関等経由	主管課
1	災害発生速報	防災課	松江県土整備事務所	防災部防災危機管理課
2	被害状況速報	防災課	松江県土整備事務所	防災部防災危機管理課
3	教育関係被害	学校教育課	—	教育庁総務課
4	福祉施設関係被害	福祉課 子ども未来課 介護保険課	—	健康福祉部各課
5	商業及び鉱工業その他事業関係被害	定住産業課	—	商工労働部商工政策課
6	土木関係被害（港湾、都市計画、下水道、公営住宅関係除く）	都市政策課 土木建設課	広瀬土木事業所	土木部砂防課
7	土木関係被害（都市計画関係）	都市政策課	広瀬土木事業所	土木部都市計画課
8	土木関係被害（下水道関係）	下水道課	広瀬土木事業所	土木部下水道推進課
9	公営住宅被害	建築住宅課	松江県土整備事務所	土木部建築住宅課
10	農地農業用施設被害	農林整備課	松江県土整備事務所	農林水産部農地整備課
11	農業被害速報	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
12	農作物関係被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
13	果樹等樹体被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
14	農業非共同利用施設被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
15	畜産関係被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
16	農業共同利用施設被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部農山漁村振興課
17	山林関係被害（治山）	農林整備課	松江県土整備事務所	農林水産部森林整備課
18	山林関係被害（林道）	農林整備課	松江県土整備事務所	農林水産部森林整備課
19	水産施設被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部水産課
20	水産物被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部水産課
21	漁港被害	農林振興課	東部農林水産振興センター	農林水産部水産課
22	医療関係施設被害	市立病院	松江市・島根県共同設置松江保健所	健康福祉部医療政策課
23	土木関係被害（上水道関係）	水道管理課 水道工務課	松江市・島根県共同設置松江保健所 健康福祉部薬事衛生課	健康福祉部薬事衛生課
24	災害廃棄物関係被害	環境政策課	松江市・島根県共同設置松江保健所	環境生活部廃棄物対策課
25	一般廃棄物処理施設関係被害	環境政策課	松江市・島根県共同設置松江保健所	環境生活部廃棄物対策課
26	産業廃棄物処理場関係被害	環境政策課	松江市・島根県共同設置松江保健所	環境生活部廃棄物対策課
27	火葬場施設被害	市民課	松江市・島根県共同設置松江保健所	健康福祉部薬事衛生課
28	自然公園関係被害	観光振興課	—	環境生活部自然環境課

被害報告は原則、島根県総合防災情報システムからの入力によるものとし、各課から県担当課へ報告された内容については必ず防災課への報告を行う。

(2) 被害状況等の収集・伝達系統図



※ 安来警察署及び近隣市町村とは随時、情報交換、連絡体制がとれるように整える。

(3) 報告の種類及び時間等

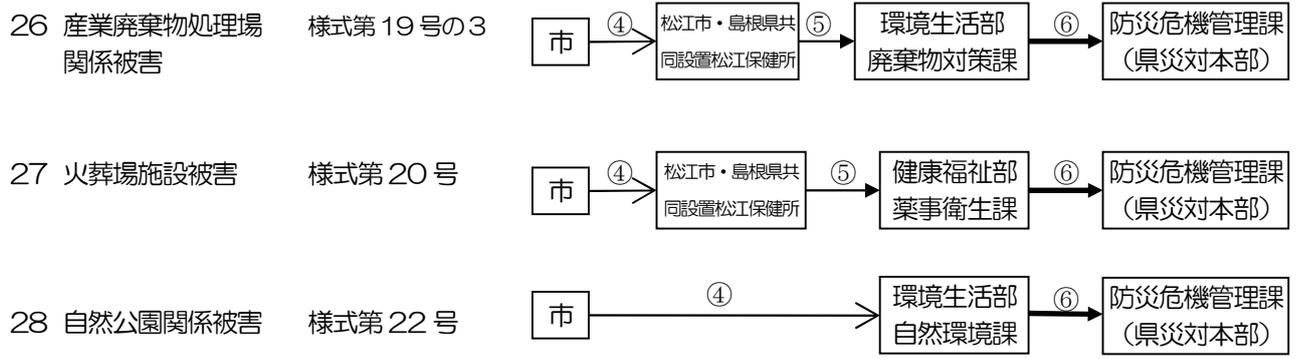
区別	報告内容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要(判定基準(即報用)以上のもの) ※様式第0号による	<p>市 → 直ちに → 県防災危機管理課</p> <p>市 → 直ちに → 松江県土整備事務所</p> <p>①②③④のいずれかが判明次第 直ちに報告</p>	緊急を要するものであるため、昼夜間を問わず県総合防災情報システム、電話電報、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	<p>市 → 随時 → 松江県土整備事務所</p> <p>概況が判明次第</p> <p>随時 必要と思われるもの</p> <p>松江県土整備事務所 → 県防災危機管理課</p>	県地区本部機関として情報を収集するものであるため、具体的方法等については、地区ごとに市と協議し決めておくものとする。 県総合防災情報システム 電話無線等
詳細	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	<p>市 → 随時 → 県防災危機管理課</p> <p>市 → 逐次 → 県の出先機関 → 逐次 → 県関係課 → 県防災危機管理課</p> <p>被害等の状況が判明次第、逐次報告</p>	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため、関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう、平素から体制を整えておくものとする。 県総合防災情報システム 状況により、 関係課→文書 }にて提出 その他→電話 }
確定報告	同上	<p>市 → 逐次 → 県の出先機関 → 逐次 → 県関係課 → 県防災危機管理課</p> <p>災害に対する応急措置を完了した後、20日以内に報告</p>	災害復旧計画などのもとなるので正確を期すること。 文書により提出。
対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	<p>市 → 県防災危機管理課</p>	
災害地帯報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	<p>全ての防災端末設置機関 → 県防災危機管理課</p> <p>被害の状況が判明次第、直ちに報告</p>	
ライフライン	電気、都市ガス、エルピーガス、電信電話	<p>市 → 県防災危機管理課</p> <p>被害の状況が判明次第、直ちに報告</p>	
	水道被害の状況	<p>市 → 保健所</p> <p>市 → 薬事衛生課 → 厚生労働省水道課</p>	
林野火災	林野焼損面積 20ha以上の火災	<p>市消防本部 → 県防災危機管理課</p> <p>鎮火した月の翌月末までに報告</p>	

※上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後には災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(4) 報告系統（報告様式は様式を参照）







- ①：「即報報告」による報告
- ②：「被害速報」による報告
- ③：「被害速報集計確定」による報告
- ④：「被害詳報」による報告

- ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
- ⑥：「被害詳報集計報告」による報告
- ：市管理分被害
- ：市町村範囲内：県内全て

3. 気象予警報等の伝達

(1) 関係機関等への通報

伝達責任者	伝達先等		伝達内容
	伝達先	電話番号	
防災課	島根県防災危機管理課	(0852)22-5885	①災害全般に関すること ②被害報告に関すること ③防災体制に関すること
防災課	島根県松江県土整備事務所	(0852)32-5720	①災害全般に関すること ②被害報告に関すること ③防災体制に関すること
防災課	安来警察署	(0854)22-0110	①災害全般に関すること ②被害報告に関すること ③防災体制に関すること
防災課	松江市（防災安全課）	(0852)55-5115	①応援要請に関すること
防災課	米子市（防災安全課）	(0859)23-5337	①応援要請に関すること
防災課	境港市（自治防災課）	(0859)47-1023	①応援要請に関すること
農林整備課	島根県松江県土整備事務所	(0852)32-5864	①農地・農業用施設被害に関すること
土木建設課	島根県広瀬土木事業所	(0854)32-2031	①土木被害に関すること ②その他所管に関すること
福祉課 いきいき健康課	松江市・島根県共同設置松江保健所	(0852)23-1313	①福祉施設被害に関すること ②その他所管に関すること
農林整備課	島根県東部農林水産振興センター	(0852)32-5674	①治山関係に関すること ②その他所管に関すること
教育総務課	教育庁総務課	(0852)22-6202	①教育関係被害に関すること ②その他所管に関すること

- ・ 第一義的に通報が必要な機関、継続的に通報が必要な機関及び応援要請に関係する機関を記載。その他の関係機関は、別に記載した。
- ・ 状況により、災害対策本部もしくは危機管理室は、他課の通報を代行することもできる。

(2) 一般住民に対する周知方法

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災課	安来地域	行政告知放送施設 広報車輜 広報紙・ビラ配布 ホームページ	①災害の状況に関すること ②市の防災体制に関すること ③復旧支援に関すること ④その他、災害に関すること
広瀬地域センター	広瀬地域	行政告知放送施設 広報車輜 広報紙・ビラ配布 ホームページ	①災害の状況に関すること ②市の防災体制に関すること ③復旧支援に関すること ④その他、災害に関すること
伯太地域センター	伯太地域	行政告知放送施設 広報車輜 広報紙・ビラ配布 ホームページ	①災害の状況に関すること ②市の防災体制に関すること ③復旧支援に関すること ④その他、災害に関すること

(3) 気象注意報・警報の種類、発表基準

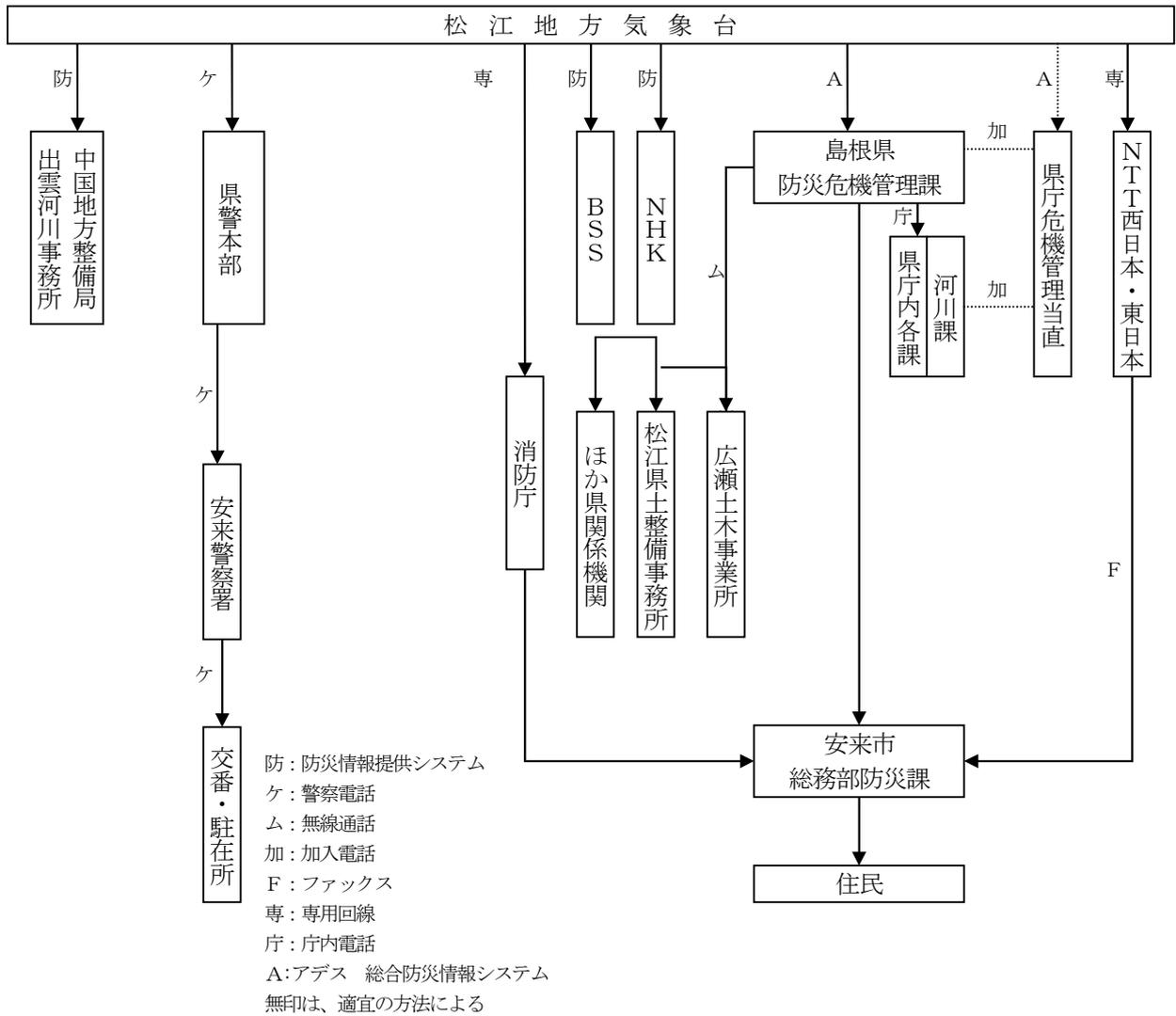
種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (1)安来市の表面雨量指数基準が9の値を示す場合。 (2)安来市の土壌雨量指数基準が116の値を示す場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で25cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上100m以下が予想される場合。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想される場合。
	乾燥注意報	大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が東部で実効湿度65%以下、最小湿度40%以下になると予想される場合。(湿度の値は気象官署の値とする。)
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で25cm以上になり、気温が-2℃~1℃になると予想される場合。
	霜注意報	晩霜によって農作物や果実に被害が発生するおそれがあると予想される場合。 4月上旬から5月中旬までの最低気温が3℃以下と予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最低気温が-4℃以下と予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高0.8m以上になると予想される場合。	
洪水注意報	具体的には次のいずれかの条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (1)管内該当河川の流域雨量指数基準が以下の値を示す場合。 万歳川流域=6.5, 伯太川流域=17.7, 吉田川流域=6.7, 飯梨川流域=22.7, 田頼川流域=3.8, 安田川流域=5.2, 蛇喰川流域=2.8, 福富川流域=5.5, 小竹川流域=7.3, 山佐川流域=7.8, 奥谷川流域=3.8, 宇波川流域=6.8, 東比田川流域=6.5, 木呂畑川流域=4.7, 津田平川流域=3.5 (2)管内該当河川の複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値)が以下の値を示す場合。 万歳川流域=(5, 6.4), 伯太川流域=(5, 17.7), 吉田川流域=(7, 5.4), 田頼川流域=(5, 3), 安田川流域=(5, 5.2), 蛇喰川流域=(5, 2.7), 福富川流域=(7, 4.4), 小竹川流域=(7, 5.8) (3)指定河川洪水予報による基準:斐伊川水系飯梨川[矢田]	

種類		発表基準	
	なだれ注意報	<p>具体的には次のいずれかの条件に該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>(1) 積雪が 100 cm以上。</p> <p>(2) 積雪が 50 cm以上あり、30 cm以上の降雪が予想される時。</p> <p>(3) 積雪が 50 cm以上あり、最高気温が 8℃以上と予想される場合。 (最高気温の値は気象官署の値とする。)</p> <p>(4) 積雪 50 cm以上であり、かなりの降雨が予想される場合。</p>	
注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合。	
警報	気象警報	暴風警報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で 20m/s になると予想される場合。</p>
		暴風雪警報	<p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。</p>
		大雨警報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>浸水害：表面雨量指数基準が 15 の値を示す場合。</p> <p>土砂災害：土壌雨量指数基準が 134 の値を示す場合。</p>
		大雪警報	<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>12 時間の降雪の深さが平地で 25 cm、山地で 35 cm以上になると予想される場合。</p>
	土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合。</p> <p>市町村長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。</p>	
	高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>潮位が標高 1.2m 以上になると予想される場合。</p>	
	洪水警報	<p>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>(1) 管内該当河川の流域雨量指数基準が以下の値を示す場合。 万歳川流域=8.2, 伯太川流域=22.2, 吉田川流域=8.4, 飯梨川流域=28.4, 田頼川流域=4.8, 安田川流域=6.6, 蛇喰川流域=3.6, 福富川流域=6.9, 小竹川流域=9.2, 山佐川流域=9.8, 奥谷川流域=4.7, 宇波川流域=8.5, 東比田川流域=8.2, 木呂畑川流域=5.9, 津田平川流域=4.3</p> <p>(2) 管内該当河川の複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）が以下の値を示す場合。 万歳川流域= (7, 7.1), 吉田川流域= (9, 7.5), 田頼川流域= (13, 3.3), 安田川流域= (7, 5.9), 蛇喰川流域= (7, 3)</p> <p>(3) 指定河川洪水予報による基準：斐伊川水系飯梨川〔矢田〕</p>	
	特別警報	気象特別警報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。</p> <p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</p>
暴風雪特別警報		<p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。</p> <p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</p>	

種類		発表基準
気象特別警報	大雨特別警報	<p>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>浸水害： 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、1時間に概ね30mm以上の雨がさらに降り続くと予想される場合。</p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> <p>土砂災害： 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、1時間に概ね30mm以上の雨がさらに降り続くと予想される場合。</p>
	大雪特別警報	<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。</p>
特別警報	高潮特別警報	<p>台風による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、その中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域における高潮の警報を、特別警報として発表。</p>

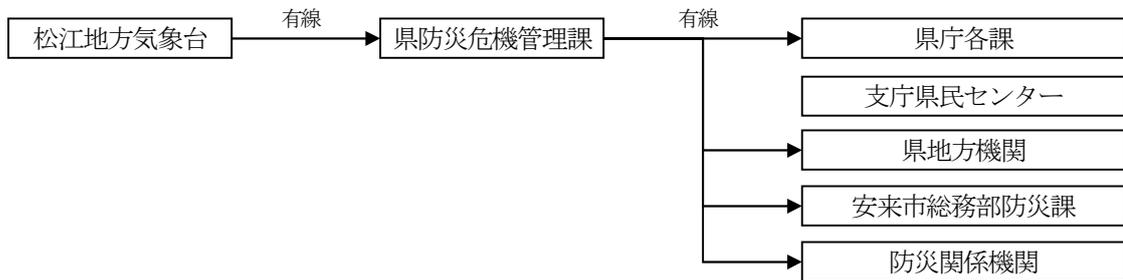
1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 地面現象注意報、警報、浸水注意報、警報は標題を出さずに関連する大雨及び洪水注意報・警報に含めて行う。
4. 山地とは、標高100m以上の場所のことをいう。
5. 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。
6. 流域雨量指数とは、流域の雨量による洪水発生の危険性を示す指数である。

(4) 気象予警報等の伝達経路図

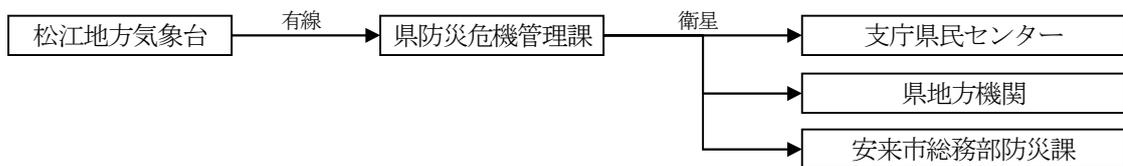


(参考)

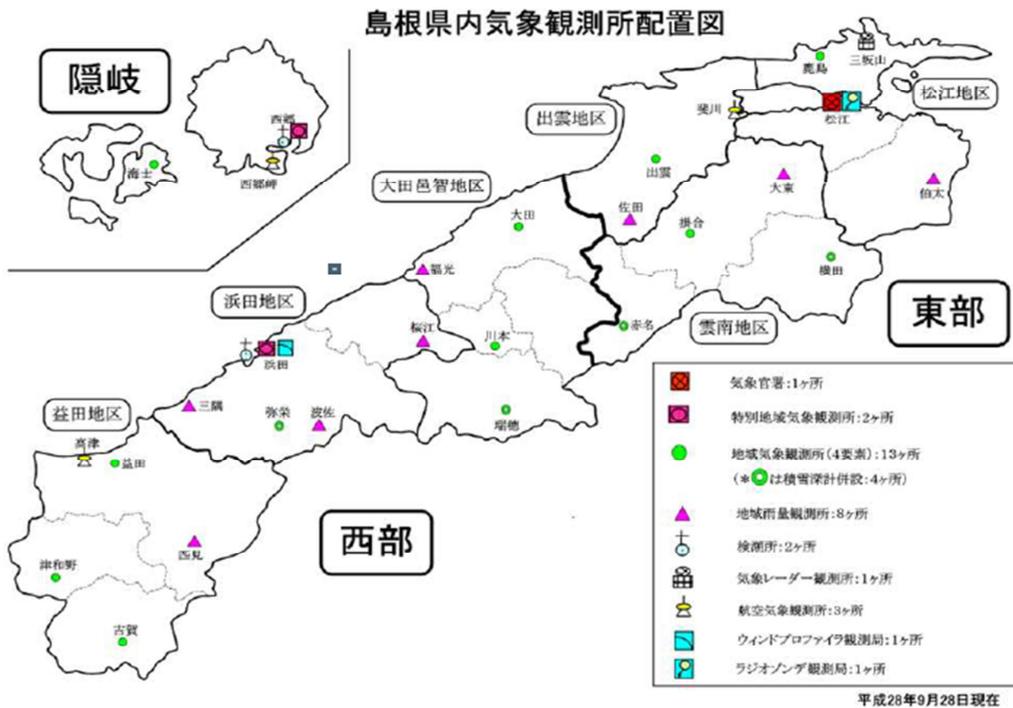
1. 総合防災情報システムによる気象予警報等の伝達経路図



2. ファックスによる気象予警報等の伝達経路図



(5) 気象観測所配置図



(6) 気象状況

平均気温 (°C) 松江

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
2013	3.5	4.9	9.4	11.9	18.0	22.8	27.5	28.2	22.9	18.6	11.3	6.1	15.4
2014	4.6	4.7	8.5	13.0	18.5	22.1	25.9	25.3	22.1	17.0	12.4	5.2	14.9
2015	5.1	5.4	8.3	13.8	19.4	21.5	25.5	26.1	21.4	16.8	13.3	8.2	15.4
2016	4.8	5.5	9.0	14.4	19.1	22.3	26.6	27.2	23.3	18.5	12.2	8.3	15.9
2017	4.8	5.1	7.5	14.6	19.4	20.9	27.6	27.4	22.1	17.5	11.1	5.5	15.3
2018	3.7	3.3	9.2	14.4	18.7	21.8	27.8	28.6	22.6	17.4	12.1	7.6	15.6
2019	5.8	6.4	9.0	12.4	19.2	21.5	25.4	27.6	24.4	18.6	12.5	8.1	15.9
2020	7.4	6.4	9.8	11.6	18.4	23.1	24.0	29.1	23.6	17.0	13.0	6.7	15.8
2021	4.5	7.5	10.4	13.7	18.3	22.2	27.0	26.5	23.6	18.1	12.1	7.4	15.9

降水量 (mm) 松江

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
2013	102.5	77.0	69.5	154.0	51.5	178.0	262.0	248.5	262.0	280.5	148.0	201.5	2035.0
2014	209.5	108.0	187.0	82.5	68.0	118.5	155.5	294.5	51.0	251.5	128.0	164.5	1818.5
2015	173.0	84.5	111.5	184.5	65.0	154.0	133.5	106.0	231.0	56.5	227.0	179.5	1706.0
2016	180.0	167.5	62.0	146.5	92.0	166.0	77.0	140.5	293.0	103.5	120.0	252.0	1800.0
2017	186.5	199.5	69.0	106.5	30.0	86.5	168.5	141.5	214.5	358.0	93.0	107.0	1760.5
2018	164.5	86.0	214.0	98.0	212.5	233.0	162.5	58.5	482.0	56.5	34.5	174.5	1976.5
2019	71.5	104.5	151.0	114.5	40.0	176.0	126.0	208.5	168.0	153.5	37.0	140.0	1490.5
2020	122.0	117.0	161.0	219.0	49.0	338.0	401.5	12.0	238.5	91.5	67.5	198.0	2015.0
2021	126.5	83.0	124.5	54.5	213.0	158.0	480.0	517.5	123.5	86.0	120.0	137.0	2223.5

降水量 (mm) 伯太

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
2013	147.0	95.5	76.5	138.0	35.5	202.0	219.5	250.5	283.5	332.0	136.0	185.0	2101.0
2014	199.5	142.5	192.0	77.5	72.5	118.0	118.0	464.0	74.5	254.5	113.0	145.0	1858.0
2015	232.0	91.0	129.5	174.0	68.5	117.5	117.5	98.5	203.5	57.0	179.5	160.0	1628.5
2016	197.0	174.0	77.5	133.0	198.0	103.0	103.0	231.0	352.0	119.0	126.5	262.5	2076.5
2017	191.5	174.0	89.5	148.5	39.5	99.5	139.5	147.5	302.0	351.5	80.0	79.5	1842.5
2018	173.0	67.5	193.5	91.5	210.5	137.5	263.0	32.0	587.5	69.0	36.0	157.0	2018.0
2019	99.0	72.0	133.5	126.5	33.5	167.0	157.0	160.0	153.0	150.5	76.0	109.5	1437.5
2020	104.0	116.5	165.5	218.0	47.5	289.0	324.5	9.5	207.0	91.5	52.0	195.0	1820.0
2021	125.5	95.5	111.5	74.0	157.0	94.0	438.5	476.0	168.5	120.5	104.5	126.0	2091.5

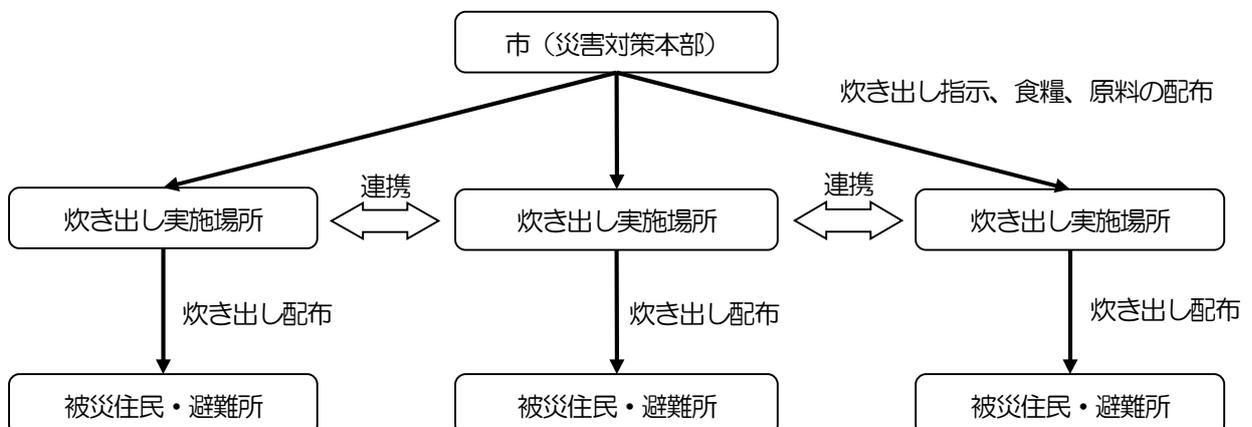
4. 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出しの実施場所

地域	施設名	炊き出し対象区域	器材等の整備状況	備考
安来地域	給食センター(ハッピークック)	安来・赤江	調理用ガス屋外供給・炊き出しステーション	隣接の総合文化ホールを避難所、物資集積所とする
	十神小学校	安来	調理室	避難所、物資集積所
	社日小学校	安来	家庭科室	避難所、物資集積所
	赤江小学校	赤江	家庭科室	避難所、物資集積所
	荒島小学校	荒島	家庭科室	避難所、物資集積所
	飯梨小学校	飯梨	家庭科室	避難所、物資集積所
	能義小学校	能義	家庭科室	避難所、物資集積所
	南小学校	大塚、吉田	家庭科室	避難所、物資集積所
	宇賀荘小学校	宇賀荘	家庭科室	避難所、物資集積所
	島田小学校	島田	家庭科室	避難所、物資集積所
	第一中学校	安来、赤江	調理室	避難所、物資集積所
	第二中学校	能義、宇賀荘、飯梨	家庭科室	避難所、物資集積所
	第三中学校	赤江、荒島	家庭科室	避難所、物資集積所
	安来高等学校	安来、宇賀荘	調理室(食堂)	避難所、物資集積所
	情報科学高等学校	能義、宇賀荘、飯梨	調理実習室	避難所、物資集積所
広瀬地域	広瀬小学校	広瀬、菅原、下山佐	家庭科室	避難所、物資集積所
	布部小学校	布部、西谷、宇波	家庭科室	避難所、物資集積所
	比田小学校	比田、東比田	家庭科室	避難所、物資集積所
	山佐小学校	山佐、奥田原	調理室	避難所、物資集積所
	広瀬中学校	広瀬、菅原、下山佐	家庭科室	避難所、物資集積所
伯太地域	安田小学校	安田	家庭科室	避難所、物資集積所
	母里小学校	母里	家庭科室	避難所、物資集積所
	井尻小学校	井尻	家庭科室	避難所、物資集積所
	赤屋小学校	赤屋	家庭科室	避難所、物資集積所
	伯太中学校	安田	家庭科調理室	避難所、物資集積所

- 炊きだし実施は、災害時、避難所及び物資集積所になる施設を中心に構成。
- 対象区域は、施設の所在地による。ただし、災害時には、被害の少ない施設を中心に行う。

炊き出しの活動フロー



(2) 島根県製パン業者

資料：島根県地域防災計画資料編（令和2年度）

地域	事業所名	電話番号	住所	製造能力（袋）
安来地域	(有)杉本パン店	22-2415	安来市黒井田町429-20	3
広瀬地域	長谷川製パン(有)長谷川照月堂	32-2547	広瀬町菅原1050-7	6
	(有)瀬尻製パン店	32-2539	広瀬町広瀬1694	2.5

(3) 食糧品調達関係事業所

地域	事業所名	電話番号	住所	備考
安来地域	フレッシュフーズのざか	22-2662	安来町557-4	
	ローソン安来南城谷町店	22-5772	安来町598-1	
	HOKプラーナ店	23-2811	安来町761-4	
	ローソンポプラ神田店	23-7088	安来町767-1	
	まるごう安来店	23-1551	安来町865-1	
	セブンイレブン安来本町店	22-3474	安来町1110	
	食品の山崎	22-2693	安来町1621-32	
	みのりや	22-2318	安来町1135	
	ディスカウントドラッグコスモス安来店	23-3555	安来町751-1	
	ファミリーマート安来飯島店	23-7267	飯島町275-2	
	陶山商店(有)	23-2121	飯島町294	
	ラ・ムー安来店	23-7560	飯島町396	
	セブンイレブン安来飯島町店	22-2117	飯島町401	
	スーパーマーケットサンアイ安来店	22-3131	飯島町516	
	ローソンポプラ安来中海店	28-7900	西荒島町182-1	
	ローソン安来今津町店	23-2177	今津町632-1	
	岸本食糧品店	28-6103	赤江町199	
	ディスカウントドラッグコスモス安来赤江店	28-9112	赤江町1033	
	ファミリーマート安来西赤江店	28-9005	西赤江町769-1	
	ローソン安来田頼店	28-8126	田頼町285-1	
	佐藤商店(有)	28-8524	西松井町668-3	
	ローソン安来折坂町店	22-3660	折坂町34-13	
	マイショップ南店	27-0225	大塚町401	
	谷口商店	22-3340	宇賀荘町81	
	スーパーあらしま十神店	23-0709	黒井田町160-2	
	ローソン安来黒井田町店	23-7190	黒井田町232-1	
	ファミリーマート安来黒井田店	23-3501	黒井田町377	
	ファミリーマート安来鉄工センター店	23-7025	黒井田町2055-1	
	セブンイレブン安来清水店	23-0733	島田町434-2	
	ローソン安来吉佐店	23-7702	吉佐町1017-1	
広瀬地域	ローソン安来広瀬店	32-3063	広瀬町石原9-1	
	平野屋商店	32-2255	広瀬町広瀬143-1	
	前田食料品店	32-2701	広瀬町広瀬753-2	
	切川食品店	32-2739	広瀬町広瀬841	
	石井食糧品店	32-2635	広瀬町広瀬1156-9	
	天野商店	32-2423	広瀬町広瀬1753	
	ウィズ(有)	32-2639	広瀬町広瀬1875-1	
	広瀬ショッピングセンター	32-2221	広瀬町広瀬1818	
	ファミリーマート安来広瀬店	32-9030	広瀬町広瀬1795-1	
	弁天(有)マーケット布部店	36-0107	広瀬町布部230-3	
	興南堂	34-0027	広瀬町西比田1644-1	

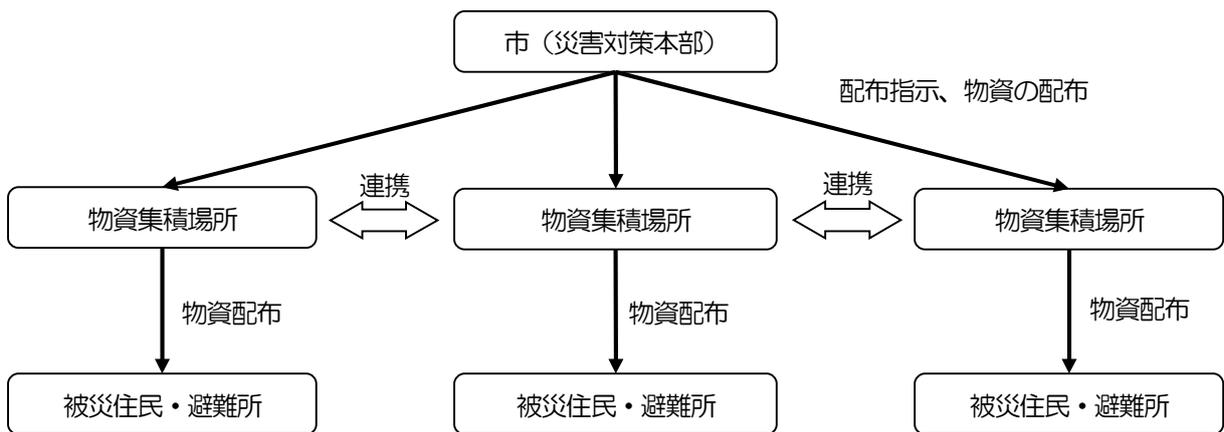
地域	事業所名	電話番号	住所	備考
伯太地域	ローソン安来伯太店	37-0707	伯太町東母里 569-1	
	(株)サンフードやすぎ	37-9004	伯太町東母里 1183-1	
	原田商店	37-0832	伯太町母里 411	
	秦茂友商店	38-0002	伯太町赤屋 112	
	大塚商店(有)	38-0020	伯太町赤屋 769-5	

(4) 調達、救援食糧の集積場所

地域	施設名	配分対象区域	電話番号	備考
安来地域	十神小学校	安来	22-2010	避難所、炊き出し場所
	社日小学校	安来	22-6345	避難所、炊き出し場所
	赤江小学校	赤江	28-8009	避難所、炊き出し場所
	荒島小学校	荒島	28-6186	避難所、炊き出し場所
	飯梨小学校	飯梨	28-6417	避難所、炊き出し場所
	能義小学校	能義	22-2854	避難所、炊き出し場所
	南小学校	大塚、吉田	22-2807	避難所、炊き出し場所
	宇賀荘小学校	宇賀荘	22-2364	避難所、炊き出し場所
	島田小学校	島田	22-2531	避難所、炊き出し場所
	第一中学校	安来、赤江	22-2250	避難所、炊き出し場所
	第二中学校	能義、宇賀荘、飯梨	22-2859	避難所、炊き出し場所
	第三中学校	赤江、荒島	28-8534	避難所、炊き出し場所
	安来高等学校	安来、宇賀荘	22-2840	避難所、炊き出し場所
	情報科学高等学校	能義、宇賀荘、飯梨	23-2700	避難所、炊き出し場所
広瀬地域	広瀬小学校	広瀬、菅原、下山佐	32-2388	避難所、炊き出し場所
	布部小学校	布部、西谷、宇波	36-0200	避難所、炊き出し場所
	比田小学校	比田、東比田	34-0014	避難所、炊き出し場所
	山佐小学校	山佐、奥田原	35-0017	避難所、炊き出し場所
	広瀬中学校	広瀬、菅原、下山佐	32-2389	避難所、炊き出し場所
伯太地域	安田小学校	安田	37-0058	避難所、炊き出し場所
	母里小学校	母里	37-1099	避難所、炊き出し場所
	井尻小学校	井尻	37-1032	避難所、炊き出し場所
	赤屋小学校	赤屋	38-0004	避難所、炊き出し場所
	伯太中学校	安田	37-1007	避難所、炊き出し場所

- 物資の集積は、市役所、消防本部を中心に各施設へ配布する。

物資集積、配布フロー



(5) 燃料調達事業所

(令和6年3月現在)

地域	事業所名	電話番号	住所	ミニローリー	移動タンク
安来地域	(株)永惣 ※	22-3721	安来町 888	3台	3台
	(株)永惣 荒島SS	28-8652	荒島町 1675-2		
	(有)安来石油 ※	22-2007	安来町 1115	1台	1台
	ジュンテンドー安来店	23-7866	安来町 408-1		
	(有)荒島アポロ石油 ※	28-8734	荒島町 203-1	5台	1台
	JASS-PORT 安来	22-3819	安来町 856-7		
	西日本宇佐美(株)山陽支店9号安来東給油所 ※	23-1841	吉佐町 9-1		
	JASS-PORT 安来みなみ※	22-5168	宇賀荘町 1255	2台	1台
	(有)田中健二郎商店	22-2336	安来町 1621	1台	
	(有)みしま	22-2543	安来町 1136	1台	
	(株)いない安来飯島店	23-1811	飯島町 468-1		
	智頭石油	22-4734	黒井田町 2056		8台
	(株)UNIVERSALPETROL EUM やすぎ西給油所	28-9206	赤江町 244-3		
	安来運送(株)	28-6767	赤江町 1903	1台	1台
	西部運輸(株)島根支店	28-9233	赤江町 1031		
	(有)丸和運輸 ※	22-1686	中津町 10		
	JASS-PORT 田頼	28-7005	田頼町 285-2		
広瀬地域	(有)中村商店旭町給油所	32-2006	広瀬町広瀬 775-2	5台	1台
	コメリ	32-9111	広瀬町石原 478-1		
	加納商事	36-0035	広瀬町布部 1165-6	1台	
	(有)松田石油店	34-0029	広瀬町西比田 1287-3	1台	
伯太地域	伯太石油(有)母里給油所 ※	37-1235	伯太町母里 543	3台	1台

※ 住民拠点サービスステーションとして、自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油ができるガソリンスタンド。

5. 応急仮設住宅の設置

(1) 一般社団法人島根県安来市建設業協会会員

令和6年4月現在

施工業者名	所在地	電話番号	FAX 番号
(有)足立建設	広瀬町下山佐 1056	32-3259	32-3272
(株)大島工務所	西赤江町 741-3	28-8358	28-6565
(有)門脇土建	伯太町井尻 790-11	37-1398	37-1081
(株)木下工務店	安来町 917-3	22-1029	22-1034
グリーン産業(株)	安来町 1966-2	27-7215	27-7150
小谷工業(有)	安来町 1958	22-2275	22-2597
(株)コンドウ	広瀬町広瀬 396	32-2152	32-2074
(株)田中建設	西赤江町 473-1	28-8616	28-7870
(株)中島建設	赤江町 1563	28-8101	28-8271
(有)中田建設	赤江町 164	28-8042	28-6287
(有)忍谷建設	黒井田町 397-5	22-2874	22-2878
(株)伯水工正務店	伯太町安田中 150-7	37-0620	37-0760
平井建設(株)	安来町 763-3	22-2218	23-1219
(有)松浦建設	大塚町 537-2	23-0591	22-0285
(有)松原組	安来町 811-6	22-3541	22-3532
丸永建設(株)	黒井田町 1895-3	22-2478	23-2348
(有)米原組	矢田町 8	22-2913	22-2966
(有)WAT	門生町 848	22-4909	22-4916
(株)渡部工務店	飯島町 412-1	23-2131	23-2132

(2) 安来市下水道排水設備指定工事店

排水設備指定店名簿		令和7年3月7日現在
指定工事店名	所在地	電話番号
(有)アイシン	鳥取県米子市彦名町527番地2	0859-29-3222
(有)会見設備	鳥取県西伯郡南部町天万1065-6	0859-64-2451
アクアシステム(株)	安来市安来町431番地	22-3538
(株)アスタス	安来市安来町874番地20	23-0006
アストモスリテイリング(株)	鳥取県米子市昭和町11番地	0859-33-2521
石田電気水道(有)	松江市上乃木八丁目2番47号	0852-25-3333
泉空調設備(有) 安来出張所	安来市下坂田町1000-1	23-1508
一畑住設(株)	松江市東朝日町275番地1	0852-67-2718
今岡設備	松江市古志原二丁目20番17-204	0852-28-8660
イマックス(株) 松江営業所	松江市玉湯町湯町162-1	0852-67-3470
内山設備(株)	松江市下東川津町273番地5	0852-67-6331
(有)宇都宮工業	松江市竹矢町1212番地	0852-37-1823
(株)エヌテック	鳥取県米子市彦名町5344番地1	0859-21-8685
(株)大島工務所	安来市西赤江町741番地3	28-8358
(株)オンチョウ	松江市矢田町250番地105	0852-22-0330
(有)門脇土建	安来市伯太町井尻790番地11	37-1398
管島工業	鳥取県西伯郡南部町落合451番地2	0859-39-6639
(株)木下工務店	安来市安来町917番地3	22-1029
(有)共栄住設	松江市東津田町851番地11	0852-27-2163
グリーン産業(株)	安来市安来町1966-22 影山ビル2F	0854-27-7215
(有)グロウス	松江市八雲町日吉333-84	0852-61-3117
小西設備	安来市飯島町1240番地36	090-6837-1190
山陰クボタ水道用材(株) 安来営業所	安来市黒井田町595番地1	23-7530
山陰酸素エンジニアリング(株) 安来営業所	安来市西恵乃島町837番地68	22-3386
山陰水道工業(株)	松江市母衣町83番地6	0852-24-3849
山陰冷暖(株) 松江営業所	松江市西津田二丁目12番43号	0852-21-1249
山洋工業(株)	出雲市中野町6番地1	0853-21-3400
シバタ設備(株)	鳥取県米子市車尾6丁目7番16号	0859-57-4760
島根水道(株) 松江支店	松江市学園二丁目18番34号	0852-21-5774
島根電工(株) 安来営業所	安来市恵乃島町114番地13	22-2399
(株)清水設備	鳥取県西伯郡伯耆町押口332番地3	0859-57-6163
松栄設備(株)	松江市東出雲町意宇南二丁目4番地2	0852-52-6377
(株)上下水道センター 島根営業所	松江市東津田町1076-4	0852-25-2979
(株)ジョウショウ	松江市八雲町西岩坂922番地5	0852-54-1930

指定工事店名	所在地	電話番号
シンセイ技研(株)	松江市平成町182番地37	0852-21-5466
新和設備工業(株)	松江市平成町182番地22	0852-24-5716
曾我工業(株) 安来営業所	安来市安来町1739番地2	22-4541
大成工業(株) 島根営業所	松江市学園南2丁目14-41	0852-67-5932
(株)大山設備	鳥取県米子市皆生5丁目13番46号	0859-32-8164
ダイニ電工(株)	仁多郡奥出雲町八代933番地	0854-54-1922
(株)大丸水機	鳥取県米子市淀江町西原106番地1	0859-56-3860
(株)太陽水道工事	松江市学園南一丁目16番6号	0852-22-3204
(有)ダイワ鋼商	鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津194番地9	0859-27-5019
(有)高見水道	安来市植田町965番地	28-6606
(株)高宮電気	松江市東津田町1212番地16	0852-60-1900
(株)田中建設	安来市西赤江町473番地1	28-8616
土江電設	松江市東出雲町揖屋2688番地10	0852-61-3310
(株)DAYS	鳥取県米子市新開2丁目16番24号	0859-21-9702
(株)電設サービス 松江営業所	松江市東朝日町207番地1	0852-28-4420
(株)中島建設	安来市赤江町1563番地	28-8101
ながた住設	松江市東津田町831 パドック 102号室	0852-67-6291
2525Gr.	安来市広瀬町広瀬82番地10	32-3163
(有)忍谷建設	安来市黒井田町397番地5	22-2874
(株)伯水工務店	安来市伯太町安田中150番地7	37-0620
(有)斐川水道	出雲市斐川町直江4018番地2	0853-72-0427
(株)斐川電工	出雲市斐川町直江5153番地	0853-72-3000
平井建設(株)	安来市安来町763番地3	22-2218
(有)広建産業	安来市広瀬町広瀬783番地1	32-2380
(有)福原土木水道工業所	松江市西津田五丁目6番17号	0852-21-0261
(有)藤井水道工務店	安来市新十神町132番地	22-2462
(有)文化企画	安来市西恵乃島町837番地33	23-0534
(株)豊和設備	松江市東津田町1205番地3	0852-22-4463
(有)ホクヨウ	松江市西忌部町35番地2	0852-33-2280
(有)細田工業所	松江市乃木福富町733番地21	0852-23-1457
(株)松白設備	松江市乃白町539番地2	0852-21-0910
(有)松原産業	雲南市木次町木次788番地1	0854-42-5580
丸永建設(株)	安来市黒井田町1895番地3	22-2478
(有)三原住設工業	松江市東出雲町揖屋150番地4	0852-52-2504
(株)矢壁設備	松江市古志原六丁目12番24号	0852-67-5608
(有)米原組	安来市矢田町8番地	22-2913
和幸冷温(株)	松江市嫁島町1番29号	0852-23-8111
(株)渡部工務店	安来市飯島町412番地1	23-2131

(3) 安来市指定給水装置工事事業者

安来市指定給水装置工事事業者一覧表

令和6年12月9日現在

※連絡先を変更して上下水道部に届け出が無い、又は電話が繋がらない事業者においては、お客様に迷惑がかかる為HP公開一覧表からは削除しております。

指定番号	氏名又は名称	地区	所在地	電話番号	FAX番号
4	あ アクアシステム株式会社	安来市	安来市安来町431番地	0854-22-3538	0854-23-1611
17	あ 有限会社アケボノ住設	米子市	米子市安倍122番地4	0859-24-6448	0859-24-6448
111	あ アストモスリテイリング株式会社 中国第一カンパニー山陰支店	米子市	米子市昭和町11番地	0859-33-2521	0859-22-6469
32	あ 足立燃料有限会社	境港市	境港市幸神町154番地	0859-45-2131	0859-45-2132
41	あ 有限会社アイシン	米子市	米子市彦名町527番地2	0859-29-3222	0859-29-6996
69	あ 有限会社会見設備	南部町	西伯郡南部町天万1065-6	0859-64-2451	0859-64-2600
117	あ 株式会社 アクアライン	広島市	広島県広島市中区上八丁堀8番8号	082-502-6644	082-502-4660
5	あ 株式会社アスタス	安来市	安来市安来町874番20	0854-23-0006	0854-23-0005
2	い 泉空調設備有限会社	安来市	安来市下坂田町1000番地1	0854-23-1508	0854-23-1346
43	い 一畑住設株式会社	松江市	松江市東朝日町275番地1	0852-67-2718	0852-67-5515
52	い 石田電気水道有限会社	松江市	松江市上乃木8丁目2番47号	0852-25-3333	0852-25-3336
87	い 今岡設備	松江市	松江市古志原2丁目20番17-204号	0852-28-8660	0852-28-8660
97	い イマックス株式会社 松江営業所	松江市	松江市玉湯町湯町162番地1	0852-67-3470	0852-67-3480
118	い 株式会社イースマイル	大阪市	大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目7番3号イースマイルビル	06-7739-2525	06-7739-2526
12	う 有限会社宇都宮工業	松江市	松江市竹矢町1212番地	0852-37-1823	0852-37-1826
105	う 内山設備株式会社	松江市	松江市下東川津町273-5	0852-67-6331	0852-67-6335
92	え 遠藤有限会社	安来市	安来市飯島町504番地	0854-22-3767	0854-21-0012
100	え 株式会社 N-Vision	広島市	広島県広島市中区鶴見町8番57	082-275-5227	082-275-5228
116	え 株式会社エヌテック	米子市	米子市彦名町5344番1	0859-21-8685	0859-21-8687
13	お 株式会社オンチョウ	松江市	松江市矢田町250番地105	0852-22-0330	0852-27-6187
39	か 有限会社門脇土建	安来市	安来市伯太町井尻790番地11	0854-37-1398	0854-37-1081
96	か 管島工業	南部町	西伯郡南部町落合451-2	0859-39-6639	0859-39-6640
90	き 有限会社共栄住設	松江市	松江市東津田町851-11	0852-27-2163	0852-23-8919
47	く 有限会社グロウス	松江市	松江市八雲町日吉333番地84	0852-61-3117	0852-61-3122
106	く 株式会社クラシアン 山陰営業所	米子市	鳥取県米子市淀江町今津152-1	0859-56-1511	0859-56-1512
120	こ 小西設備	安来市	安来市飯島町1240-36	090-6837-1190	
121	こ 株式会社コアガス島根	松江市	松江市東長江町902-43	0852-36-6661	0852-36-6697
6	さ 山陰酸素エンジニアリング株式会社	安来市	安来市西恵乃島町837番地68	0854-22-3386	0854-23-0315
27	さ 山陰クボタ水道用材株式会社	安来市	安来市黒井田町595番地1	0854-23-7530	0854-23-7532
40	さ 山陰酸素工業株式会社安来支店	安来市	安来市安来町1054番地1	0854-22-3331	0854-23-2236
48	さ 山陰水道工業株式会社	松江市	松江市母衣町83番地6	0852-24-3849	0852-24-5700
57	さ 山陰冷暖株式会社	松江市	松江市西津田町二丁目12番43	0852-21-1249	0852-25-2594
72	さ 山洋工業株式会社	出雲市	出雲市中野町6-1	0853-21-3400	0853-21-3414
110	さ 有限会社 山陰日化サービス	松江市	松江市東朝日町168-8	0852-21-0030	0852-21-0015

指定 番号		氏名又は名称	地区	所在地	電話番号	F A X 番号
8	し	島根電工株式会社	安来市	安来市恵乃島町114番地13	0854-22-2399	0854-22-2383
15	し	新和設備工業株式会社	松江市	松江市平成町182番地22	0852-24-5716	0852-24-5726
20	し	株式会社シンセイ	米子市	米子市西福原九丁目19番15	0859-35-6560	0859-35-6599
28	し	シンセイ技研株式会社	松江市	松江市平成町182番地37	0852-21-5466	0852-21-5650
29	し	島根水道株式会社	松江市	松江市学園2丁目18番34号	0852-21-5774	0852-21-5854
60	し	松栄設備株式会社	松江市	松江市東出雲町意宇南2丁目4番地2	0852-52-6377	0852-52-6355
84	し	株式会社清水設備	伯耆町	西伯郡伯耆町押口332-3	0859-57-6163	0859-57-2123
114	し	シバタ設備株式会社	米子市	米子市車尾6丁目7番16	0859-57-4760	0859-57-4760
123	じ	株式会社上下水道センター島根営業所	松江市	松江市東津田町1076-4	0852-25-2797	0852-25-5522
109	じ	株式会社ジョウショウ	松江市	松江市八雲町西岩坂922-5	0852-54-1930	0852-61-8799
115	す	水道修繕センター 山陰	松江市	松江市西浜佐陀町494番地7	0852-36-6021	0852-36-6021
86	せ	設備機器メンテナンス	安来市	安来市古川町183番地	090-1013-2002	0854-28-6293
9	そ	曽我工業株式会社	米子市	米子市富益町63-8	0859-25-1186	0859-25-1565
10	た	有限会社高見水道	安来市	安来市植田町965番地	0854-28-6606	0854-28-6760
14	た	株式会社太陽水道工事	松江市	松江市学園南一丁目16番6号	0852-22-3204	0852-22-3242
21	た	株式会社大山設備	米子市	米子市皆生五丁目13番46号	0859-32-8164	0859-32-8317
51	た	ダイニ電工株式会社	奥出雲町	仁多郡奥出雲町八代933番地	0854-54-1922	0854-54-2342
62	た	大成工業株式会社	松江市	松江市学園南2丁目14-41	0852-67-5932	0852-67-5933
81	た	有限会社ダイワ鋼商	日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津194-9	0859-27-5019	0859-27-5217
104	た	株式会社高宮電気	松江市	松江市東津田町1212-16	0852-60-1900	0852-78-2692
124	だ	株式会社大丸水機	米子市	米子市淀江町西原106-1	0859-56-3860	0859-56-3873
79	つ	土江電設	松江市	松江市東出雲町掛屋2688番地10	0852-61-3310	0852-52-7774
122	て	株式会社DAYS	米子市	米子市新開二丁目16番24号	0859-21-9702	0859-21-9703
83	て	有限会社電化のヤマサキ	安来市	安来市安来町1182番地	0854-22-2223	0854-23-1031
88	て	株式会社電設サービス	松江市	松江市東朝日町207番地1	0852-28-4420	0852-28-4421
102	な	有限会社長原電化工事	米子市	米子市河崎128-34	0859-24-1833	0859-30-2018
126	な	ながた住設	松江市	松江市東津田町831パドック102号室	0852-67-6291	0852-67-6292
82	に	2525Gr	安来市	安来市広瀬町広瀬82番地10	090-1682-4787	0854-32-3163
22	は	株式会社伯水工務店	安来市	安来市伯太町安田中150番地7	0854-37-0620	0854-37-0760
42	は	有限会社はしもと	南部町	西伯郡南部町法勝寺334番地1	0859-66-2021	0859-66-3474
64	は	有限会社パイプフレンド	米子市	米子市皆生新田3-2-8	0859-22-1324	0859-22-2214
34	ひ	有限会社広建産業	安来市	安来市広瀬町広瀬783番地1	0854-32-2380	0854-32-3948
67	ひ	有限会社斐川水道	出雲市	出雲市斐川町直江4018番地2	0853-72-0427	0853-72-9498
93	ひ	株式会社斐川電工	出雲市	出雲市斐川町直江5153番地	0853-72-3000	0853-72-0990
107	ひ	広島ガスエナジー株式会社	安来市	安来市黒井田町731	0854-22-3632	0854-23-0247
54	ふ	有限会社福岡建築	安来市	安来市広瀬町奥田原854番地	0854-35-0330	0854-35-0332
70	ふ	有限会社藤井水道工務店	安来市	安来市新十神町132	0854-22-2462	0854-22-2480
98	ふ	有限会社福原土木水道工業所	松江市	松江市西津田五丁目6番17	0852-21-0261	0852-21-0360

指定番号		氏名又は名称	地区	所在地	電話番号	FAX番号
71	ふ	有限会社文化企画	安来市	安来市西恵乃島町837-33	0854-23-0534	0854-23-0559
19	ほ	有限会社ホクヨウ	松江市	松江市西忌部35番地2	0852-33-2280	0852-33-2290
23	ほ	株式会社豊和設備	松江市	松江市東津田町1205番地3	0852-22-4463	0852-31-3640
91	ほ	有限会社細田工業所	松江市	松江市乃木福富町733番地21	0852-23-1457	0852-23-7033
26	ま	有限会社松原産業	雲南市	雲南市木次町木次788番地1	0854-42-5580	0854-42-5581
59	ま	株式会社松白設備	松江市	松江市乃白町539番地2	0852-21-0910	0852-61-4334
18	み	有限会社三原住設工業	松江市	松江市東出雲町揖屋150番地4	0852-52-2504	0852-52-6139
35	み	株式会社ミテック	米子市	米子市吉谷217番地	0859-26-5200	0859-26-2686
99	み	三菱電機システムサービス株式会社 中国支社 山陰サービスステーション	松江市	松江市上乃木町9-4-7	0852-23-3291	0852-27-6442
125	も	本林設備	安来市	安来市広瀬町町帳57-6	090-4805-8597	0854-32-2247
119	ら	Lunker Works	安来市	安来市荒島町1566番地26	090-1353-9145	0854-28-7268
25	わ	和汽産業有限会社	安来市	安来市下坂田町274番地1	0854-23-1506	0854-22-4382
77	わ	和幸冷温株式会社	松江市	松江市嫁島町1番地29	0852-23-8111	0852-26-7048

(4) 建設候補地

項目	内容	備考
地名地番	安来市穂日島町143番地	課税台帳
敷地面積	209,551.84 m ²	計画通知書における記載面積
土地所有者名	安来市	
想定利用者数	950人	

6. 死体の収容・処理

(1) 死体の収容

施設名	管理者	電話番号	所在地	備考
安来市民体育館	安来市	23-1923	安来町1337-1	指定管理者導入施設
広瀬中央公園総合体育館	安来市	32-2678	広瀬町広瀬307	指定管理者導入施設
伯太体育館	安来市	37-1262	伯太町西母里231-5	直営施設

- ・ 死体を収容しない場合は、避難所として使用。
- ・ 廃校舎及びその付属施設（体育館・講堂等）についても準収容施設として調整を図る。

(2) 火葬場

名称	管理者	電話番号	所在地	1日処理能力	備考
独松山霊苑	安来市	23-2468	飯生町445	6体/1日	

7. 障害物除去

(1) 除去した障害物の処理

集積地	管理者	電話番号	所在地	収容能力	備考
清瀬クリーンセンター (積替え施設)	安来市	27-0727	清瀬町10-1	54t/日	可燃物、ストックヤード機能のみ。
高尾クリーンセンター	安来市	27-0053	清瀬町497-3	20t/日(5時間)	不燃物

(2) 機械・器具等の調達

安来市建設業協会より（令和6年4月5日）

建設資機材名	数量	施工業者数	建設資機材名
バックホウ	65台	16社	バックホウ
ダンプトラック	44台	18社	ダンプトラック
クレーン付トラック	18台	15社	クレーン付トラック
ブルドーザー	6台	4社	ブルドーザー
ホイールローダー	1台	1社	ホイールローダー
グレーダー	1台	1社	グレーダー
タイヤショベル	7台	5社	タイヤショベル
マカダムローラー	1台	1社	マカダムローラー
コンバインドローラー	3台	3社	コンバインドローラー
タイヤローラー	2台	2社	タイヤローラー
振動ローラー	1枚	1社	振動ローラー
鉄板	680枚	14社	鉄板
矢板	70枚	2社	矢板
発電機	25基	12社	発電機
バリケード	145ヶ	7社	バリケード
カラーコーン	320ヶ	5社	カラーコーン
大型土のう作成器	1台	1社	大型土のう作成器
水中ポンプ	1台	1社	水中ポンプ
カニクレーン	1台	1社	カニクレーン
投光器	1台	1社	投光器

※別表2に各社毎の保有建設資機材一覧表を掲載

(別表2)

災害応急対策業務 保有建設資機材一覧表

(令和6年4月現在)

地区	会社名	バックホウ	ダンプトラック	クレーン付き トラック	その他の建設機械等 ※()は数量	保有資材 ※()は数量
安来地区	(株)大島工務所 [TEL28-8358]	1	1	1		発電機(1)
	(株)木下工務店 [TEL22-1029]	2	1	1		鉄板(7)、矢板(50) 発電機(1)、カラーコーン、 水中ポンプ
	グリーン産業(株) [TEL27-7215]			1		発電機(1)、投光器 (1)、カラーコーン
	小谷工業(有) [TEL22-2275]		1	2		鉄板(250)、発電機(3)
	(株)田中建設 [TEL28-8616]	2	2	1	ブルドーザー(1)、タイヤショベル(1)	鉄板(20)、バリケード
	(株)中島建設 [TEL28-8101]	7	3	1	ブルドーザー(2)、タイヤローラー(1)、 コンバインドローラー(1)	鉄板(80)、発電機(3)
	(株)中田建設 [TEL28-8042]	7	3	2	カニクレーン(1)	鉄板(30)
	(有)忍谷建設 [TEL22-2874]	3	3	1	タイヤショベル(1)	鉄板(20)、発電機(3)
	平井建設(株) [TEL22-2218]	2	2		グレーダー(1)、マカダムローラー(1)、 コンバインドローラー(1)、タイヤローラ ー(1)	鉄板(10)、発電機(1)
	(有)松浦建設 [TEL23-0591]	5	3	1		鉄板(20)、矢板(20)、 発電機(2)、バリケード
	(有)松原組 [TEL22-3541]	3	2		ブルドーザー(1)、ホイールローダー(1)	
	丸永建設(株) [TEL22-2478]			1	1	鉄板(13)、発電機(1)、 バリケード
	(有)米原組 [TEL22-2913]	4	2		1	鉄板(40)、バリケード、 カラーコーン、現 場点滅等
	(有)WAT [TEL22-4909]	5	4			
(株)渡部工務店 [TEL23-2131]	1	1			大型土のう作成器	
広瀬地区	(有)足立建設 [TEL32-3259]	9	4	2	ブルドーザー(2)、タイヤショベル(1)、 振動ローラー(1)	鉄板(50)、発電機(2)
	(株)コンドウ [TEL32-2152]	4	3	1	タイヤショベル(2)、コンバインドローラ ー(1)	発電機(6)、鉄板(100) バリケード
伯太地区	(有)門脇土建 [TEL37-1398]	3	3	1	タイヤショベル(2)	鉄板(20)、発電機 (2)、カラーコーン
	(株)伯水工務店 [TEL37-0620]	7	5	1		鉄板(20)、発電機(2)、 バリケード
	計	65	44	18		

8. 医療、助産及び保健

(1) 救護所の設置

地域	設置予定施設名	電話番号	所在地	備考
安来地域	十神小学校	22-2010	安来町 843-3	避難所、物資集積所
	社日小学校	23-6345	宮内町 101	避難所、物資集積所
	赤江小学校	28-8009	赤江町 1843	避難所、物資集積所
	荒島小学校	28-6186	荒島町 2728	避難所、物資集積所
	飯梨小学校	28-6417	植田町 398	避難所、物資集積所
	能義小学校	22-2854	飯生町 265	避難所、物資集積所
	南小学校	22-2807	清瀬町 230	避難所、物資集積所
	宇賀荘小学校	22-2364	清井町 300	避難所、物資集積所
	島田小学校	22-2531	穂日島町 485	避難所、物資集積所
	第一中学校	22-2250	飯島町 792	避難所、物資集積所
	第二中学校	22-2859	吉岡町 7	避難所、物資集積所
	第三中学校	28-8534	西赤江町 395	避難所、物資集積所
	安来高等学校	22-2840	佐久保町 115	避難所、物資集積所
	情報科学高等学校	23-2700	能義町 310	避難所、物資集積所
広瀬地域	広瀬小学校	32-2388	広瀬町広瀬 751	避難所、物資集積所
	布部小学校	36-0200	広瀬町布部 1152	避難所、物資集積所
	比田小学校	34-0014	広瀬町西比田 1659-1	避難所、物資集積所
	山佐小学校	35-0017	広瀬町上山佐 608-2	避難所、物資集積所
	広瀬中学校	32-2389	広瀬町富田 1470	避難所、物資集積所
伯太地域	安田小学校	37-0058	伯太町安田 1213-1	避難所、物資集積所
	母里小学校	37-1099	伯太町西母里 1040-1	避難所、物資集積所
	井尻小学校	37-1032	伯太町井尻 859-2	避難所、物資集積所
	赤屋小学校	38-0004	伯太町赤屋 123	避難所、物資集積所
	伯太中学校	37-1007	伯太町西母里 940-6	避難所、物資集積所

(2) 薬品調達関係事業所(参考)

地域	事業所名	電話番号	所在地	備考
安来地域	ハウジングランド いない安来飯島店	23-1811	飯島町 468-1	
	トミヤブラーナ店	23-7138	安来町 761-4	安来ブラーナ内
	安来中央薬局	23-7175	今津町 670-3	
	ラン調剤薬局	23-1021	飯島町 530-5	
	ココカラファイン安来店	23-8030	黒井田町 1-5	(株)ココカラファイン
	ウエルネス安来店	23-7750	飯島町 399	
	(有)やすぎ薬舗	22-2172	安来町 1193-34	
	なべや薬局神田店	23-2550	安来町 769-1	
	なべや薬局八幡町店	27-7037	安来町 1195-1	
	そうごう薬局安来店	23-7671	安来町 935-4	
	そうごう薬局安来社日店	21-9771	安来町 1278-5	
	入江薬店	28-8415	荒島町 2388-1	
	木下薬局	22-2137	安来町 1653	
	さくら薬局安来赤江店	28-8800	赤江町 1447-1	
	(有)調剤薬局ケイ十神店	23-0700	南十神町 14-1	
	ディスカウントドラッグ コスモス安来店	23-3555	安来町 751-1	(株)コスモス薬品
	ディスカウントドラッグ コスモス安来赤江店	28-9112	赤江町 1033	(株)コスモス薬品
	広瀬地域	庄林薬品	32-2735	広瀬町広瀬 914
さいとう薬局		32-2628	広瀬町広瀬 1464-1	
古山薬局		32-2720	広瀬町広瀬 862	
広瀬調剤薬局		32-9503	広瀬町広瀬 1922-1	
フリーダムプラス薬局		32-3000	広瀬町広瀬 1950-1	

(3) 主要医療機関

① 松江市・島根県共同設置松江保健所管内の病院

資料：島根県医療政策課（令和7年2月1日現在）

設立主体	病（医）院名	所在地	診療科目	電話番号	許可病床数					
					精神	結核	感染	療養	一般	計
安来市	◎安来市立病院	安来市 広瀬町	内・外・整外・神内・泌・婦・皮・小・形外・眼・耳・リハ・放・麻・呼内・循・消内・腎内・糖内・乳外・消外	32-2121				46	102	148
医療法人	◎安来第一病院	安来市 安来町	精・内・小・呼内・循・消内・神内・皮・心内・外・乳外・泌・整外・リハ・リウマチ・形外・腎内・糖内	22-3411	161			60	138	359
独立行政法人	国立病院機構 松江医療センター	松江市 上乃木	内・リウマチ・小・整外・リハ・呼内・循・神内・外・呼外・放・麻・歯・消内	0852 21-6131		6			328	334
社会福祉法人	東部島根 医療福祉センター	松江市 東生馬町	整外・リハ・小・内・皮・耳・歯・神外	0852 36-8011				40	60	100
松江市	◎松江市立病院	松江市 乃白町	内・精・神内・呼内・消内・循・小・外・整外・形外・神外・心血外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・リハ・歯口外・麻・乳外・糖・病診・救・消外	0852 60-8000	50		4		416	470
日赤	◎松江赤十字病院	松江市 母衣町	内・精・神内・呼内・消内・循・小・外・整外・形外・神外・呼外・心血外・皮・泌・産婦・眼・耳・放・リハ・腎内・糖内・血内・乳外・麻・病診・歯口外	0852 24-2111	45		2		552	599
保健生活共同組合	◎松江生協病院	松江市 西津田	内・呼内・消内・循・小・神内・外・整外・神外・産婦・眼・耳・皮・泌・肛門・リハ・放・麻・精・乳外	0852 23-1111				40	311	351
医療法人	松江青葉病院	松江市 上乃木	精・心内	0852 21-3555	300					300
医療法人	◎松江記念病院	松江市 上乃木	内・神内・消内・循・小・外・整外・皮・肛門・婦・放・リハ・歯口外・呼内・消外・麻・糖内	0852 27-8111				55	61	116
医療法人	仁風会 八雲病院	松江市 大庭町	精・神内・心内	0852 23-3456	161					161
独立行政法人	◎地域医療機能推進機構 玉造病院	松江市 玉湯町	内・神内・消内・循・整外・形外・リウマチ・リハ・歯・麻・歯口外	0852 62-1560					214	214
医療法人	同仁会 こなん病院	松江市 宍道町	精・神内・心内・内	0852 66-0712	147					147
医療法人	鹿島病院	松江市 鹿島町	内・整外・放・リハ・循・消内・神内	0852 82-2627				117	60	177

◎印は救急告示病院

② 市内の一般診療所

資料：島根県医療政策課（令和6年 1月1日現在）

地域	施設名称	住所	電話番号	許可病床数		
				療養	一般	計
安来地域	特別養護老人ホーム やすぎの郷診療所	安来町970-1	23-0731	0	0	0
	たわら眼科	南十神町17-2	23-7600	0	5	5
	健康管理室	飯島町1240-2(株)プロテリアル 安来工場海岸工場 内	22-1920	0	0	0
	株式会社プロテリアル安来製 作所健康管理室	安来町917-10	23-7517	0	0	0
	野坂医院	安来町1637	22-2525	0	0	0
	森脇医院	荒島町1728-6	28-8635	0	0	0
	安来市養護老人ホーム鴨来荘 診療所	月坂町563	22-2877	0	0	0
	渡部医院	安来町1195-7	22-2486	0	0	0
	医療法人社団 吉田医院	飯島町1235-2	22-2064	0	0	0
	特別養護老人ホーム しらさぎ苑	古川町829-1	28-6220	0	0	0
	金藤内科小児科医院	赤江町1447-5	28-6688	0	0	0
	白根医院	荒島町1817-1	28-7000	0	0	0
	廣江眼科	安来町904-1	23-1231	0	0	0
	杉原医院	安来町898-4	23-1236	0	0	0
	麦谷内科クリニック	下坂田町308-1	22-1855	0	0	0
	杉原クリニック	南十神町19-9	22-1222	0	0	0
	杉原医院大塚分院	大塚町357-15	27-0888	0	0	0
	医療法人おがわ耳鼻咽喉科	飯島町531-1	23-1187	0	0	0
	医療法人やました整形外科	南十神町17-1	27-7250	0	0	0
	家族・絆の吉岡医院	安来町789-1	22-2065	0	7	7
やすぎ博愛クリニック	安来町1278-5	22-2180	0	0	0	
やすぎの皮ふ科	飯島町289-1	27-7755	0	0	0	
広瀬地域	尼子苑診療所	広瀬町下山佐 330-2	32-9071	0	0	0
	朝山医院	広瀬町広瀬976	32-2439	0	0	0
	医療法人河村医院	広瀬町広瀬1940	32-2436	0	0	0
	ドクター中西元気クリニック	広瀬町布部758	36-0009	0	0	0
伯太地域	特別養護老人ホーム 伯寿の郷医務室	伯太町安田1705	37-1600	0	0	0
	村上医院	伯太町東母里 459-5	37-1046	0	0	0
	一般社団法人安来市医師会 井尻診療所	伯太町井尻3-3	37-1125	0	0	0
	一般社団法人安来市医師会 赤屋診療所	伯太町赤屋117-1	38-0634	0	0	0
	一般社団法人安来市医師会立 安来市医師会診療所	伯太町安田1700	37-1511	0	8	8

③ 鳥取県西部消防局管内救急告示医療機関

令和6年4月1日現在

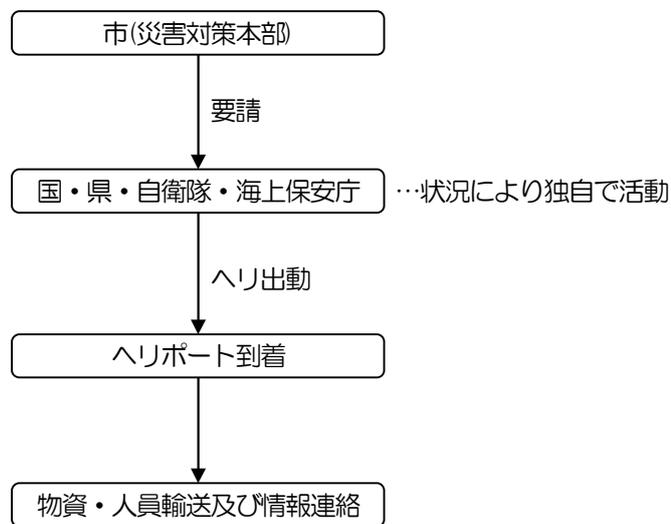
設立主体	病（医）院名	所在地	電話番号 (市外局番 0859)	許可病床数					
				療養	結核	精神	一般	感染	計
独立行政法人	国立病院機構 米子医療センター	米子市車尾	33-7111				270		270
独立行政 法人	山陰労災病院	米子市皆生新田	33-8181				363		363
医療法人	高島病院	米子市西町	32-7711	59			60		119
医療法人	博愛病院	米子市両三柳	29-1100	38			161		199
日南町 国民健康保険	日南病院	日野郡日南町	82-1235	40			59		99
日野病院組合	日野病院	日野郡日野町	72-0351				99		99
南部町 国民健康保険	西伯病院	西伯郡南部町	66-2211	30		99	49		178
済生会	済生会 境港総合病院	境港市米川町	42-3161	30			165	2	197

9. 輸送

(1) 災害用臨時ヘリポート

番号	離着陸場名	所在地	電話番号	責任者	備考
6	安来運動公園	吉岡町 450	23-1923	安来市	指定管理
7	広瀬町（広瀬中央公園）	広瀬町広瀬 307	32-2678	安来市	指定管理
8	山佐ダム（訓練場）特殊地域	広瀬町上山佐 3036-11	35-0156	広瀬土木事業所	
31	伯太町（山村広場）	伯太町日次 585-1	37-0620	安来市	指定管理

ヘリコプター活動フロー



(2) 一般貸切・乗用旅客自動車運送事業者

地域	事業者名	営業所名	保有台数	電話	備考
安来地域	安来市場運送(有)	安来観光	5	22-2672	
	ちどりタクシー(有)	安来	11	22-3032	
	日本交通(株)	安来	15	22-2541	
広瀬地域	広瀬タクシー(有)	広瀬	4	32-2936	
	(有)中村商店	広瀬観光	3	32-2006	
	(有)梅林商会	比田	1	34-0111	
	田辺 誠		1		福祉輸送限定
伯太地域	(有)伯太観光	伯太	9	38-0631	
	(株)赤屋タクシー	本社	2	37-1270	

(3) 一般貨物自動車運送事業者

資料：島根県地域防災計画資料編（令和3年4月1日現在）

事業者名	所在地	車両数				電話番号	備考
		普通車	小型車	特殊車	被けん引車		
日本通運(株)安来営業所	亀島町 12-1	12	1			23-0202	
ヤマト運輸(株)安来支店	赤江町 1885-4	10	1			28-6911	
田川運送(株)	荒島町 1774-1			15		28-7766	
安来運送(株)	赤江町 1903	37	1		7	28-6767	
山陰建設輸送(株)安来営業所	今津町 657-1	49		17	6	23-2200	
安来市場運送(有)	下坂田町 105-1	10				22-2672	
加藤徳巳(飯梨運送)	植田町 339-3	4				28-6475	
(有)加納運送	広瀬町広瀬 1110-2	4	3	2		32-2703	
(株)幸栄通産	門生町 1065-7	11	1		7	23-2255	
梶谷利光(梶谷運送)	伯太町草野 149		1			38-0308	
金山商事運輸(有)	荒島町 90-1	11	1		10	28-6870	
(有)山陰東海運輸	黒井田町 2056	7				23-1266	
(有)丸和運輸	中津町 10	60	7	2		22-1686	
ヤマサン物流(株)	西恵乃島町 837-67	4		4	7	23-2056	
(有)黒井田重機工事	黒井田町 2053	5				23-1205	
(株)日立金属安来製作所	飯島町 1240-2	10				22-3501	
(有)加藤運送	今津町 38	1	1	3			
景山総業(有)	植田町 336-2	11		1	2	28-9065	
加藤建材(有)	広瀬町布部 614	6				36-0556	
(株)日立物流西日本 安来営業所	安来町 917-10	26				22-4040	
(株)日立物流西日本 広島機工営業所安来機工係	安来町 917-10	5				22-4040	
(有)広瀬土建資材	広瀬町広瀬 1809	8				32-2700	
YMライン(株)	広瀬町下山佐 2846-6	4				32-3535	
L 物流(株)	伯太町東母里 1183-17			41		37-9955	
山根草司(山根建材)	安来町 66-2	7	2			22-6044	
(有)ナカジマ	黒井田町 960-2	19				52-5855	
周藤卓男(周藤クレーン)		5	1			52-2701	
田中博保(田中商事)	荒島町 1758-1	4	1			28-6201	
(株)ながたに	伯太町東母里 1740			7		37-0354	
西部運輸(株)	島田町 579-14	73	1			28-9233	
(株)丸二運送	吉佐町 1054-1	13	1			21-0535	
(有)増本土建	飯島町 605	5				22-2407	
米原物流(株)安来営業所	西赤江町 890-1			16		28-7717	
(有)三徳運送		7			2		
(株)ティーテック	黒井田町 1838-1	6				22-1120	
(有)日本海商事安来営業所	門生町 48	35				22-6699	
サクマ運輸(株)	吉佐町 1017-5	6				23-1366	
(株)コーケン	下坂田町 290-5	18			2	23-7340	
(有)イズカ建設	大塚町 1693-1	7			2	27-0227	

10. 廃棄物等の処理

(1) ごみ及びし尿処理施設

施設名	管理者	処理能力	配置人員	備考
高尾クリーンセンター	安来市	20 t/日 (一日5時間稼働)	5名	不燃物。人員は平常時のもの。
清瀬クリーンセンター (積替え施設)	安来市	1 m ³ /分	5名	可燃物。人員は平常時のもの。 ストックヤード機能のみ。
対仙浄園汚泥再生処理センター	安来市	36kl/日	4名	し尿処理。人員は平常時のもの。

(2) 清掃資機材の調達先

名称	所在地	電話番号	機械器具等				備考
			運搬車 ごみ収集	汲み取り車	作業用品	その他	
宮本商店	安来町 1075-10	22-3812	1				
(有)アビットクリーン	飯生町 802-1	22-1420	7				
(株)コウエイ・サービス	門生町 1065-7	22-4566	13				
(有)トータル・クリーン	西赤江町 643	28-9400	17	4			
(有)米子清掃安来営業所	安来町 1828	22-2974		4			
(有)安来清掃社	赤江町 90-6	28-6711		4			
(株)濱田産業	伯太町赤屋 1-1	38-0338	5				
長谷川清掃	伯太町末明 290-5	37-1587	1				

11. 自衛隊の災害派遣

(1) 車両駐車候補地

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
安来運動公園	佐久保町/吉岡町 457 - 1	安来市	(大駐車場) 大型 11 台 身障者用 3 台 普通 157 台	22-5911

(2) 自衛隊の災害派遣の範囲

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- ⑤ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- ⑥ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ⑦ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑧ 庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した時、自衛隊が自主的に派遣する場合

(3) 災害派遣部隊の活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火活動にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

救助活動区分	活動内容
被災者生活支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去の実施をする。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

（4）経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。なお2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する

12. 防災業務施設・設備等

(1) 消防施設・設備等

① 消防ポンプ自動車

資料：安来市消防本部調べ（令和7年4月）

	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	指揮車	小型動力ポンプ			広報車	資器材搬送車	救急車	高規格救急車（内数）	救助工作車
					付き積載車	小型動力ポンプ	車内に積載して いないもの					
消防本部所有分	6	1	1	2	0	1	3	2	6	(6)	1	
消防団所有分	6			1	36		1	1				
計	12	1	1	3	36	1	4	3	6	(6)	1	

② 消防水利

資料：安来市消防本部調べ（令和7年4月）

合計	消火栓		防火水槽						井戸	その他				
	公設	私設	100㎡以上	100㎡未満	60㎡以上	60㎡未満	40㎡以上	40㎡未満		20㎡以上	河川	湖	プール	その他
737	496	430	66	226	23	9	97	97	1	14	3	1	2	8

(2) 通信施設・設備等

所属	所在地・電話番号・責任者	通信系	種別
安来警察署	安来市今津町674の1 0854-22-0110 安来警察署長	警察無線	固定局
			移動局
			基地局
安来市 (安来市消防本部)	安来市飯島町711-1 松江市島根町野波足谷5177-3 広瀬町上山佐3177 伯太町横屋952-24 0854-22-0119 安来市消防本部消防長	多重無線 消防無線 消防無線 多重無線 消防無線 消防無線	固定局
			基地局
			移動局
			固定局
	安来市広瀬町広瀬1904 0854-32-2308 広瀬分署	消防無線	基地局
			移動局
			基地局
安来市広瀬町西比田1708-2 0854-34-0154 比田分駐所	消防無線	移動局	
		移動局	
安来市伯太町母里536-2 0854-37-1026 伯太分署	消防無線	移動局	

所属	所在地・電話番号・責任者	通信系	種別
安来市	安来市安来町 878-2 安来市総務部 DX 推進課 0854-23-3121	行政告知放送施設	固定局
	安来市安来町地内		固定局
	安来市穂日島町地内		固定局
	安来市宇賀荘町地内		固定局
	安来市大塚町地内		固定局
	安来市上吉田町地内		固定局
	安来市飯生町地内		固定局
	安来市飯梨町地内		固定局
	安来市荒島町地内		固定局
	安来市赤江町地内		固定局
	安来市広瀬町広瀬地内		固定局
	安来市広瀬町布部地内		固定局
	安来市広瀬町西比田地内		固定局
	安来市広瀬町上山佐地内		固定局
	安来市広瀬町下山佐地内		固定局
	安来市広瀬町菅原地内		固定局
	安来市広瀬町宇波地内		固定局
	安来市広瀬町西谷地内		固定局
	安来市広瀬町東比田地内		固定局
	安来市広瀬町奥田原地内		固定局
安来市伯太町安田中地内	固定局		
安来市伯太町母里地内	固定局		
安来市伯太町井尻地内	固定局		
安来市伯太町赤屋地内	固定局		
山陰ケーブル ビジョン株式会社 (やすぎどじょっこテレビ)	安来市汐手が丘 16 番 28 号 0854-22-5050 やすぎどじょっこテレビ	ケーブルテレビ放送	基地局

(3) 水防施設・設備等

安来市水防計画別表 24~25 を参照のこと。

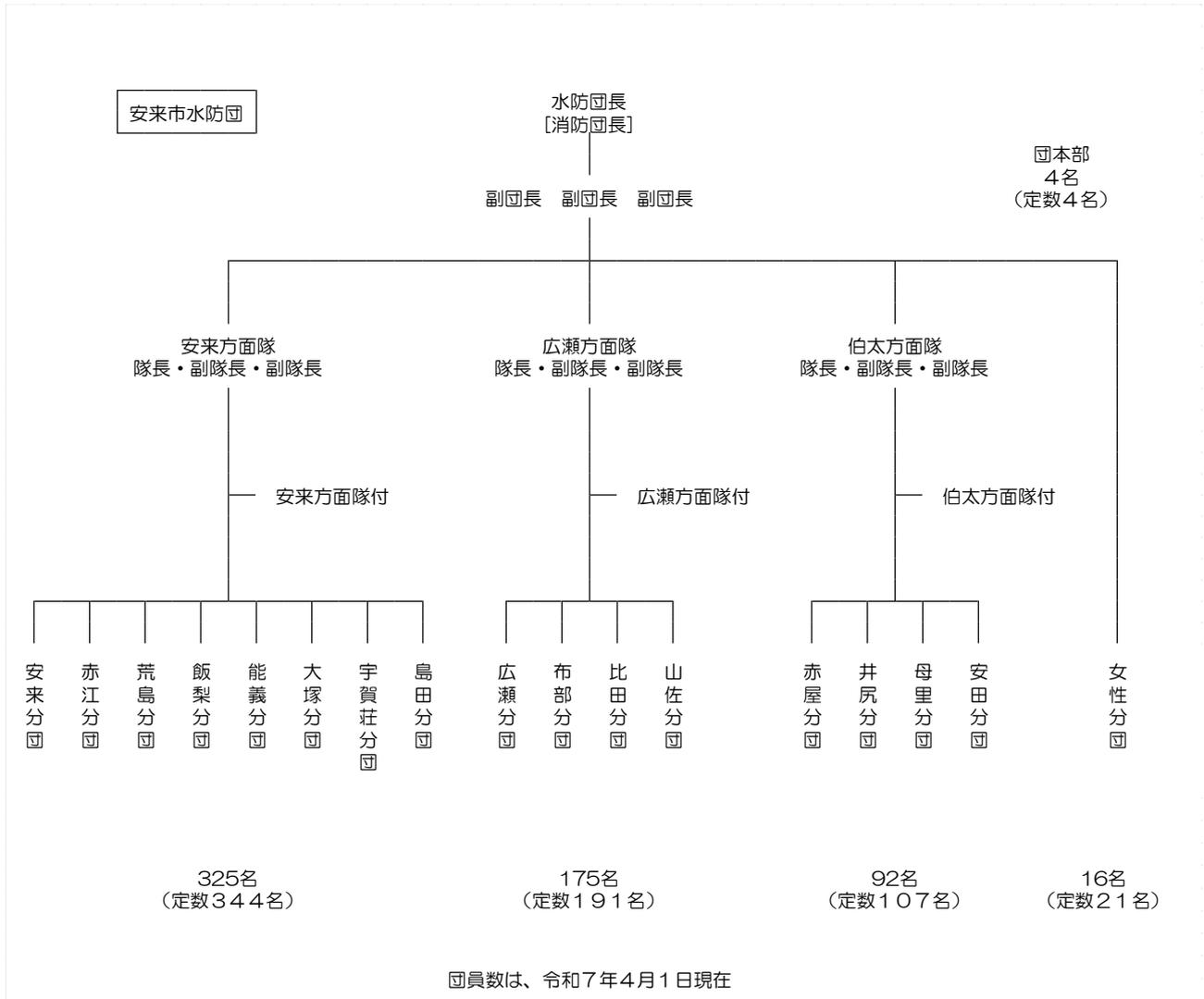
(4) 救助施設・設備等

投光器	発動発電機	救命胴衣
21 台	26 台	67 着

(5) 市所有車両等

普通車(乗用)	普通車 (タンクトラック)	軽乗用	軽箱バン	軽トラック	マイクロバス (管財課管理車両)	ブルドーザー (除雪車)	モーター グレーダー	クレーン シヨバル	シヨバルローダー (除雪車)	イエローバス (中型・小型)	原動機付自転車
25 台	2 台	29 台	27 台	6 台	2 台	3 台	0 台	1 台	14 台	28 台	1 台

(6) 消防団組織図



13. 文教対策

文具等調達事業所 (参考)

名称	住所	電話番号	備考
(株)山根	安来町 1134-10	23-1210	
(有)島田萬年堂	安来町 1182-17	22-2164	
(有)松沢文房具店	飯島町 289-8	22-2067	
(有)フォト文具いちかわ	広瀬町広瀬 1875-1	32-2416	
(有)うだがわ	広瀬町広瀬 1492	32-2235	
ニシワキ商店	広瀬町広瀬 943	32-2605	

14. 相互応援協定等に基づく広域応援協力

協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援・締結内容等
災害時の相互応援に関する協定書	平成8年2月1日	島根県、19市町村	災害時における応援全般
安来市災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	平成17年6月23日	コカコーラボトラーズジャパン株式会社	災害発生時における災害型自動販売機の無料開放
災害応急活動に関する協定書	平成17年10月1日	日立金属株式会社 安来工場	事業所の周辺地域における消火・救急・救助活動
包括的支援協定書	平成19年4月18日	コカコーラボトラーズジャパン株式会社	防災に関すること
風水害・地震・その他の災害時支援に関する協定書	平成22年10月8日	アジア建設工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 作業船による支援 公害防止資材の支援 潜水士による人的支援
災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成23年4月7日	有限会社丸和運輸	災害時におけるレッカー車等の機材を使用した応急対策業務への協力
災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定書	平成23年5月10日	島根県石油協同組合安来支部	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資機材への燃料優先供給 帰宅困難者への水道水、トイレ、一時休息所の提供
災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書	平成23年6月30日	株式会社ポプラ	<ul style="list-style-type: none"> 食料品、生活必需品その他取扱商品の供給 平常時における防災啓発活動への協力
災害時における情報交換に関する協定書	平成23年7月12日	国土交通省中国地方整備局	災害時の連絡体制及び協力体制に関すること
災害時における生活関連物資の供給に関する協定書	平成23年8月9日	株式会社いない	地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における生活関連物資の供給
災害時における避難所の仕切り板用段ボール製品の供給等に関する協定書	平成23年8月12日	日段株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の仕切り板用段ボール製品の供給。 常時における防災啓発活動への協力。
大規模地震等の災害時における創価学会安来会館施設の一時退避施設使用に関する申し合わせ事項確認書	平成24年2月27日	創価学会 島根県事務局	大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のための一時退避施設の提供。
緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	平成24年2月27日	西日本電信電話株式会社 島根支店	大規模な津波、高潮、洪水その他の水害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民の一時退避施設の提供。
水害時等における一時退避施設としての使用に関する協定書	平成31年2月1日	島根県農業協同組合やすぎ地区本部	大規模な津波、高潮、洪水その他の水害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民の一時退避施設の提供。

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援・締結内容等
防災対策協力に関わる協定書	平成24年5月22日	松江地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の緊密な情報交換 平常時における連携
災害時における物資供給に関する協定書	平成24年8月3日	NPO法人コメリ災害対策センター	<ul style="list-style-type: none"> 作業関係、日用品等の物資の優先供給
危機事象発生時における相互応援に関する協定書	平成24年10月2日	鳥取県、島根県内の全12市	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 重要な市役所業務の継続に必要な支援
災害情報放送の実施に関する協定書	平成24年10月3日	山陰ケーブルビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報に関する放送の要請 データ放送、L字テロップ放送の実施
中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定	平成25年7月23日	松江市、出雲市、米子市、境港市、西部町村会	災害時における応援全般
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	平成25年12月19日	西日本電信電話株式会社 島根支店	災害時における被災者等の通信の確保
災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書	平成26年4月7日	生活協同組合しまね	地震、風水害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における生活関連物資の供給
災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書	平成26年7月11日	島根県LPガス協会、島根県LPガス協会安来支部	地震、暴風、洪水等自然現象による災害及び重大な事故が発生した場合の、緊急用LPガスの調達
風水害、地震、その他の災害応急対策業務に関する協定書	平成26年8月1日	島根県安来建設業協会	災害時における労務、建設資機材等の応援
災害時の総合応援に関する協定書	平成27年5月11日	備後圏域連携協議会	災害時における応援全般 中海・宍道湖・大山圏域市長会
災害時における火葬施設の相互応援に関する協定書	平成28年7月8日	松江市、出雲市、鳥取県西部広域行政管理組合及び玉井斎場管理組合	圏域内の地震及びその他の災害時等における火葬業務に関する相互応援
災害時における安来市と安来市内郵便局の協力に関する協定	平成30年3月26日	安来市内郵便局	災害時における郵政事業からの各種支援、災害情報の相互交換協力
島根県消防広域相互応援協定書	平成30年8月1日	島根県、19市町村及び消防組合	災害時における応援全般
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	平成30年9月18日	協同組合安来クリーン	災害時におけるし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行う
災害時等における一時退避施設としての使用に関する協定書	平成31年3月13日	安来商工会議所	大規模な火災、地震その他の水害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民の一時退避施設の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年11月29日	ヤフー株式会社	安来市ホームページのキャッシュサイトの作成 安来市の避難情報をヤフーサービス上に掲載など

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援・締結内容等
災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	令和元年12月26日	中国電力株式会社	停電の連絡体制及び協力体制に関すること
災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの実施要綱	令和元年12月26日	中国電力株式会社	上記の取扱いの施行に関する必要な細目に関すること
災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定	令和2年1月28日	(株)エフエム山陰 (株)山陰放送	災害時の情報発信と恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組むためのネットワーク構築
災害時における道の駅使用に関する協定書	令和2年4月1日	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所	災害時に道の駅(あらエッサ)を指定緊急避難場所として使用する際に、非常用発電機、駐車場、トイレ等を提供されるもの
災害時における応急対策の協力に関する協定書	令和2年4月1日	しまね東部森林組合	伐倒作業及び山林事故における応急対策業務強化
災害時における廃棄物処理の協力に関する協定書	令和2年6月26日	三光株式会社	災害時(地震・風水害・感染症含)における廃棄物処理等の協力
島根県防災ヘリコプター応援協定	令和2年10月1日	島根県、19市町村及び消防組合	島根県防災ヘリコプターによる災害時の応援全般
災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書	令和3年2月19日	(有)アビットクリーン、(有)トータルクリーン、長谷川清掃、(株)濱田産業、協同組合安来クリーン	災害時(地震・風水害・感染症含)における一般廃棄物処理等の協力
災害時における一般廃棄物の収集運搬の協力に関する協定書	令和3年3月3日	(株)コウエイサービス、(株)コーケン、アースサポート(株)、(有)海老田金属	災害時(地震・風水害・感染症含)における一般廃棄物処理等の協力
災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	令和3年6月22日	(有)日本海商事安来営業所	緊急的な食料、生活必需品その他の緊急物資輸送、集配拠点の運営等の協力
災害時における避難場所及び飲料水等の提供に関する協定	令和3年6月22日	(有)日本海商事安来営業所	管理施設及び飲料水等の使用
災害救助物資の調達に関する協定	令和3年7月27日	(株)ジュンテンドー	災害時における日用品等の物資供給
災害時等における一時退避施設としての使用に関する協定	令和3年12月9日	安来市仏協会	災害時等における一時退避施設としての施設の使用
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	令和4年9月15日	太陽建機レンタル(株)	災害時等における発電機等の資機材レンタルの協力
災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定	令和4年10月4日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時等における介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給協力

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援・締結内容等
災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和5年5月22日	三菱自動車工業(株) 西日本三菱自動車販売(株)	災害時における電動車両等の支援に関すること
災害時における避難所等への食糧供給に関する協定	令和5年10月5日	長谷川製パン(有) (有)杉本パン店 (有)瀬尻製パン店	災害時における避難所等へのパン等の食糧供給に関すること
災害時等における施設利用に関する協定書	令和5年11月22日	(株)ダイナム	災害時に施設敷地の一部を避難場所として提供、トイレ等の施設利用、食料や飲料水等の物資の提供
電気自動車を活用した災害連携協定書	令和6年1月30日	山陰酸素工業(株)	EVによる電気供給、平時の防災活動への協力

15. 避難

(1) 避難所設置施設

(令和6年12月27日現在)

※土砂災害△＝危険区域内であっても構造基準等を満たす施設

① 安来地域

地区	No	施設・場所名	住所	収容人数(人)	指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所	洪水	土砂災害	地震	津波	大規模火災
十神	1	安来中央交流センター	安来町896-1	440	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	2	第一中学校(校舎)	飯島町792	1480	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	3	第一中学校(体育館)	飯島町792	310	○	○		×	○	○	○	○
	4	第一中学校(グラウンド)	飯島町792	4140	○	○		×	○	○	○	○
	5	十神小学校(校舎)	安来町843-3	890	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	6	十神小学校(体育館)	安来町843-3	220	○	○		×	○	○	○	○
	7	十神小学校(グラウンド)	安来町843-3	2970	○	○		×	○	○	○	○
	8	十神地区学習等供用施設	安来町1931-1	70	○	○		○	△	○	○	○
	9	和鋼博物館	安来町1058	820	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	10	安来市立図書館	安来町1062-1	230	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	11	安来球場	飯島町744	4850	○	○		×	○	○	○	○
	12	安来港公園	安来町	1030	○	○		×	○	○	○	○
	13	観光交流プラザ(2Fギャラリー)	安来町2093-3	20	○	○		○	○	○	○	×
	14	松永医院跡地	安来町858-8	540	○	○		×	○	○	○	○
	15	飯島工業団地緑地	飯島町692-1	3090	○	○		×	○	○	○	○
	16	桂が丘公園緑地	飯島町1754	550	○	○		×	○	○	○	○
	17	とかみ公園	安来町(港湾施設)	280	○	○		×	○	○	○	○
	18	東十神公園	新十神町3	290	○	○		×	○	○	○	○
	19	新十神公園	新十神町70	210	○	○		×	○	○	○	○
	20	安来市総合文化ホール(アルテピア)	飯島町70	1440	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	21	防災研修棟	安来町878-1	100	○	○		×	○	○	○	○
	22	市民広場	安来町878-1	950	○	○		×	○	○	○	○
社日	23	市民体育館	安来町1337-1	1340	○	○		×	△	○	○	○
	24	社日小学校(校舎)	宮内町101	950	○	○		△(3階以上)	△	○	○	○
	25	社日小学校(体育館)	宮内町101	160	○	○		×	○	○	○	○
	26	社日小学校(グラウンド)	宮内町101	5740	○	○		×	○	○	○	○
	27	社日交流センター	安来町1281-1	70	○	○		×	○	○	○	○
	28	養護老人ホーム鴨来荘	月坂町563	310	○	○		×	○	×	○	○
	29	市営内代団地広場	切川町1304番地	150	○	○		×	○	○	○	○
赤江	30	安来市学習訓練センター	今津町532-2	230	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	31	赤江小学校(校舎)	赤江町1843	610	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	32	赤江小学校(体育館)	赤江町1843	190	○	○		×	○	○	○	○
	33	赤江小学校(グラウンド)	赤江町1843	2790	○	○		×	○	○	○	○
	34	赤江交流センター	上坂田町574	70	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	35	安来西部球場	上坂田町280-2	6690	○	○		×	○	○	○	○
	36	福井工業団地緑地	東赤江町1505-3	1410	○	○		×	○	○	×	○
荒島	37	荒島小学校(校舎)	荒島町2728	790	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	38	荒島小学校(体育館)	荒島町2728	180	○	○		×	○	○	○	○
	39	荒島小学校(グラウンド)	荒島町2728	5040	○	○		×	○	○	○	○
	40	第三中学校(校舎)	西赤江町395	810	○	○		○	×	○	○	○
	41	第三中学校(体育館)	西赤江町395	300	○	○		○	○	○	○	○
	42	第三中学校(グラウンド)	西赤江町395	6640	○	○		○	○	○	○	○
	43	荒島交流センター	荒島町3353-5	70	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	44	古代出雲王陵の丘 仲仙寺公園	西赤江町	400	○	○		○	×	○	○	○
	45	古代出雲王陵の丘 造山公園	荒島町	3520	○	○		○	×	○	○	○
	46	古代出雲王陵の丘 宮山公園	西赤江町	760	○	○		○	×	○	○	○
	47	古代出雲王陵の丘 塩津山公園	久白町	1800	○	○		○	×	○	○	○
	48	うさぎ山児童公園	西荒島町121-2	1120	○	○		×	○	○	×	○
飯梨	49	飯梨小学校(校舎)	植田町398	470	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	50	飯梨小学校(体育館)	植田町398	170	○	○		×	○	○	○	○
	51	飯梨小学校(グラウンド)	植田町398	2980	○	○		×	○	○	○	○
	52	飯梨交流センター	飯梨町445-1	70	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	53	安来節演芸館	古川町534	440	○	○		×	○	○	○	×
	54	夢ランドしらさぎ	古川町835	122	○	○	○	×	△	○	○	○
	55	ふれあいプラザ	古川町848	74	○	○	○	×	○	○	○	○
	56	東飯梨公園	飯梨町761-2	200	○	○		×	○	○	○	○
能義	57	情報科学高等学校(校舎)	能義町310	350	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	58	情報科学高等学校(体育館)	能義町310	360	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	59	情報科学高等学校(グラウンド)	能義町310	11580	○	○		×	○	○	○	○
	60	能義小学校(校舎)	飯生町265	430	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	61	能義小学校(体育館)	飯生町265	220	○	○		×	○	○	○	○
	62	能義小学校(グラウンド)	飯生町265	3590	○	○		×	○	○	○	○
	63	能義こども園	飯生町566-8	80	○	○		×	○	○	○	○
	64	能義交流センター	飯生町566-3	70	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○

地区	No	施設・場所名	住所	収容 人数 (人)	指定緊急 避難場所	指定一般 避難所	指定福祉 避難所	洪水	土砂災害	地震	津波	大規模 火災
大塚	65	南小学校（校舎）	清瀬町230	580	○	○		△（2階以上）	○	○	○	○
	66	南小学校（体育館）	清瀬町230	190	○	○		×	○	○	○	○
	67	南小学校（グラウンド）	清瀬町230	3750	○			×	○	○	○	○
	68	大塚交流センター	大塚町400-1	70	○	○		△（2階以上）	○	○	○	○
	69	大塚多目的スポーツ広場	大塚町町後35-4他	960	○			×	○	○	○	○
吉田	70	吉田交流センター	上吉田町618-1	70	○	○		○	×	○	○	○
宇賀荘	71	安来高等学校（校舎）	佐久保町115	970	○	○		△（3階以上）	○	○	○	○
	72	安来高等学校（体育館）	佐久保町115	410	○	○		×	○	○	○	○
	73	安来高等学校（グラウンド）	佐久保町115	7900	○			×	○	○	○	○
	74	第二中学校（校舎）	吉岡町7	650	○	○		△（2階以上）	○	○	○	○
	75	第二中学校（体育館）	吉岡町7	110	○	○		×	○	○	○	○
	76	第二中学校（グラウンド）	吉岡町7	5170	○			×	○	○	○	○
	77	安来南体育館	沢町461-5	210	○	○		×	○	○	○	○
	78	宇賀荘小学校（校舎）	清井町300	440	○	○		×	○	○	○	○
	79	宇賀荘小学校（体育館）	清井町300	190	○	○		×	○	○	○	○
	80	宇賀荘小学校（グラウンド）	清井町300	2980	○			×	○	○	○	○
	81	宇賀荘幼稚園	宇賀荘町323-1	80	○	○		×	○	○	○	○
	82	宇賀荘交流センター	宇賀荘町98-1	70	○	○		×	○	○	○	○
	83	安来運動公園陸上競技場	吉岡町450	11700	○			×	○	○	○	○
島田	84	島田小学校（校舎）	穂日島町485	440	○	○		△（2階以上）	○	○	○	○
	85	島田小学校（体育館）	穂日島町485	170	○	○		×	○	○	○	○
	86	島田小学校（グラウンド）	穂日島町485	6110	○			×	○	○	○	○
	87	島田交流センター	穂日島町485	80	○	○		△（2階以上）	○	○	○	○
	88	汐彩公園	汐手が丘238	7600	○			○	○	○	○	○
	89	汐彩公衆トイレ横空地	汐手が丘343-2、237	1430	○			○	○	○	○	○
	90	中海ふれあい公園	穂日島町143	124470	○			×	○	○	○	○
	91	道の駅 あらエッサ	中海町118-1	170	○			×	○	○	○	×

② 広瀬地域

地区	No	施設・場所名	住所	収容人数(人)	指定緊急避難場所	指定一般避難所	指定福祉避難所	洪水	土砂災害	地震	津波	大規模火災
広瀬	92	安来市健康福祉センター	広瀬町広瀬1930-1	41			○	×	○	○	○	○
	93	広瀬中央交流センター	広瀬町広瀬811	410	○	○		○	○	×	○	○
	94	広瀬体育館	広瀬町広瀬2548	170	○	○		○	○	×	○	○
	95	広瀬町民会館	広瀬町広瀬772-2	60	○	○		○	○	×	○	×
	96	広瀬小学校(校舎)	広瀬町広瀬751	630	○	○		○	○	○	○	○
	97	広瀬小学校(体育館)	広瀬町広瀬751	110	○	○		○	○	○	○	○
	98	広瀬小学校(グラウンド)	広瀬町広瀬751	1900	○	○		○	○	○	○	○
	99	大阪健康福祉短期大学安来キャンパス	広瀬町広瀬753-15	150	○	○		○	○	○	○	○
	100	広瀬中央公園総合体育館	広瀬町広瀬307	770	○	○		○	○	○	○	○
	101	広瀬社会福祉センター	広瀬町広瀬754	70	○	○		○	○	○	○	○
	102	広瀬中学校(校舎)	広瀬町富田1470	830	○	○		×	×	○	○	×
	103	広瀬中学校(体育館)	広瀬町富田1470	280	○	○		×	△	○	○	○
	104	広瀬中学校(グラウンド)	広瀬町富田1470	5660	○	○		×	×	○	○	○
	105	川中島公園	広瀬町広瀬1952-4	210	○	○		×	○	○	○	○
	106	広瀬中央公園	広瀬町広瀬307	36200	○	○		○	○	○	○	○
	107	広瀬餅センター	広瀬町帳775-1	90	○	○		×	○	○	○	○
	108	三日月公園	広瀬町広瀬2207-1	4400	○	○		×	○	○	○	○
	下山佐	109	すばく広瀬	広瀬町下山佐334-1	420	○	○		○	○	○	○
110		下山佐交流センター	広瀬町下山佐498	70	○	○		○	△	○	○	○
菅原	111	菅原交流センター	広瀬町菅原604	40	○	○		×	△	○	○	○
比田	112	比田小学校(校舎)	広瀬町西比田1659-1	390	○	○		○	○	○	○	○
	113	比田小学校(体育館)	広瀬町西比田1659-1	110	○	○		○	○	○	○	○
	114	比田小学校(グラウンド)	広瀬町西比田1659-1	2470	○	○		○	○	○	○	○
	115	旧比田小学校	広瀬町西比田1636-3	330	○	○		○	×	×	○	○
	116	旧比田小学校体育館	広瀬町西比田1636-3	130	○	○		○	×	×	○	○
	117	比田交流センター	広瀬町西比田1708-4	150	○	○		○	○	○	○	○
	118	広瀬勤労者体育センター	広瀬町西比田1441-2	50	○	○		○	○	×	○	○
	東比田	119	東比田交流センター	広瀬町東比田950-11	180	○	○		○	×	×	○
120		旧東比田小学校体育館	広瀬町東比田950-11	80	○	○		○	×	×	○	○
121		湯田山荘	広瀬町東比田1373	250	○	○		○	○	○	○	○
122		東比田運動広場	広瀬町東比田2197-3	6440	○	○		○	×	○	○	○
布部	123	布部交流センター	広瀬町布部345-40	90	○	○		×	○	○	○	○
	124	布部小学校(校舎)	広瀬町布部1152	330	○	○		○	△	○	○	○
	125	布部小学校(体育館)	広瀬町布部1152	80	○	○		○	×	○	○	○
	126	布部小学校(グラウンド)	広瀬町布部1152	1820	○	○		○	×	○	○	○
	127	旧布部中学校体育館	広瀬町布部288	140	○	○		△(2階以上)	○	×	○	○
西谷	128	西谷生活改善センター	広瀬町西谷403	40	○	○		○	×	×	○	○
	129	西谷交流センター	広瀬町西谷376-6	220	○	○		○	×	○	○	○
	130	旧西谷小学校体育館	広瀬町西谷376-6	80	○	○		○	×	×	○	○
宇波	131	宇波交流センター	広瀬町宇波482-2	210	○	○		○	×	×	○	○
	132	旧宇波小学校体育館	広瀬町宇波482-2	80	○	○		○	×	×	○	○
山佐	133	山佐小学校(校舎)	広瀬町上山佐608-2	570	○	○		○	×	○	○	○
	134	山佐小学校(体育館)	広瀬町上山佐608-2	160	○	○		○	△	○	○	○
	135	山佐小学校(グラウンド)	広瀬町上山佐608-2	3400	○	○		○	×	○	○	○
	136	山佐交流センター	広瀬町上山佐654-5	80	○	○		○	○	×	○	○
奥田原	137	旧奥田原小学校	広瀬町奥田原479	210	○	○		○	×	×	○	○
	138	旧奥田原小学校体育館	広瀬町奥田原479	80	○	○		○	×	×	○	○
	139	奥田原交流センター	広瀬町奥田原602-1	60	○	○		○	○	○	○	×

③ 伯太地域

地区	No	施設・場所名	住所	収容 人数 (人)	指定緊急 避難場所	指定一般 避難所	指定福祉 避難所	洪水	土砂災害	地震	津波	大規模 火災
安田	140	いきいきの郷はくた	伯太町安田1687	69			○	○	○	○	○	○
	141	安田小学校(校舎)	伯太町安田1213-1	350	○	○		△(2階以上)	△	○	○	○
	142	安田小学校(体育館)	伯太町安田1213-1	120	○	○		×	△	○	○	○
	143	安田小学校(グラウンド)	伯太町安田1213-1	2630	○			×	×	○	○	○
	144	安田交流センター	伯太町安田中158	80	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	145	安田老人福祉センター	伯太町安田中159	60	○	○		×	○	○	○	×
母里	146	伯太中央交流センター	伯太町東母里572-1	220	○	○		○	○	○	○	○
	147	伯太中学校(校舎)	伯太町西母里940-6	710	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	148	伯太中学校(体育館)	伯太町西母里940-6	150	○	○		×	○	○	○	○
	149	伯太中学校(グラウンド)	伯太町西母里940-6	3760	○			×	○	○	○	○
	150	伯太体育館	伯太町西母里231-5	460	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	151	母里小学校(校舎)	伯太町西母里1040-1	410	○	○		△(3階以上)	○	○	○	○
	152	母里小学校(体育館)	伯太町西母里1040-1	110	○	○		×	○	○	○	○
	153	母里小学校(グラウンド)	伯太町西母里1040-1	1570	○			×	○	○	○	○
154	はくた文化学習館	伯太町母里28	320	○	○		×	○	○	○	×	
井尻	155	井尻小学校(校舎)	伯太町井尻859-2	480	○	○		○	△	○	○	○
	156	井尻小学校(体育館)	伯太町井尻859-2	120	○	○		○	△	○	○	○
	157	井尻小学校(グラウンド)	伯太町井尻859-2	2900	○			○	×	○	○	○
	158	井尻交流センター	伯太町井尻77	70	○	○		×	○	×	○	○
	159	伯太運動広場	伯太町日次537	29410	○			○	○	○	○	○
	160	井尻老人福祉センター	伯太町井尻857-1	25	○		○	○	×	○	○	×
赤屋	161	赤屋交流センター	伯太町赤屋118-2	80	○	○		○	○	○	○	○
	162	赤屋小学校(校舎)	伯太町赤屋123	250	○	○		△(2階以上)	○	○	○	○
	163	赤屋小学校(体育館)	伯太町赤屋123	170	○	○		○	○	○	○	×
	164	赤屋小学校(グラウンド)	伯太町赤屋123	3110	○			○	○	○	○	○
	165	赤屋老人福祉センター	伯太町赤屋116-6	50	○	○		○	○	○	○	×

(2) 要配慮者利用施設

(令和7年6月20日現在)

施設種別：①障がい者福祉関係施設、②高齢者福祉関係施設、③病院、④子育て関係施設、⑤小学校
 浸水想定区域・土砂災害警戒区域：「○」区域内、「-」区域外。

施設種別	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
①	コミュニティハウスにしき	飯島町 1514	23-7111	○	-
①	コミュニティハウスはしま	飯島町 1514	23-7474	○	-
①	コミュニティハウスあさひ	安来町 927-2	22-3430	○	-
①	ふれあい工房ふれんど	飯島町 1514	23-7701	○	-
①	梨の木園	飯梨町 303-1	28-6048	○	○
①	福祉ホームあおぞら	飯梨町 615-1	28-7250	○	-
①	ワークセンターやすぎ	安来町 954-1	23-0909	○	-
①	らぱん	安来町 803-12	26-4577	○	-
①	櫻苑	植田町 226-10	28-8778	○	-
①	ぎば工房ひろせ	広瀬町広瀬 1590	32-2505	○	○
①	チューリップの里	伯太町東母里 531	37-0188	○	-
①	といろ	今津町 38	080-8703-8832	○	-
②	養護老人ホーム鴨来荘	月坂町 563	22-2877	○	-
②	介護医療院ライトピア	荒島町 1817-1	28-7000	○	○
②	グループホームバルツガーデン	荒島町 2177-14	28-9222	○	-
②	デイサービスセンターエスポワール	荒島町 2177-14	28-9223	○	-
②	ローズガーデン荒島	荒島町 2177-14	28-6350	○	-
②	ローズガーデンやすぎ	安来町 1070-1	23-7170	○	-
②	ケアハウスやすぎ	安来町 958-2	23-0480	○	-
②	グループホームかがやきの園	安来町 960-1	23-2252	○	-
②	デイサービスセンターほほえみの園	安来町 960-1	23-2252	○	-
②	グループホーム絆	安来町 970-1	23-0731	○	-
②	特別養護老人ホームやすぎの郷	安来町 970-1	23-0731	○	-
②	レッツ倶楽部安来中央	安来町 757-4	27-7373	○	-

施設種別	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
②	介護医療院昌寿苑	安来町 899-1	22-1234	○	-
②	介護老人保健施設昌寿苑	安来町 899-1	22-1234	○	-
②	小規模多機能型居宅介護事業所ことぶきの家	安来町 899-1	22-1533	○	-
②	認知症高齢者グループホーム昌寿の家	安来町 899-1	22-3401	○	-
②	グループホームきららの家	安来町 899-9	23-8060	○	-
②	デイサービスセンターフィットネス	安来町 934-2	22-0067	○	-
②	ソレイユグループホームあらしま	荒島町 1734	28-6330	○	-
②	ソレイユデイサービスセンターあらしま	荒島町 1734	28-6330	○	-
②	グループホームかも	安来町 641-1	27-7838	○	-
②	しらすぎ苑ショートステイ	古川町 829-1	28-6220	○	○
②	特別養護老人ホームしらすぎ苑	古川町 829-1	28-6220	○	○
②	しらすぎ苑デイサービスセンター	古川町 835-1	28-6212	○	○
②	しらすぎ苑第2デイサービスセンター	古川町 858-5	28-7222	○	-
②	小規模多機能センターひだまりの里	広瀬町町帳 80-3	32-3111	○	-
②	デイサービスふれあい	飯島町 1205-1	23-8230	○	-
②	介護支援センター和み館	飯島町 189-1	21-0511	○	-
②	広瀬デイサービスセンター	広瀬町広瀬 1911-1	32-9100	○	-
②	特別養護老人ホーム尼子苑	広瀬町下山佐 330-2	32-9071	-	○
②	太陽デイサービスセンター	広瀬町下山佐 330-3	32-9050	-	○
②	住宅型有料老人ホームかじかの家	広瀬町宇波 482-21	36-0577	-	○
②	デイサービスかじかの郷	広瀬町宇波 482-21	36-0577	-	○
②	住宅型有料老人ホームしののめの家	広瀬町東比田 950-1	34-0533	-	○
②	デイサービスしののめ	広瀬町東比田 950-1	34-0533	-	○
②	いきいきの郷はくた指定通所介護事業所	伯太町安田 1687	37-1432	○	-
②	介護医療院みずかぜ	伯太町安田 1700	37-1512	○	-

施設種別	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
②	介護老人保健施設コスモス苑	伯太町安田 1700-2	37-1555	○	-
②	特別養護老人ホーム伯寿の郷	伯太町安田 1705	37-1600	○	-
②	ふるさと母里	伯太町東母里 482-2	37-1800	○	-
③	白根医院	荒島町 1817-1	28-7000	○	○
③	家族・絆の吉岡医院	安来町 789-1	22-2065	○	-
③	安来第一病院	安来町 899-1	22-3411	○	-
③	たわら眼科	南十神町 17-2	23-7600	○	-
③	安来市立病院	広瀬町広瀬 1931	32-2121	○	-
③	安来市医師会診療所	伯太町安田 1700	37-1511	○	-
④	キッズルームにこにこ	安来町 929-5	22-3411	○	-
④	安来学園	赤江町 1768	28-8107	○	○
④	安来市親子交流センター	安来町 583	23-7050	○	-
④	あかえこども園	赤江町 1740-4	28-8634	○	-
④	やすぎこども園	安来町 1134-1	22-2496	○	-
④	城谷こども園	安来町 582-1	27-7081	○	-
④	みゆきこども園	安来町 924-3	22-3567	○	-
④	あゆみ保育園	穂日島町 426-1	23-1557	○	-
④	ふたばこども園	下坂田町 197-1	23-1577	○	-
④	認定こども園ひろせ保育園	広瀬町広瀬 1834-1	32-4718	○	-
④	認定こども園荒島	荒島町 3508	28-8416	○	○
④	安来幼稚園	安来町 853	22-2129	○	-
④	安来保育所	安来町 858-6	22-2219	○	-
④	島田こども園	穂日島町 485	22-5325	○	-
④	認定こども園大塚	大塚町 399-1	27-0051	○	-
④	切川保育所	切川町 624-2	22-3815	○	-
④	認定こども園飯梨	飯梨町 447-2	28-6447	○	-
④	認定こども園安田	伯太町安田中 166	37-0059	○	-

施設種別	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
④	認定こども園母里	伯太町西母里 1042-1	37-1382	○	-
④	安来市子育て支援センター どじょっこ	荒島町 1263	26-4782	○	-
④	十神どじょっ子クラブ	十神小学校地内	090-7377- 1170	○	-
④	いちご児童クラブ	十神小学校地内	28-6551	○	-
④	社日こどもクラブ	社日小学校内	23-0500	○	-
④	島田たけのこクラブ	島田小学校内	26-4060	○	-
④	宇賀荘児童クラブ	宇賀荘幼稚園内	22-2118	○	-
④	南児童クラブ	南小学校地内	26-4198	○	-
④	飯梨こどもクラブ	飯梨交流センター内	070-4319- 8524	○	-
④	あらしまっ子クラブ	荒島小学校内	090-6842- 7775	○	-
④	あかえっ子クラブ	赤江小学校地内	28-8940	○	-
④	広瀬っこクラブ	旧広瀬幼稚園地内	23-3140	-	○
④	安田っ子クラブ	安田老人福祉センター内	37-0831	○	-
④	母里児童クラブ	母里交流センター地内	37-1192	○	-
④	児童クラブ「たいよう」	安来町1118-4	22-2300	○	-
④	こそけん学園安来校	安来町 756-5	070-5057- 8543	○	-
⑤	赤江小学校	赤江町 1843	28-8009	○	-
⑤	荒島小学校	荒島町 2728	28-6186	○	-
⑤	十神小学校	安来町 843-3	22-2010	○	-
⑤	社日小学校	宮内町 101	22-6345	○	○
⑤	島田小学校	穂日島町 485	22-2531	○	-
⑤	南小学校	清瀬町 230	22-2807	○	-
⑤	能義小学校	飯生町 265	22-2854	○	-
⑤	宇賀荘小学校	清井町 300	22-2364	○	-
⑤	飯梨小学校	植田町 398	28-6417	○	-
⑤	山佐小学校	広瀬町上山佐 608-1	35-0017	-	○

施設種別	施設名	所在地	TEL	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
⑤	布部小学校	広瀬町布部 1152	36-0200	-	○
⑤	安田小学校	伯太町安田 1213-1	37-0058	○	○
⑤	母里小学校	伯太町西母里 1040-1	37-1099	○	-
⑤	井尻小学校	伯太町井尻 859-2	37-1032	-	○

要配慮者利用施設（病院、保育所、授産施設等）は、原則避難施設として使用しない。

ただし災害想定区域の外であり、かつ避難所としての収容能力がある場合、また営業時間外で施設使用者がいない状況においては、避難施設としての使用を検討する（その際は、要配慮者を対象とした福祉避難所としての利用に重きを置く）。

自力での避難活動が困難な施設利用者には特に留意し、気象警報や避難準備情報などから判断して、避難勧告等の発令前から適切な避難活動がとれるよう避難マニュアルの策定や避難訓練を実施し、災害への備えを心がける。

16. 災害救助法に基づく救助

(1) 被害状況の判定基準

判定基準(1)

	被害等区分	判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹災者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱う。)
建物の被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊又は半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものである、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11) 床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のものである及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分		判定基準
農地の被害	(14) 流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15) 埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16) 流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17) 冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18) 浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19) 大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20) 中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の1/10以上に達するもの。
	(21) 小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等の区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失、破損)	櫓のみをもって運転する以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設の破損	電信、通信が故障し、通信不能となった回線
有線放送	市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの
堤防の決壊	河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの

(2) 災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金及び水光熱費 仮設便所等の設置費	罹災者 1 人 1 日あたり 3 2 0 円以内 冬期加算額別途	災害発生の日から 7 日以内	輸送費は別途計上
	(高齢者・障がい者等を収容する福祉避難所を設置した場合)		上記のほか、通常必要とする額を加算して支出可		
応急仮設住宅の供給	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者 (高齢者・障がい者等を 2 人以上収容し所定の構造及び設備を要する施設を福祉仮設住宅として設置可)	建築費 付帯工事費 輸送費等	(基準面積) 平均で 1 戸当たり 29.7 ㎡ (費用) 5,610 千円以内	災害発生の日から 20 日以内に着工 (供与期間は 2 年以内)	1. 県外からの輸送費は別枠 2. 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象 3. 同一・近接地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、居住者の集会等のための施設を設置可
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収用された者 2. 住家が全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事のできない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費等	罹災者 1 人 1 日あたり 1,140 円以内 (罹災者が一時縁故地等に避難する場合は、この期間内に 3 日分以内を現物により支給可)	災害発生の日から 7 日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水および炊事のための水であること)	水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費	当該地域において通常必要とする額	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与	住家が全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服、寝具及び身の回り品 日用品 炊事用具及び食器 光熱材料	※表外別表参照	災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする 2. 現物給付に限る

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	診察 薬剤又は治療材料の支給 処置、手術その他の治療及び施術 病院又は診療所への収容等 看護	救護班による場合は、使用した薬剤及び治療材料の実費 一般の病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の額以内 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	原則として救護班によって行う
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者(死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩の介助 分娩前後の処置 脱脂綿、ガーゼ その他の衛生材料の支給	救護班等による場合は、仕様した衛生材料等の実費 助産師による場合は、慣行料金の2割以内の額	分娩した日から7日以内	妊娠等の輸送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1.現に生命、身体が危険な状態にある者 2.生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	当該地域において通常必要とする額	災害発生の日から3日以内	1.期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の捜索」として取り扱う 2.輸送費、人件費は別途計上
住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、若しくは自らの資力により応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限の部分に、現物をもって行う	1世帯あたり703千円以内	災害発生の日から3月以内	
生業資金の貸与	住家が全焼、全壊、流失したため生業の手段を失った世帯生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、成業の見込みの確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者	生業費 就職支度費	生業費1件30千円 就職支度費1件15千円	災害発生の日から1月以内	貸与期間2年以内 無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む)、中学校生徒(義務教育学校の前期課程及	教科書 文房具 通学用品	(教科書代) (文房具及び通学用品費) 小学校児童1人 当り4,400円 中学校生徒1人	教科書については災害発生の日から1月以内 文房具、通学用品については	進学時には実情に応じて支給

	び特別支援学校の中学部生徒を含む)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む)特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)		当り 4,700円 高等学校等生徒 1人あたり 5,100円	災害発生の日 から原則 15 日以内	
--	--	--	---	--------------------------	--

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	棺(付属品を含む) 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) 骨つぼ及び骨箱	1体あたり (大人) 211,300円 (小人) 168,900円	災害発生の 日から10日 以内	供花、供物は対象 経費にならない
死体の 搜索	行方不明の状態 にあり、かつ、周 囲の事情により 既に死亡してい ると推定される 者	舟艇その他搜索 のための機械、器 具等の借上費又 は購入費、修繕費 及び燃料費等	当該地域における 通常の実費	災害発生の 日から10日 以内	
死体の 処理	災害の際に死亡 した者について、 死体に関する処 理(埋葬を除く)を する	死体の洗浄、縫 合、消毒等の措置 死体の一時保存 検案(原則として 救護班によって 行う)	(洗浄、縫合、消毒等 の措置) 1体あたり 3,400 円以内の額 (一時保存) 既存建物を利用す る場合は、当該施設 の借上費について 通常の実費 既存建物を利用で きない場合は、施設 又は設備の設置費 等について1体あ たり 5,300円以内 の額 (検案) 救護班によって行 うことができない 場合は、当該料金の 慣行料金以内の額	災害発生の 日から10日 以内	既存建物以外で 一時保存をする 際、冷却剤等の購 入費用が必要な 場合は、当該地域 において通常必 要とする額を加 算可
障害物の 除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が 運び込まれてい るため一時的に 居住できない状 態にあり、自力で は除去すること のできない者	ロープ、スリッパ そ の他除去のために 必要な機械器具 等の借上費又は 購入費、輸送費及 び賃金職員等雇 上費	1世帯あたり 135,400円以内	災害発生の 日から10日 以内	
応急救助の ための輸送 費及び賃金	罹災害者の避難、 医療及び助産、災 害にかかった者	(輸送費) 運賃、借上料、燃 料費、消耗器材	当該地域における 通常の実費	当該救助の 実施が認め られる期間	

職員等雇上費	の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理、救済用物資の整理配分	費、修繕費 (賃金職員等雇上費) 左記の業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金			
--------	-----------------------------------	--	--	--	--

区分	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	(1人1日あたり) 医師、歯科医師 22,700円以内 薬剤師 15,300円以内 保健師、助産師、看護師 15,200円以内 救急救命士 14,400円以内 土木技術・建築技術者 16,200円以内 大工 21,300円以内 左官 19,400円以内 とび 21,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

(別表) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における費用の限度額

(1) 住家が全焼、全壊又は流出したために被害を受けた世帯

単位：(円)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増すごと に加算する額
夏季 (4～9月)	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
冬季 (10～3月)	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200

(2) 住家が半焼、半壊又は床上浸水したために被害を受けた世帯

単位：(円)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増すごと に加算する額
夏季 (4～9月)	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬季 (10～3月)	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

17. 復旧・復興

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

市は、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

I 対象災害及び被災世帯

① 対象災害

法の対象となる災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震及び地震発生に伴う津波等の災害現象であり、火災・事故等人為的な原因により生ずる被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

- ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

② 被災世帯

県は、①の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に支援金を支給する。

- ア その居住する住宅が全壊した世帯
- イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

II 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度 支給額	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)	中規模半壊 ((2)オに該当)
		100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円～100万円	100万円～50万円	50万円～25万円

(注1) 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(注2) 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。

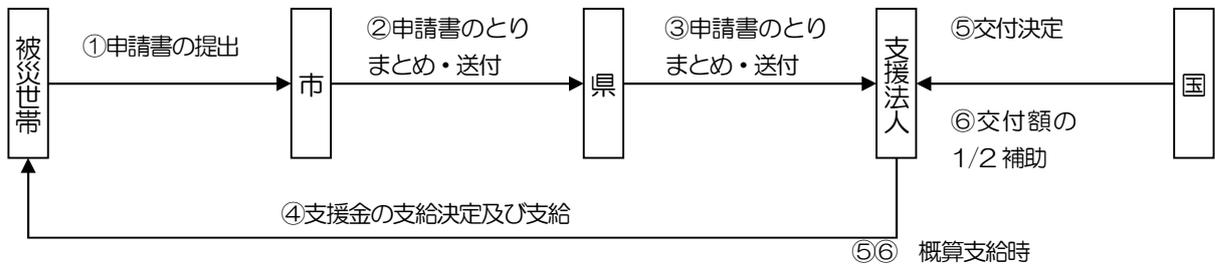
Ⅲ 支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建がすみやかに行われるよう、国、県、市等は良好な連絡体制を維持し、その円滑な確かな実施の徹底を図る。

支援金の支給の事務の流れは、以下に図示するとおりである。

市は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住宅被害の認定は市が行う。）、県に送付する。県は、被災市町村からの申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、支援金の支給が行われる。

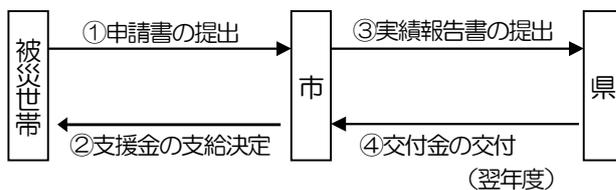
●支給事務の流れ



① 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活支援交付金要綱」に基づき、市町村が法に基づく支援要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村長に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活再建支援金として交付する。支援事務の流れは以下に図示するとおりである。

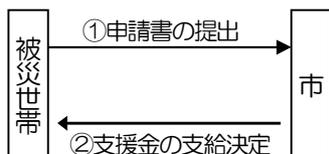
●支給事務の流れ



② 市単被災者生活再建支援制度に基づく支援

市は、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給対象となる被害と同等の被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法施行令第1条に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、その生活の再建を支援するため、安来市被災者生活再建支援金を支給する。支援事務の流れは以下に図示するとおりである。

●支給事務の流れ



IV 罹災証明の交付

市は被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

(2) 融資・貸付その他資金等による支援制度の一覧

区分	資金名	主な対象者	県の担当課	市の担当課
貸付	生活福祉資金	低所得世帯等	健康福祉部 地域福祉課	福祉課
貸付	住宅金融支援機構資金	災害により被害を受けた住宅の所有者等	土木部 建築住宅課	建築住宅課
貸付	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭及び寡婦	健康福祉部 青少年家庭課	福祉課
貸付	中小企業への融資	中小企業及びその組合	商工労働部 中小企業課	やすぎ暮らし 推進課
貸付	農林漁業関係者への融資	農林漁業者	農林水産部	農林振興課
貸付	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	健康福祉部 地域福祉課	福祉課
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	健康福祉部 地域福祉課	福祉課
支給	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	健康福祉部 地域福祉課	福祉課
支給	被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	防災部防災危機管理課	福祉課

(3) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害指定基準
法第2章(第3条)(第4条)(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次に該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県および市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県および市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数>当該都道府県内の農業の主要とする者の数×100分の3
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害。 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60

適用すべき措置	激甚災害指定基準
	(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2) 中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A基準） 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害。</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<p>1 公共土木施設および公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地および農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(4) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日、中央防災会議が次のように基準を定めている（平成12年10月31日最新改正）。

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>1 公共施設災害関係 (1) 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するものおよび激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 (2) 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設および公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項および第4項の措置。</p>	<p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号および第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合計額が、概ね1億円未満を除く。</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 (1) 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 (2) 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>	<p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設および林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>
<p>3 林業災害関係 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>	<p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。 ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>
<p>4 中小企業施設災害関係 右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置</p>	<p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満を除く。</p>

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等および農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

(5) 激甚法に定める事業及び県関係部局

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設災害復旧事業	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条および第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条および第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部
第3条および第10条	14 湛水排除事業	土木部
第5条	15 農地、農業用施設もしくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設もしくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条および第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第11条の2	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	総務部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	土木部
第24条	29 公共土木施設、農地および農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	総務部 農林水産部 土木部 教育庁 商工労働部

18. 条例・組織体制等

(1) 安来市防災会議条例

平成16年10月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、安来市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安来市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 安来市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛隊に所属する者のうちから市長が任命する者
- (3) 島根県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 安来警察署署長
- (5) 副市長
- (6) 教育委員会教育長
- (7) 消防本部消防長及び消防団長
- (8) 市の職員(前3号に掲げる者を除く。)のうちから市長が指名する者
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者

(10) その他識見を有する者のうちから市長が任命する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成21年3月26日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月14日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 安来市災害対策本部条例

平成 16 年 10 月 1 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、安来市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、各部に前項の部員を配置する。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 27 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 安来市雪害対策本部設置要綱

平成 16 年 10 月 1 日訓令第 25 号

第 1 条 この訓令は、積雪のため雪害が発生するおそれのある場合において、雪害状況の迅速かつ的確な把握及びこれに基づく応急対策の樹立並びに雪害時における適切な措置を行うことを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、安来市雪害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

第 3 条 本部は、安来市防災担当課に置く。

第 4 条 本部は、安来市職員をもって組織する。

第 5 条 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 2 人
- (3) 班長 若干人
- (4) 副班長 若干人
- (5) 班員 若干人

第 6 条 本部に次の各号に掲げる班を置き、当該各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 総務班
 - ア 雪害対策の総合対策に関すること。
 - イ 命令伝達、広報及び記録に関すること。
 - ウ 総合的連絡調整に関すること。
 - エ 経理に関すること。
- (2) 除雪班
 - ア 重要路線の除雪に関すること。
 - イ 技術指導及び資材調整に関すること。
- (3) 災害防止班
 - ア 災害防止についての情報伝達に関すること。
 - イ 人命及び財産の救助活動に関すること。
- (4) 応援班
 - ア 各部署の応援に関すること。

第 7 条 本部長は、市長とし、雪害対策全般を指揮する。

第 8 条 副本部長は、副市長及び総務部長とし、本部長を補佐するとともに本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 9 条 班長は、本部長の命を受けて班の業務を掌理する。

第 10 条 副班長は班長を補佐し、班長に事故があるときはその業務を代理する。

第 11 条 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

第 12 条 班員は、雪害の発生するおそれのあるとき、又は雪害の発生したときにおいて本部長が招集したときは、直ちに市役所に集合し、本部長の指揮を受けなければならない。

第 13 条 班員の非常招集の方法は、急使、電話等により班員又はその家族に通知する。

第 14 条 この訓令に定めるもののほか、雪害対策に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 24 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 安来市雪害対策実施要領

第1 目的

この要領は、安来市雪害対策本部設置要綱にもとづき、市のとるべき具体的措置を定め、雪害を防止することを目的とする。

第2 除雪対策

1. 除雪路線及び除雪目標

除雪路線は市長が管理する路線の区間のうち、原則として民生の安定上欠くことのできない道路及び通学路の交通の確保を優先する。

第1次路線 主要幹線市道・バス路線

第2次路線 その他市道・集落内道路

2. 除雪体制と災害対応

次のとおりとし、警戒体制及び災害対策本部（緊急）体制への移行は、総務部長（警戒本部長）と市長（対策本部長）が協議して決定するところによる。

(1) 平常体制

降雪時において、警戒体制に至るまでの期間

(2) 警戒体制

市指定観測所の観測が警戒積雪深に達した場合

市指定観測所	警戒積雪深
安来観測所（国道9号線県道黒井田安来線交差点付近観測機器） 情報元：中国地方整備局 道路情報提供システム http://www.road.cgr.mlit.go.jp/road/	30 cm
広瀬観測所（草野横田線交差点付近道路カメラ） 情報元：島根県道路カメラ情報 http://www.roadi.pref.shimane.jp/	70 cm
伯太観測所（西伯伯太線交差点付近観測カメラ） 情報元：島根県道路カメラ情報 http://www.roadi.pref.shimane.jp/	70 cm

参考：島根県道路規制情報（島根県道路維持課）

<http://info.bousai-shimane.jp/RoadInformation/>

(3) 災害対策本部（緊急）体制

市指定観測所の観測が、警戒積雪深を大幅に越え、気象情報から以降も降雪が予想され人的・物的被害の発生が想定される場合

3. 除雪目標

除雪目標は次のとおりとする。

第1次路線 異常降雪等により交通不能となった場合があっても、おおむね2日以内に確保する。

第2次路線 一時交通不能になってもやむを得ないがおおむね5日以内に確保する。

4. 除雪計画

市道路管理部局は主要幹線道路の確保と除雪を計画的に実施するために、安来市除雪計画を定める。

(1) 平常体制除雪

道路管理部局は観測所の降雪深15 cm以上に達したら出動。早朝除雪については午前5時00分～5時30分に機械基地を出発するよう努める。おおむね午後6時00分までに作業を終えることとする。夜間除雪は緊急な場合を除いて原則行わない。

(2) 警戒体制除雪

第1次路線を対象とした機械借上計画によって実施する。

5. 除雪の実施

除雪を円滑に実施するため、道路管理部局は次の処置を講ずる。

(1) 自治会との協力体制の確立

自治会との緊密な連絡をとり、特に市街地における除雪を実施する場合には、沿道の屋根の雪おろしの時期および雪捨場について住民に周知する。

(2) 除雪機械の整備

市有除雪機械は降雪時までには整備点検を終える。

なお、民間所有の借上機械とその運用については、事前に了解を得、機械借上計画及び借上可能除雪機械名簿を作成する。

(3) 交通状況の把握

自治会及び関係運輸業者等との連絡を密にして、常時交通状況を把握する。

6. 除雪広報

除雪を開始した場合は、毎日定時および必要に応じ、降雪量、積雪量、交通確保路線、除雪作業、交通規制等の状況を発表する。

第3 交通対策

積雪による異常事態が発生したときは、応急復旧の処置を講ずるとともに交通遮断、片側通行、迂回交通等の措置を実施し、その実効を確保するため、交通整理、路上放置物件の取締り等について安来警察署長に協力を求める。

安来市広域生活バス（イエローバス）運営管理部局は、道路管理者等からの道路状況や気象情報等の収集を行い、バス運行の確保に努めるものとする。

第4 消防対策

消防部局は降雪時における消防体制の強化をはかるため、次の事項について留意する。

1. 消防機械器具等は、たえず調整し、その置場に通ずる道路は常に除雪に努めるとともに、小型動力ポンプを搬送するソリ、スノーボート等を準備する。
2. 消火栓、防火水槽等については、計画的な巡回により、付近の除雪を実施し、自然水利に依存する地域においては、水利の確保に努め、消防活動上支障のないよう措置する。
3. 防火管理者に対して、避難口付近の除雪の簡こう等避難について万全の対策を講ずるとともに消防用設備の点検整備および火災予防の徹底について注意を喚起する。
4. 救急業務については、警察、医療機関および交通機関と特に緊密な事前の打ち合わせを行う。

第5 なだれ危険地域および孤立集落対策

1. なだれ対策

なだれによる災害を防止するため、次の事項について留意し、また実施する。

- (1) 予想されるなだれ危険箇所、特にかげくすれのあった箇所について、適宜、査察を実施し赤旗等による標示を行うとともになだれの早期発見に努める。
- (2) なだれ注意報を住民に周知徹底する。
- (3) 関係機関（防災ヘリコプター、自衛隊及び海上保安庁等航空機）による空中偵察の必要を認めたとときは、速やかに状況を県消防防災課に通報する。
- (4) 気温上昇等により、なだれの危険が増大したときは、住民に対して警告または避難についての指導を行う。

2. 孤立集落対策

孤立集落の発生に対処するため、次の事項について留意し、または実施する。

- (1) 孤立が予想される集落との連絡方法等についてあらかじめ当該集落の代表者および関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整える。
- (2) 孤立が予想される集落については、あらかじめヘリポートの適地を選定しておく。
- (3) 関係機関による空中偵察の必要を認めたとときは、速やかに状況を県消防防災課に通報する。
- (4) 空中偵察中の関係機関航空機との連絡方法は、次の旗を左右に振るものとし、これを住民に周知徹底する。
ア 急患が発生している場合。赤旗（1m四方位）
イ 食料が極度に不足している場合。黄旗（1m四方位）
ウ 異常のない場合。青旗（1m四方位）
- (5) 孤立集落が生じた場合には、ただちに当該集落名、孤立状況、病院の有無等々を東部県民センターに報告する。

3. 避難支援対策

なだれによる災害、孤立集落発生及びそのおそれのある場合、自治会長と協議し地区集会所を一時避難所とする対応を要請する。自治会での対応が困難な場合は地区交流センター館長と協議し、交流センターを開放し避難所を確保する。

第6 保健、衛生対策

1. 医療措置

医療福祉部局は積雪または、なだれのため、交通が途絶したために急患等に対する医療措置の実施が困難な事態が発生した場合には、安来市医師会の協力を得て次の措置を講ずる。

- ・近隣医療機関との連絡調整
- ・警察や県防災ヘリコプター及び関係機関（自衛隊、海上保安庁等）航空機による緊急輸送の手続

2. 医薬品及び衛生資材の確保

血清・ワクチン類・衛生資材等を緊急需要に支障のないよう平時からの備蓄に努める。

3. 飲料水対策

- (1) 積雪または、雪どけによる給水施設の被害防止に留意するとともに応急復旧資材を確保する。
- (2) 融雪時のし尿等による水源汚染を防止するための衛生管理について、徹底を図るとともに滅菌用薬剤を確保する。

4. 食品衛生対策

関係業者及び住民に対し、保存用食品、生鮮食料品、原乳等の衛生的な処理について注意を喚起する。

第7 物資輸送対策

積雪により、生活物資の供給が困難になった地域に対しては、関係機関の協力を得て緊急輸送を実施する。

第8 農林対策

冬期間における農林畜産物の対策については、JA等関係団体の協力を得て、生産者に対する技術指導の徹底を図り、被害の軽減に努めることとし、その細部は「作物気象災害対策指針」（平成16年3月島根県農林水産部編集）に基づいて実施する。

第9 文教対策

安来市教育委員会は積雪時における幼児児童生徒の安全確保と施設の保全管理等について次の事項に留意する。

1. なだれ危険箇所の周知徹底
2. 通常の通学路以外の通行禁止
3. 集団登下校の励行
4. 学校教育並びに社会体育施設構築物の保全管理
5. 臨時休校、幼児・児童・生徒の事故、学校施設の事故等の報告

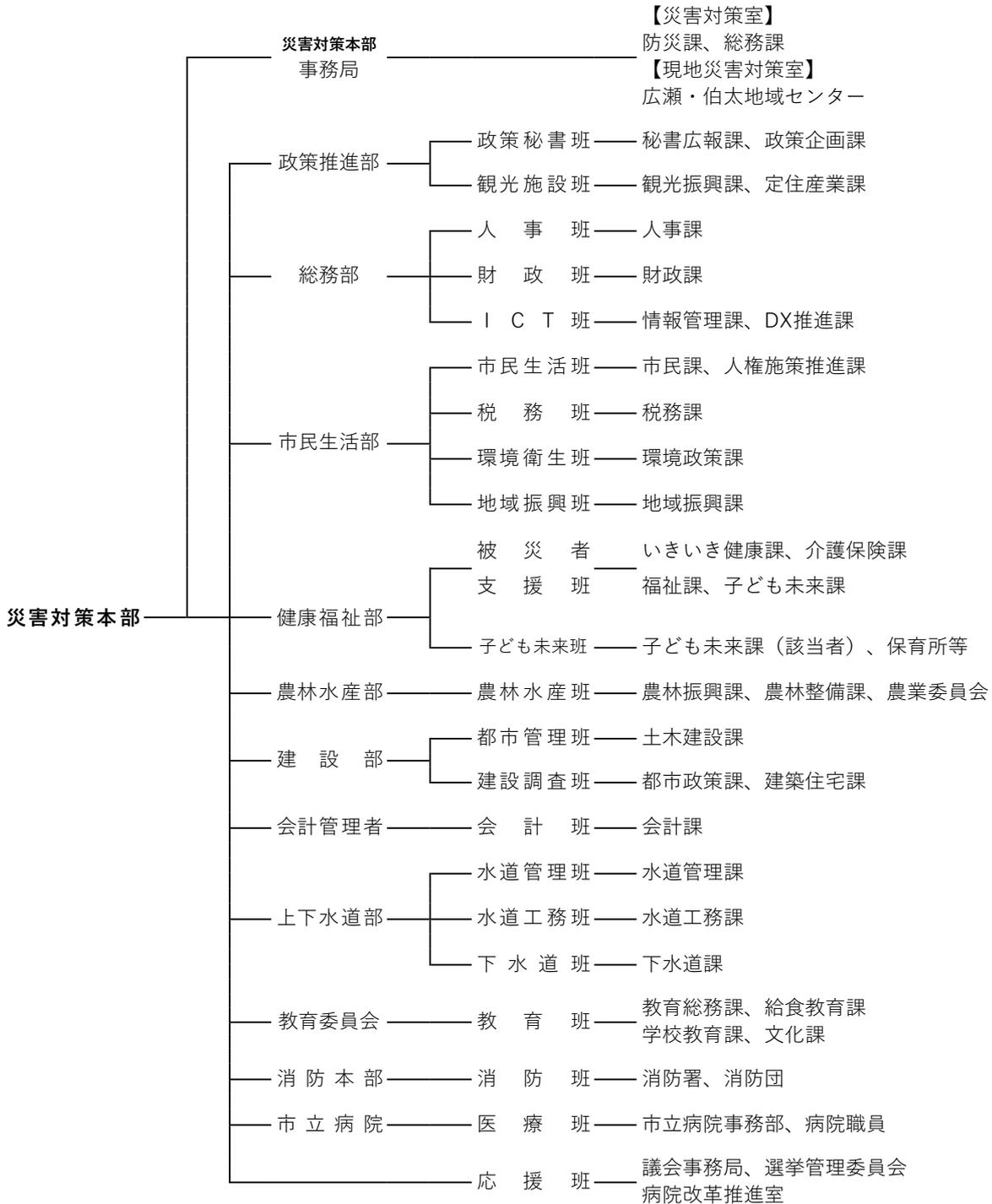
第10 災害時等要援護者支援対策

福祉部局は積雪時における災害時等要援護者支援として次の事項に留意する。

1. 要援護者自宅及びその収容施設周辺のなだれ危険箇所についての関係者への周知徹底
2. 民生児童委員、自治会、社会福祉協議会との連絡体制構築
 - (1) 要援護者等に対する安否確認
 - (2) 被害家屋や被害の恐れのある家屋の情報
 - (3) 要援護者宅進入道や玄関付近の除雪・積雪情報

(5) 安来市災害対策本部組織図

災害対策本部組織図は、以下のとおりとする。



局地災害への対応

市全域が著しい被害を受ける被害とは別に、一部の地区に集中する局地災害の場合は、本部の指示に基づき【独自展開班】及び【地区活動班】による対応を基本とし、被害状況に応じて活動班に移行する。

(6) 安来市災害対策本部事務分掌

① 災害対策本部事務局

部	対策室（室長）	班員	事務分掌
総務部	災害対策室 （総務部長）	防災課 総務課 人事課（必要に応じて）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2. 本部会議に関する事。 3. 現地災害対策室及び関係機関との連絡調整に関する事。 4. 避難指示等情報伝達に関する事。 5. 被災者の避難誘導に関する事。 6. 各班との連絡調整に関する事。 7. 自衛隊への災害派遣要請に関する事。 8. 罹災事項証明(固定資産以外)に関する事。 9. 法令等の適用解釈及び訟務に関する事。 10. 気象情報の受理及び処理に関する事。 11. 被害状況の取りまとめに関する事。 12. 被害状況の報告に関する事。 13. 災害協定に基づく要請に関する事。 14. 災害救助法の適用に関する事。 15. 他の自治体からの受援に関する庁内全体の調整（防災係長）
広瀬・伯太地域センター	現地災害対策室 （各センター長）	各センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地災害対策室の設置及び運営に関する事。 2. 災害対策本部及び管内関係機関との連絡調整に関する事。 3. 管内の災害応急対策に関する事。 4. 管内の被害状況の把握及び報告に関する事。 5. 管内での避難指示等情報伝達に関する事。 6. 管内での被災者の避難誘導に関する事。

② 各活動班

部	班名（班長）	班員	事務分掌
政策推進部	政策秘書班 （秘書広報課長）	秘書広報課 政策企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2. 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 3. 災害功労者の表彰に関する事。 4. 陳情に関する事。 5. 災害対策の広報に関する事。 6. 報道機関との連絡調整及び情報提供に関する事。 7. 災害時の記録及び撮影に関する事。
	観光施設班 （観光振興課長）	観光振興課 定住産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光施設の被害状況把握及び必要な対策に関する事。 2. 観光客の安全対策に関する事 3. 商工業の被害調査及び必要な対策に関する事。 4. 被災事業者の金融支援に関する事。 5. 生活物資(食糧品を除く)の入手あっ旋に関する事。

部	班名(班長)	班員	事務分掌
総務部	人事班 (人事課長)	人事課	1. 動員計画に関する事。 2. 動員者の罹災給付に関する事。 3. 職員の健康管理に関する事。 4. 災害対策本部の業務に関する事。 5. 他の自治体からの受援に関する庁内全体の調整（人事係長）
	財政班(財政課長)	財政課	1. 災害対策に要する予算措置及び経理に関する事。 2. 応急資材の調達に関する事。 3. 緊急燃料等の確保に関する事。 4. 市有財産の被害状況把握及び必要な対策に関する事。 5. 輸送用車両及び要員確保に関する事。
	I C T班 (情報管理課長)	情報管理課 D X推進課	1. 情報システム等の被害状況把握及び復旧に関する事。 2. 告知放送設備、避難所無線 LAN の管理に関する事。
市民生活部	市民生活班 (市民課長)	市民課 人権施策推進課 給食調理員	1. 主要食糧の確保に関する事。 2. 罹災者用炊き出しに関する事。 3. 本部炊き出しに関する事。 4. 身元不明者の調査に関する事。 5. 避難所への収容保護、管理運営に関する事。 6. 他の自治体からの受援（避難所運営）に関する庁内全体の受援担当者との調整（市民係長）
	税務班 (税務課長)	税務課	1. 家屋等の被害状況調査に関する事。 2. 罹災固定資産の損害評価に関する事。 3. 罹災者の市税の減免に関する事。 4. 固定資産の罹災証明に関する事。 5. 他の自治体からの受援（罹災証明書交付）に関する庁内全体の受援担当者との調整（固定資産税係長）
	環境衛生班 (環境政策課長)	環境政策課	1. 災害廃棄物及びし尿処理対策に関する事。 2. 廃棄物処理施設の被害状況把握及びその対策に関する事。 3. 罹災地の汚染調査及び防疫に関する事。 4. ペット対策に関する事。 5. 公害発生の防止及びその対策に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1. 被災地の交通安全対策に関する事。 2. 災害ボランティア団体受入に関する事。 3. 広域生活バスの輸送施設及び路線の被害状況の把握とその対策に関する事。 4. 広域生活バスによる被災者及び避難者、旅客等の運送の確保に関する事。 5. 個人災害等の市民相談に関する事。 6. 社会教育施設の災害対策に関する事。 7. 社会教育団体等との連絡調整に関する事。 8. 社会教育施設等への避難所開設に関する事。

部	班名(班長)	班員	事務分掌
健康福祉部	被災者支援班 (福祉課長)	福祉課 いきいき健康課 介護保険課 子ども未来課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急医療に関すること。 2. 医療機関との連絡調整に関すること。 3. 応急救護所の設置に関すること。 4. 医療用資材の確保に関すること。 5. 病院への収容に関すること。 6. 緊急な告知に関すること。 7. 避難行動要支援者の把握及び避難支援に関すること。 8. 要配慮者施設の被害状況把握及びその対策に関すること。 9. 避難住民の健康対策及びメンタルケアに関すること。 10. 感染症の調査に関すること。 11. 予防接種に関すること。 12. 災害救助法（生活必需品の給与・貸与）に関すること。 13. 被災者生活再建支援法に関すること。 14. 災害救護資金貸付等に関すること。 15. 給与物資の送達に関すること。 16. 義援金、見舞金及び救援物資の配分に関すること。 17. 罹災者に対する生活保護の適用に関すること。 18. 身元不明者死亡人の仮埋葬に関すること。 19. 罹災者の介護保険料の減免に関すること。
	子ども未来班 (子ども未来課長)	子ども未来課 (課長及び係長) 保育所等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地・施設等の現況確認に関すること。 2. 施設等の復旧に関すること。 3. 保護者への引渡しまでの保育体制の確保に関すること。
農林水産部	農林水産班 (農林振興課長)	農林振興課 農林整備課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産業の災害対策及び災害調査に関すること。 2. 家畜等の防疫に関すること。 3. 家畜等の飼料の入手あっせんに関すること。 4. 応急生活用生鮮食糧品の入手あっせんに関すること。 5. 被災農業者に対する金融に関すること。 6. 樋門等の調整に関すること。 7. 農林道・用排水路、林地の災害対策に関すること。
建設部	都市管理班 (土木建設課長)	土木建設課 用地開発課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・公園等所管施設の被害状況把握及びその対策に関すること。 2. 河川の災害対策に関すること。 3. 罹災地の障害物の除去に関すること。 4. 罹災地の道路交通の禁止及び制限に関すること。 5. 土木応急資材の入手あっせんに関すること。
	建設調査班 (建築住宅課長)	建築住宅課 都市政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設関係の被害調査に関すること。 2. 建設応急資材の入手あっせんに関すること。 3. 仮設住宅の建設・供与に関すること。 4. 建設業者との連絡調整に関すること。 5. 避難所の建設に関すること。 6. 建設関係被害の応急措置に関すること。 7. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 8. 公営住宅の災害対策に関すること。 9. 島根県建築住宅施策推進協議会の派遣要請に関すること。 10. 災害救助法（住宅の応急修理）に関すること。

部	班名(班長)	班員	事務分掌
会計管理者	会計班 (会計課長)	会計課	1. 災害対策用金銭及び義援金の出納に関する事。
上下水道部	水道管理班 (水道管理課長)	水道管理課	1. 罹災地に対する飲料水の供給に関する事。 2. 水道に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
	水道工務班 (水道工務課長)	水道工務課	1. 上水道施設の災害対策に関する事。 2. 上水道の維持、水源の確保に関する事。 3. 上水道施設の応急措置に関する事。
	下水道班 (下水道課長)	下水道課	1. 下水道施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2. 下水道施設の応急措置に関する事。
教育委員会	教育班 (教育総務課長)	教育総務課 給食教育課 学校教育課 文化課	1. 児童生徒・教職員の被害状況と健康管理及び安否情報に関する事。 2. 児童生徒の避難とその措置に関する事。 3. 文教施設及び教材の被害調査及び応急対策に関する事。 4. 災害救助法(学用品の給与)に関する事。 5. 緊急避難所の開設に関する事。 6. 被災地の学校給食に関する事。 7. 給食センターの被害調査及び応急対策に関する事。 8. 文化財の災害対策に関する事。
消防本部	消防班 (消防署長) (消防団長)	消防署 消防団	1. 非常警備に関する事。 2. 消防及び水防に関する事。 3. 消防団本部に関する事。 4. 被災者の救護・救助に関する事。 5. 警戒区域の設定及び警備に関する事。 6. 緊急避難の指示・勧告誘導に関する事。 7. 水防資材の管理に関する事。 8. 消防関係機関との連絡調整に関する事。 9. 班長の命ずる応急対策に関する事。
市立病院	医療班 (経営管理課長)	市立病院	1. 救護班の編成派遣及びその対策に関する事。 2. 救急医療・救護活動に関する事。 3. 医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係機関との連絡調整に関する事。 4. 調整に関する事。 5. 班長の命ずる応急対策に関する事。
	応援班 (議会事務局次長)	議会事務局、 選挙・公平監 査事務局、病 院改革推進室	1. 各部、各班の応援に関する事。

③ 局地災害への対応（独自展開班）

班名	班員	事務分掌
秘書班	秘書広報課	活動班「政策秘書班」に同じ
観光施設班	観光振興課（課長、係長）	・観光施設の被害状況の把握に関する事。 ・観光客の避難誘導に関する事。
ICT班	情報管理課（課長、係長） DX推進課（課長、係長）	活動班「ICT班」に同じ
物資輸送班	財政課（課長、財政係）	・輸送用車両及び要員確保並びに物資輸送に関する事。
人事班	人事課（課長、人事係長、福利厚生係長）	活動班「人事班」に同じ
環境衛生班	環境政策課（課長、環境対策係長、廃棄物対策係長）	活動班「環境衛生班」に同じ
交通対策班	地域振興課（課長、交通政策係）	・広域生活バス運行と関連施設及び路線の被害状況の把握とその対策に関する事。
要配慮者支援班	健康福祉部の中で選任された者	・避難行動要支援者の避難支援に関する事。 ・要配慮者利用施設への避難情報の伝達及び被害状況の把握に関する事。 ・避難者の健康対策及びメンタルケアに関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
子ども未来班	子ども未来課（課長、2係長）	活動班「子ども未来班」に同じ
農林水産班	農林振興課、農林整備課	活動班「農林水産班」に同じ
都市管理班	土木建設課、用地開発課	活動班「都市管理班」に同じ
建設調査班	建築住宅課、都市政策課（課長、国県事業推進係長）	活動班「建設調査班」に同じ
水道管理班	水道管理課	活動班「水道管理班」に同じ
水道工務班	水道工務課	活動班「水道工務班」に同じ
下水道班	下水道課	活動班「下水道班」に同じ
医療班	市立病院職員	活動班「医療班」に同じ
消防班	消防署、消防団	活動班「消防班」に同じ
教育委員会班	教育総務課（課長、係長） 学校教育課（課長、係長）	・現地・施設等の現況確認、避難所開設の手配、復旧等 ・保護者への引き渡しまでの保護体制の確保
学校給食班	給食教育課 給食調理員	・給食センター等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・関係部局及び保護者との連絡体制の確保に関する事。 ・炊き出しに関する事。
保育所班	所長、園長、補佐、副園長	・保育所等の被害状況に関する事。 ・保護者との連絡調整に関する事。

(7) 防災関係機関連絡先一覧

名称	TEL [県無線]	FAX [県無線]	所在地
島根県 防災危機管理課	(0852) 22-5885 300-2-5885	(0852) 22-5930 300-2-5930	松江市殿町 1
松江県土整備事務所	(0852) 32-5720 321-2-5720	(0852) 32-5763 321-2-5763	松江市東津田町
安来警察署	(0854) 22-0110 444-5	(0854) 22-6565 444-1	安来市今津町 674-1
出雲河川事務所中海出張所	(0854) 23-7433	(0854) 23-0789	安来市東赤江町 1637
陸上自衛隊出雲駐屯地 第十三偵察隊	(0853) 21-1045 526-5	(0853) 21-1045 526-1	出雲市松寄下町 1142-1
航空自衛隊美保基地 第三輸送航空隊	(0859) 45-0211 445-5	(0859) 45-2002 445-1	境港市小篠津町 2258
第八管区海上保安本部 境海上保安部	(0859) 42-2531 447-5	(0859) 42-2530 447-1	境港市昭和町 9-1
第八管区海上保安本部 美保航空基地	(0859) 45-1100 446-5	446-1	境港市小篠津町 2258
松江教育事務所	(0852) 32-5772 321-2-5772	(0852) 32-5770 321-2-5770	松江市東津田町 1741-1
松江市・島根県共同設置松江保 健所	(0852) 23-1313 426-5	(0852) 21-2770 426-1	松江市東津田町 1741-3
日本赤十字社島根県支部	(0852) 21-4237 436-3	(0852) 31-2411	松江市内中原町 40
東部農林水産振興センター 総務企画部	(0852) 32-5637 321-2-5637	(0852) 32-5643 321-2-5643	松江市東津田町 1741-1
松江県土整備事務所 農林工務部	(0852) 32-5657 321-2-5657	(0852) 32-5669 321-2-5669	松江市東津田町 1741-1
松江県土整備事務所 建築グループ	(0852) 32-5756 321-2-5756	(0852) 32-5763 321-2-5763	松江市東津田町 1741-1
広瀬土木事業所 業務グループ	(0854) 32-4142 330-4142	(0854) 32-2825 330-2825	安来市広瀬町石原 357-1
島根県教育委員会 教育施設課	(0852) 22-5417 300-2-5417	(0852) 22-6016 300-2-6016	松江市殿町 1
広瀬土木事業所 布部ダム管理所	(0854) 36-0050 340-211	(0854) 36-0051 340-230	安来市広瀬町布部 2845-18
広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	(0854) 35-0156 341-211	(0854) 35-0141 341-230	安来市広瀬町上山佐 3036-11
松江地方气象台 防災業務課	(0852) 22-3784 435-5	(0852) 22-3827 435-1	松江市西津田 7-1-11
松江市 防災安全課	(0852) 55-5115 410-2-5115	(0852) 55-5530 410-1	松江市末次町 86
JR西日本米子支社総務企画室	(0859) 32-0255		米子市弥生町 2
NTT西日本島根支店 設備部	(0852) 20-7695		松江市東朝日町 102
米子市 防災安全課	(0859) 23-5336	(0859) 23-5390	米子市加茂町 1-1
境港市 自治防災課	(0859) 44-1071	(0859) 44-3001	境港市上道町 3000

県無線（TEL）の使用方法

- ① 受話器を取りダイヤルボタン1を押す。その後相手先の無線番号をダイヤルする。
- ② 受話器を取りダイヤルボタン1を押す。その後ダイヤルボタン0を押す。その後相手先の無線番号をダイヤルする。

様式

■ 様式

(1) 島根県関係（様式第0号～様式第24号）	1
(2) 消防庁関係（第1号様式～第4号様式）	30
(3) 医療救護班出動報告書	37
(4) 自衛隊災害派遣関連	38
(5) 防災ヘリコプター要請様式	40
(6) 公用負担命令諸様式	43
(7) 電話受付対応票	44
(8) 罹災届出証明申請書	45
(9) 罹災証明書交付申請書	47

(1) 島根県関係 (様式第0号～第24号)

様式第0号

災害発生速報

報告状況：	
続報元報告番号：	
報告日時	年 月 日 時 分
市 町 村	安来市
所属部署	
報告者名	

災害名

(第 報)

発生場所									発生日時	年 月 日 時 分	
件 名											
死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟		
	負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟		
被害の概況											
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況	(地区)						(報告機関名)			

被害状況速報 (日 時 分現在)

別紙様式1

様式第1号

市町村名	
報告者	
電話番号	

(報告経路) 市町村→県土整備事務所→防災危機管理課

区 分	被 害	備 考					
人的被害	死者	人					
	行方不明	人					
	重傷	人					
	軽傷	人					
住家被害	全壊	棟 (町・地区名を記入願います)	り災世帯数	世帯			
		世帯	り災者数	人			
		人					
	半壊	棟 (町・地区名を記入願います)	り災世帯数	世帯			
		世帯	り災者数	人			
		人					
	一部損壊	棟 (町・地区名を記入願います)					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟 (町・地区名を記入願います)	り災世帯数	世帯			
		世帯	り災者数	人			
		人					
床下浸水	棟 (町・地区名を記入願います)						
	世帯						
	人						
非住家被害	公共建物	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
	その他	全壊	棟				
		半壊	棟				
		浸水	棟				
<人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意> ・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。 ・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。(一部損壊以外) ・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。 (ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。) ・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物(役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物、 ②その他(倉庫、車庫、作業所等)の施設とする。(学校は「その他被害」の文教施設で報告する。) ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 ・非住家被害は、全壊・半壊・浸水の被害を受けたもののみ計上すること。 ・非住家被害の公共建物については、備考欄に具体的な建物名を記入すること。							
その他被害	田流失・埋没	//	ha	文教施設	箇所	水道	戸
	田冠水	//	ha	病院	箇所	電話	回線
	畑流失・埋没	//	ha	清掃施設	箇所	電気	戸
	畑冠水	//	ha	被害船舶	箇所	ガス	戸
						ブロック塀等	箇所
災害対策本部等の設置状況	種 類	設置時間	廃止時間				

被害状況速報(道路被害 (日 時現在))

別紙様式2

市町村名	
報告者	
電話番号	

整理 番号	道路種類 (○をつける)	路線名	発生箇所	被害内容 (○をつける)	被害発生(確認)日時		規制内容	復旧見込み (日時等)	備考
					日	時間			
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					
	・国道・県道 ・市町村道 ・その他()			・法面崩壊・路肩崩壊 ・路面陥没・落石・倒木 ・冠水・その他()					

様式 - 3

<記載上の注意>

・整理番号は、当該災害の対応が終了するまで変更しないこと。

被害状況速報（避難指示（ 日 時 分現在））

別紙様式3

市町村名	
報告者	
電話番号	

整理 番号	対象地区名	対象世帯数	対象人数	避難指示時間		避難指示解除時間		避難指示の 理由	備考
				日	時間	日	時間		
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	
								(例：裏山崩壊のおそれ)	

< 記載上の注意 >

- ・ 整理番号は、当該災害の対応が終了するまで変更しないこと。

被害状況速報（避難状況（ 日 時現在））

別紙様式4

市町村名	
報告者	
電話番号	

◎避難が終了している場合は、「終了」と記入して、終了した日を記入してください。

整理番号	種類 (○をつける)	地区名	避難先	避難日・時間	現在の数字		最大時の数字		避難理由
					避難世帯数	避難人数	避難世帯数	避難人数	
	・避難指示 ・自主避難								(例：裏山崩壊のおそれ)
	・避難指示 ・自主避難								(例：裏山崩壊のおそれ)
	・避難指示 ・自主避難								(例：裏山崩壊のおそれ)
	・避難指示 ・自主避難								(例：裏山崩壊のおそれ)
	・避難指示 ・自主避難								(例：裏山崩壊のおそれ)

< 記載上の注意 >

- ・整理番号は、当該災害の対応が終了するまで変更しないこと。

支庁・県民センター・県央土整備事務所 御中

住民避難状況報告

(令和 年 月 日 時 分 現在)

報告者所属

職 ・ 氏名

電 話

市町村名	避難世帯・住民数	開設中の避難所数	取りまとめ時刻	
安来市	世帯 人	箇所	○/○	○:○○

朝は9：00現在を10：00までに
夕は16：00現在を17：00までに送付する

※備考 夜間のみ避難所に避難している模様(○世帯○人)

様式第3号の1

大雪（降雪）などによる学校への影響

〇〇教育委員会

幼稚園	平常 通り	臨時 休業	始業時間を 遅らせたもの	終業時間を 早めたもの	集団 下校 措置	小学校	平常 通り	臨時 休業	始業時間を 遅らせたもの	終業時間を 早めたもの	集団 下校 措置	中学校	平常 通り	始業時間を 遅らせたもの	終業時間を早 めたもの	集団 下校 措置
			: → : (時間 分)													
			: → : (時間 分)													
合計						合計						合計				

様式第3号の2

被害金額報告書（速報）

令和 年 月 日現在

被災 年月日		災害名		都道府 県名	
-----------	--	-----	--	-----------	--

施設被害(校)											
幼	小	中	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	その他	合計

単位:千円

都道府県名	設置者名	学校名	学校種	被害状況	被災度 区分	被害額 (概算)

文部科学大臣 殿

市町村長名 印

災 害 報 告 書

令和 年 月 日の（災害名）により、公立学校施設に下記のとおり被害が発生しましたので報告します。

（単位：千円）

被 害 学校名	被 害 状 況										負担事業 補助事業 の別
	建 物					工作物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 計		
	要 新 築		要 補 修		計						
	全 壊		半 壊		大破以下 金 額	面 積	金 額				
	面 積	金 額	面 積	金 額							
計 校											

- (注) 1. 金額欄には、復旧に要する経費を記入する。
2. 国庫負担（補助）事業として、申請予定の学校は、被害学校名に○印を付す。

物的被害に関する報告

学校法人名

担当者名

電話番号

(令和 年 月 日現在)

学校名	所在地	児童・生徒数	被害状況 (単位: m ² 、千円)														合計金額	
			建物								土地			工作物		設備		
			全壊		半壊		大破以下		計		被害区分	面積	金額	被害件数	金額	被害件数		金額
			面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額								
計 校																		

- (注) 1. 建物の被害区分は次のとおりとする。
- 全壊 建物が全壊、流出、焼失、埋没等のため、新築復旧を要する状態
 - 半壊 全壊には至らないが建物が傾斜し、柱、梁等が破損したもので、傾斜直し、補強等では復旧できず、解体して立て直しする必要がある状態
 - 大破以下 上記以外の被害により補修を要する状態
2. 土地の被害区分は、例えば土砂流出、流入、石垣崩壊等の別を記入する。

様式第4号

福祉施設関係被害

災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

施設区分 01:老人福祉施設 02:保育所(児童館) 03:児童入所施設 04:身体障害者更正援護施設 05:知的障害援護施設 06:社会福祉事業施設 07:生活保護施設 99:その他

被害区分				全壊		流失		半壊		浸水		敷地崩壊		備考
施設区分	施設名	市町村名	大字名	m ²	金額 (千円)									

様式第6号

商業及び鉱工業関係被害

市町村：
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生日時：
 報告日時：
 報告番号：

項目名		単位	番号	内容	備考	
商業	被害事業所数			1		
	建物被害	全壊	(棟)	2		
			金額(千円)	3		
		流失	(棟)	4		
			金額(千円)	5		
		半壊	(棟)	6		
			金額(千円)	7		
		浸水	(棟)	8		
			金額(千円)	9		
		破損	(棟)	10		
			金額(千円)	11		
		敷地崩壊	(㎡)	12		
			金額(千円)	13		
		合計		(棟)	14	
				金額(千円)	15	
	施設商品関係被害	施設	数量	16		
			金額(千円)	17		
		商品 製品	数量	18		
			金額(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量	20		
			金額(千円)	21		
		その他	数量	22		
			金額(千円)	23		
		合計		数量	24	
				金額(千円)	25	
	商業被害合計金額		金額(千円)	26		
工業	被害事業所数			1		
	建物被害	全壊	(棟)	2		
			金額(千円)	3		
		流失	(棟)	4		
			金額(千円)	5		
		半壊	(棟)	6		
			金額(千円)	7		
		浸水	(棟)	8		
			金額(千円)	9		
		破損	(棟)	10		
			金額(千円)	11		
		敷地崩壊	(㎡)	12		
			金額(千円)	13		
		合計		(棟)	14	
				金額(千円)	15	
	施設商品関係被害	施設	数量	16		
			金額(千円)	17		

項目名		単位	番号	内容	備考	
	商品 製品	数量	18			
		金額(千円)	19			
	仕掛品 原材料	数量	20			
		金額(千円)	21			
	その他	数量	22			
		金額(千円)	23			
	合計	数量	24			
		金額(千円)	25			
	工業被害合計金額		金額(千円)	26		
	その他	被害事業所数			1	
建物被害		全壊	(棟)	2		
			金額(千円)	3		
		流失	(棟)	4		
			金額(千円)	5		
		半壊	(棟)	6		
			金額(千円)	7		
		浸水	(棟)	8		
			金額(千円)	9		
		破損	(棟)	10		
			金額(千円)	11		
		敷地崩壊	(㎡)	12		
			金額(千円)	13		
		合計		(棟)	14	
				金額(千円)	15	
施設商品関係被害		施設	数量	16		
			金額(千円)	17		
		商品 製品	数量	18		
			金額(千円)	19		
		仕掛品 原材料	数量	20		
			金額(千円)	21		
		その他	数量	22		
			金額(千円)	23		
		合計		数量	24	
				金額(千円)	25	
		その他被害合計金額		金額(千円)	26	

<集計欄>

建物被害	棟数(棟)	27		
	金額(千円)	28		
施設商品関係被害	金額(千円)	29		
総計	金額(千円)	30		

災害報告書（公共土木施設災害用）

事業 主体名	災 害 原 因	
	発 生 年 月 日	自：令和 年 月 日～至：令和 年 月 日
	砂防課への報告年月日	令和 年 月 日

番号	工種	河川・海岸 砂防・道路 橋梁・水道下水道 (名)	被災箇所			被害額 (千円)	工事概要	摘 要
			市郡	町村	地域			
1							L=	
2							L=	
3							L=	
4							L=	
5							L=	
6							L=	
7							L=	
8							L=	
9							L=	
10							L=	

注： 報告箇所は、国土交通省所管の公共土木施設としてください（集計表は様式2）。

被害額には、内未成・内転属額を除いて下さい。

摘要欄には、被害状況（破堤、堤防決壊、護岸決壊、路側決壊、崩土等）、人的被害、住家被害、応急工法の概要（期間）、交通規制月日（前面・一部）、迂回路の有無、及びバス路線・孤立集落の有無、工数等を記入して下さい。

工種ごとに小計をし、最後に合計してください。

災 害 報 告 集 計 表

■災害原因 ()

■発生年月日 (自: 月 日 ~ 至: 月 日)

(単位: 千円)

区分	河川		海岸		砂防設備		地すべり 防止施設		急傾斜地 崩壊防止 施設		道路		橋梁		港湾		水道		下水道		公園		計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
県土事務所名																									
市町村名																									
合計																									

※ 災害原因別に作成して下さい。
訂正報告は、訂正前を上段に () 書きして下さい。

様式第8号の2

公 営 住 宅 関 係 被 害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名	番号	内 容	備 考
滅失 全壊 棟	1		
滅失 全壊 金額 (千円)	2		
滅失 全焼 棟	3		
滅失 全焼 金額 (千円)	4		
滅失 全流失 棟	5		
滅失 全流失 金額 (千円)	6		
損傷 半壊 棟	7		
損傷 半壊 金額 (千円)	8		
損傷 半焼 棟	9		
損傷 半焼 金額 (千円)	10		
損傷 半流失 棟	11		
損傷 半流失 金額 (千円)	12		
損傷 一部損傷 棟	13		
損傷 一部損傷 金額 (千円)	14		
床上浸水 棟	15		
床上浸水 金額 (千円)	16		
敷地崩壊 面積 (㎡)	17		
敷地崩壊 金額 (千円)	18		
合計 棟	19		
合計 金額 (千円)	20		

(注) 備考欄に公営、地区改良住宅の別を記入する。

農林水産業共同利用施設・国庫補助事業で整備した施設・非共同利用施設及び農畜産物の被害状況報告書

災害名： (年 月 日 : 現在)

支庁・農林振興センター名：

市町村名	地区名	被害発生年月日	被害を受けた施設種別・作物名・畜種	被害状況 (被災箇所・被災程度・被害態様・被災戸数等)	被害面積 (㎡)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	共済加入の有無	共同利用施設に該当する場合に記入		国庫補助事業で整備した施設の場合に記入										備考			
									施設名及び所在地	所有者名及び所在地	補助事業名	事業実施年度	事業量	対象作物	事業主体	管理主体	事業費 (千円)	うち国費 (千円)	補助率	復旧方法				

- 【注】
- 上記の1行につき1件を記入すること。但し、農畜産物又は非共同利用施設の場合は、数件をまとめて1行に記入可（1件又はまとめた数件を数行にわたって記入しないこと）。
 - 「被害状況」欄は、施設の場合は、被災箇所・被災程度・被災戸数・被災棟数、施設内の作物名等を、農畜産物の場合は、作物等の被害態様・被災戸数等を記入する。
 - 「被害量」欄は、農畜産物についてのみ記入する（品目・畜産に応じて単位を「本」、「頭」、「羽」等に変更し、その棟を「備考」欄に明記の上、数値を記入すること）。
 - 「共同利用施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による災害復旧事業の対象となる施設とする。
 - 「復旧方法」欄は、現時点での予定（国の災害普及事業、県・市町村の単独事業、自己資金等）を、又は検討中と記入する。
 - 共同利用施設の場合は、施工令第1条の3に定める施設名を「備考」欄に記入する。

様式第 10 号の 1

農作物関係被害

市町村：
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生日時：
 報告日時：
 報告番号：

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	減収量 (t)	単価 (千円/t)	(千円)	被害程度別内訳								備考		
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%			30%未満	
							面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)	面積 (ha)	減収量 (t)		面積 (ha)	減収量 (t)

様式第 10 号の 2

果樹等樹体被害

市町村：
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生日時：
 報告日時：
 報告番号：

分類	作物名	農家戸数 (戸)	(ha)	樹体損傷					落葉					備考		
				(千円)	被害程度別内訳 (面積: ha)					被害程度別内訳 (面積: ha)						
					100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%	30%未満	100%	100%未満 ～70%	70%未満 ～50%	50%未満 ～30%		30%未満	

様式第 10 号の 3

農業用非共同利用施設被害

市町村：
 災害名：
 報告元：
 報告者：

発生日時：
 報告日時：
 報告番号：

分類	作物名	施設名	農家戸数 (戸)	(㎡)	件数 (件)	(千円)	被害程度別内訳								備考		
							100%		100%未満～70%		70%未満～50%		50%未満～30%			30%未満	
							面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)	面積 (㎡)	件数 (件)		面積 (㎡)	件数 (件)

(注) 1. 損害金額は、「農畜産業用固定資産評価標準」(農林水産省統計情報部)を基準として算出する。

畜産関係被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
畜舎 流失埋没 棟数 (棟)	1		
畜舎 流失埋没 被害額 (千円)	2		
畜舎 全壊 棟数 (棟)	3		
畜舎 全壊 被害額 (千円)	4		
畜舎 半壊 棟数 (棟)	5		
畜舎 半壊 被害額 (千円)	6		
畜舎 土砂流入 棟数 (棟)	7		
畜舎 土砂流入 被害額 (千円)	8		
畜舎 浸水 棟数 (棟)	9		
畜舎 浸水 被害額 (千円)	10		
畜舎 小計 棟数 (棟)	11		
畜舎 小計 被害額 (千円)	12		
牧草地 改良草地 箇所数 (箇所)	13		
牧草地 改良草地 面積 (ha)	14		
牧草地 改良草地 被害額 (千円)	15		
牧草地 飼料専用畑 箇所数 (箇所)	16		
牧草地 飼料専用畑 面積 (ha)	17		
牧草地 飼料専用畑 被害額 (千円)	18		
牧草地 小計 箇所数 (箇所)	19		
牧草地 小計 面積 (ha)	20		
牧草地 小計 被害額 (千円)	21		
牧野等施設 牧道 箇所数 (箇所)	22		
牧野等施設 牧道 面積 (ha)	23		
牧野等施設 牧道 被害額 (千円)	24		
牧野等施設 牧柵 箇所数 (箇所)	25		
牧野等施設 牧柵 面積 (ha)	26		
牧野等施設 牧柵 被害額 (千円)	27		
牧野等施設 付属施設 箇所数 (箇所)	28		
牧野等施設 付属施設 面積 (ha)	29		
牧野等施設 付属施設 被害額 (千円)	30		
牧野等施設 小計 被害額 (千円)	31		
家畜 死亡流失 乳牛 (頭)	32		
家畜 死亡流失 乳牛 被害額 (千円)	33		
家畜 死亡流失 肉用牛 (頭)	34		
家畜 死亡流失 肉用牛 被害額 (千円)	35		
家畜 死亡流失 馬 (頭)	36		
家畜 死亡流失 馬 被害額 (千円)	37		
家畜 死亡流失 豚 (頭)	38		
家畜 死亡流失 豚 被害額 (千円)	39		
家畜 死亡流失 採卵鶏 (羽)	40		
家畜 死亡流失 採卵鶏 被害額 (千円)	41		
家畜 死亡流失 ブロイラー (羽)	42		
家畜 死亡流失 ブロイラー 被害額 (千円)	43		
家畜 死亡流失 みつばち (群)	44		
家畜 死亡流失 みつばち 被害額 (千円)	45		
家畜 損傷 乳牛 (頭)	46		
家畜 損傷 乳牛 被害額 (千円)	47		
家畜 損傷 肉用牛 (頭)	48		
家畜 損傷 肉用牛 被害額 (千円)	49		
家畜 損傷 馬 (頭)	50		
家畜 損傷 馬 被害額 (千円)	51		
家畜 損傷 豚 (頭)	52		
家畜 損傷 豚 被害額 (千円)	53		
家畜 損傷 採卵鶏 (羽)	54		
家畜 損傷 採卵鶏 被害額 (千円)	55		
家畜 損傷 ブロイラー (羽)	56		
家畜 損傷 ブロイラー 被害額 (千円)	57		
家畜 小計 被害額 (千円)	58		
畜産物 生乳 (kg)	59		
畜産物 生乳 被害額 (千円)	60		
畜産物 鶏卵 (kg)	61		
畜産物 鶏卵 被害額 (千円)	62		
畜産物 小計 被害額 (千円)	63		
飼料 濃厚飼料 (t)	64		
飼料 濃厚飼料 被害額 (千円)	65		
飼料 乾燥、～イキ (t)	66		
飼料 乾燥、～イキ 被害額 (千円)	67		
飼料 稲ワラ (t)	68		
飼料 稲ワラ 被害額 (千円)	69		
飼料 小計 被害額 (千円)	70		
畜産関係被害総額	71		

(注) 牧草地被害は土地被害のみとし、牧草被害は農作物被害(様式第10号)で報告すること。

農業共同利用施設被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

施設種別	被害程度												合計			被災事業主体数		備考
	全壊			大破			中破			小破			件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)	組合有	その他	
	件数 (件)	面積 (㎡)	被害額 (千円)															

(注) 1. 全壊とは、まったく使用に耐えないか流出、埋没したもの、大破とは、時価の70%以上、中破とは時価の70%未満、30%以上、小破とは時価の30%未満の修繕費で、それぞれ復旧しうると推定されるものとする。但し、農機具の被害は、単に外面的破損または流出、埋没のほか、冠浸水の程度および冠浸水時間による銹錆状態を検査して、使用価値の変動を検討して件定すること。

2. 林業共同利用施設は、山林関係被害（様式第 15 号）によって報告すること。

山林関係（治山）被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名		番号	内容	備考
治山	新生荒廃地 溪流 箇所数 (箇所)	1		
治山	新生荒廃地 溪流 面積 (ha)	2		
治山	新生荒廃地 溪流 被害額 (千円)	3		
治山	新生荒廃地 山腹 箇所数 (箇所)	4		
治山	新生荒廃地 山腹 面積 (ha)	5		
治山	新生荒廃地 山腹 被害額 (千円)	6		
治山	新生荒廃地 林地崩壊防止 箇所数 (箇所)	7		
治山	新生荒廃地 林地崩壊防止 面積 (ha)	8		
治山	新生荒廃地 林地崩壊防止 被害額 (千円)	9		
治山	拡大荒廃地 災害維持修繕 箇所数 (箇所)	10		
治山	拡大荒廃地 災害維持修繕 面積 (ha)	11		
治山	拡大荒廃地 災害維持修繕 被害額 (千円)	12		
治山	被害額 小計 (千円)	13		
地すべり	拡大荒廃地 箇所数 (箇所)	14		
地すべり	拡大荒廃地 面積 (ha)	15		
地すべり	拡大荒廃地 被害額 (千円)	16		
地すべり	拡大荒廃地 災害維持修繕 箇所数 (箇所)	17		
地すべり	拡大荒廃地 災害維持修繕 面積 (ha)	18		
地すべり	拡大荒廃地 災害維持修繕 被害額 (千円)	19		
地すべり	被害額 小計 (千円)	20		
施設災害	林地荒廃防止施設 負担法 箇所数 (箇所)	21		
施設災害	林地荒廃防止施設 負担法 面積 (ha)	22		
施設災害	林地荒廃防止施設 負担法 被害額 (千円)	23		
施設災害	林地荒廃防止施設 暫定法 箇所数 (箇所)	24		
施設災害	林地荒廃防止施設 暫定法 面積 (ha)	25		
施設災害	林地荒廃防止施設 暫定法 被害額 (千円)	26		
施設災害	地すべり防止施設 箇所数 (箇所)	27		
施設災害	地すべり防止施設 面積 (ha)	28		
施設災害	地すべり防止施設 被害額 (千円)	29		
施設災害	海岸 箇所数 (箇所)	30		
施設災害	海岸 面積 (ha)	31		
施設災害	海岸 被害額 (千円)	32		
施設災害	被害額 小計 (千円)	33		
治山	被害額 計 (千円)	34		

山林関係（林道）被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
路線数 (路線)	1		
路線数 内未成 (路線)	2		
路線数 内転属 (路線)	3		
路線数 橋梁 (路線)	4		
路線数 小災害 (路線)	5		
箇所数 (箇所)	6		
箇所数 内未成 (箇所)	7		
箇所数 内転属 (箇所)	8		
箇所数 橋梁 (箇所)	9		
箇所数 小災害 (箇所)	10		
延長 (m)	11		
延長 内未成 (m)	12		
延長 内転属 (m)	13		
延長 橋梁 (m)	14		
延長 小災害 (m)	15		
被害額 (千円)	16		
被害額 内未成 (千円)	17		
被害額 内転属 (千円)	18		
被害額 橋梁 (千円)	19		
被害額 小災害 (千円)	20		

水産施設被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
漁船 滅失 経営体数	1		
漁船 滅失 数 量	2		
漁船 滅失 金 額 (千円)	3		
漁船 大破 経営体数	4		
漁船 大破 数 量	5		
漁船 大破 金 額 (千円)	6		
漁船 中破 経営体数	7		
漁船 中破 数 量	8		
漁船 中破 金 額 (千円)	9		
漁船 小破 経営体数	10		
漁船 小破 数 量	11		
漁船 小破 金 額 (千円)	12		
漁船 合計 経営体数	13		
漁船 合計 数 量	14		
漁船 合計 金 額 (千円)	15		
漁具 滅失 経営体数	16		
漁具 滅失 数 量	17		
漁具 滅失 金 額 (千円)	18		
漁具 大破 経営体数	19		
漁具 大破 数 量	20		
漁具 大破 金 額 (千円)	21		
漁具 中破 経営体数	22		
漁具 中破 数 量	23		
漁具 中破 金 額 (千円)	24		
漁具 小破 経営体数	25		
漁具 小破 数 量	26		
漁具 小破 金 額 (千円)	27		
漁具 合計 経営体数	28		
漁具 合計 数 量	29		
漁具 合計 金 額 (千円)	30		
養殖施設 滅失 経営体数	31		
養殖施設 滅失 数 量	32		
養殖施設 滅失 金 額 (千円)	33		
養殖施設 大破 経営体数	34		
養殖施設 大破 数 量	35		
養殖施設 大破 金 額 (千円)	36		
養殖施設 中破 経営体数	37		
養殖施設 中破 数 量	38		
養殖施設 中破 金 額 (千円)	39		
養殖施設 小破 経営体数	40		
養殖施設 小破 数 量	41		
養殖施設 小破 金 額 (千円)	42		
養殖施設 合計 経営体数	43		
養殖施設 合計 数 量	44		
養殖施設 合計 金 額 (千円)	45		
備 考	46		

様式第 16 号の 2

水産物被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

養殖物	養殖方法	経営体数	数量 (kg)	単価 (円/kg)	金額 (千円)	備考

様式第 16 号の 3

漁港被害

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

漁港名	災害施設名	事業主体名	被災場所		被害概要				製造年度	事業名
			市町村名	大字名	被害金額 (千円)	被災施設	工種	数量 (m)		

様式第 17 号

医療関係施設被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

施設区分	公的区分	施設数	被害 施設数	被害額 (千円)	外来不能 施設数	入院不能 施設数	備考

様式第 18 号の 1

水道関係被害

○月○日 島根県○○市(町、村)の○○豪雨(地震、豪雪等)による水道施設被害状況(○/○ ○:○現在)

都道府県	No	被害事業体名	被害発生状況	給水制限状況 (断水又は濁水等)	給水制限開始時刻	断減等の影響		復旧対策状況 (系統変更、給水車対応等)	被害額 千円	復旧	
						戸数	人口			戸数	人口

給水制限終了時刻	未復旧		状況確認日時
	戸数	人口	

様式第 19 号の 1

災害廃棄物関係被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

種 別	排 出 量 (kℓ)	被 害 額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第 19 号の 2

一般廃棄物処理場関係被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

施設名	処理方法	規 模 (kℓ/日)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第 19 号の 3

産業廃棄物処理場関係被害

市町村：
災害名：
報告元：
報告者：

発生日時：
報告日時：
報告番号：

施設名	処理方法	規 模 (面積/㎡)	被害金額 (千円)	応急対策及び復旧の状況

様式第 20 号

火葬場施設被害

市町村：
 災害名：発生日時：
 報告元：報告日時：
 報告者：報告番号：

項目名	番号	内容	備考
施設名	1		
規模	2		
建設年度 (E x. H11/04)	3		
被害内容	4		
被害金額 (千円)	5		
応急対策及び復旧の状況	6		

様式第 22 号

自然公園事業関係被害

災害名： 発生日時：
 報告元： 報告日時：
 報告者： 報告番号：

種類	名称	市町村名		被害金額 (千円)	工事概要	摘要
		市町村	町大字			

公有財産関係被害

市町村：

災害名：

報告元：

報告者：

発生日時：

報告日時：

報告番号：

項目名	番号	内容	備考
建物 全壊 件数 (棟)	1		
建物 全壊 面積 (㎡)	2		
建物 全壊 被害額 (千円)	3		
建物 半壊 件数 (棟)	4		
建物 半壊 面積 (㎡)	5		
建物 半壊 被害額 (千円)	6		
建物 一部損壊 件数 (棟)	7		
建物 一部損壊 面積 (㎡)	8		
建物 一部損壊 被害額 (千円)	9		
建物 床上浸水 件数 (棟)	10		
建物 床上浸水 面積 (㎡)	11		
建物 床上浸水 被害額 (千円)	12		
建物 床下浸水 件数 (棟)	13		
建物 床下浸水 面積 (㎡)	14		
建物 床下浸水 被害額 (千円)	15		
土地 流失 件数 (棟)	16		
土地 流失 面積 (㎡)	17		
土地 流失 被害額 (千円)	18		
土地 埋没 件数 (棟)	19		
土地 埋没 面積 (㎡)	20		
土地 埋没 被害額 (千円)	21		
土地 崩壊 件数 (棟)	22		
土地 崩壊 面積 (㎡)	23		
土地 崩壊 被害額 (千円)	24		
その他 立木 件数 (棟)	25		
その他 立木 面積 (㎡)	26		
その他 立木 被害額 (千円)	27		
その他 船舶 隻数 (隻)	28		
その他 船舶 金額 (千円)	29		
その他 その他 件数 (棟)	30		
その他 その他 面積 (㎡)	31		
その他 その他 被害額 (千円)	32		
計 被害額 (千円)	33		

島 根 県 知 事 様

(申請者)

(担当者 :

電話

印
)

島根県災害時等救護物資要請書

下記のとおり救援物資の供給を要請します。

記

1. 救援物資を必要とする理由

2. 救援物資の内容

受入場所	品名	数量	単位	受入希望 日 時
名 称 :				
住 所 :				
電 話 :				
担当者 :				
名 称 :				
住 所 :				
電 話 :				
担当者 :				

注) 受入場所の経路図を添付すること

3. その他

(2) 消防庁関係（第1号様式～第4号様式）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人		死者の生じた理由			
	負傷者 重傷	人					
	中等症	人					
	軽症	人					
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積			m ² m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼				棟	建物焼損表面積
		部分焼	棟			林野焼損面積	ha
		ぼや	棟				
り災世帯数	世帯			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台		人			
	消防団	台		人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故
消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域		〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分			
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 () 人				
			重傷 人 () 人				
			中等症 人 () 人				
			軽症 人 () 人				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消防防災ヘリコプター	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		} 重傷 人 (人) } 中等症 人 (人) } 軽症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟				
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟				
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟				
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その他出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注） 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分				被 害					
災害名 ・ 報告番号			災 害 名 第 報 (月 日 時 現 在)		田	流 失 ・ 埋 没	ha					
						冠 水	ha					
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha					
報告者名			被 害			冠 水	ha					
					学	校	箇所					
					病	院	箇所					
区 分			被 害		道	路	箇所					
					橋	り よ う	箇所					
					河	川	箇所					
人的被害			死 者 人		港	湾	箇所					
					砂	防	箇所					
					清	掃 施 設	箇所					
					が	け 崩 れ	箇所					
					鉄	道 不 通	箇所					
住 家 被 害			棟 世帯 人		被 害 船 舶	隻						
					水	道	戸					
					電	話	回線					
					電	気	戸					
					ガ	ス	戸					
					ブ	ロ ッ ク 塀 等	箇所					
					床上浸水			棟 世帯 人		り 災 世 帯 数	世帯	
										り 災 者 数	人	
										建	物	件
					非住家			火災発生		危 険 物	件	
										そ の 他	件	

区 分		被 害		都道府県	
公立文教施設	千円				
農林水産産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他	農業被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計 団体
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額		千円		119番通報件数	件
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
		自衛隊の災害派遣	その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

(3) 医療救護班出動報告書

様式1

救助実施状況					年月日 ○医療救護班				
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式2

取扱患者台帳								○医療救護班	
年月日	住所	氏名	職業	年齢	性別	病名	死体 検案数	措置概要適用	

様式3

医療救護班出動報告書				○医療救護班
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	
上記のとおり 月 日に出勤したので報告します。 年 月 日 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印 本隊 福祉班長 様				

(4) 自衛隊災害派遣関連

災害派遣要請依頼書様式

島根県知事あて

文書番号
令和 年 月 日
安来市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況および派遣要請を依頼する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域および活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所および連絡責任者

5. 要請日時

令和 年 月 日 時 分

災害派遣撤収要請依頼書様式

島根県知事あて

文書番号
令和 年 月 日
安来市長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由

2. 任務完了（予定）日時

令和 年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

令和 年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

(5) 防災ヘリコプター要請様式

様式第1号 (災害)

防災ヘリコプター緊急運航要請書 (災害用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名	
②災害種別	(1)火災 <input type="checkbox"/> (2)救助 <input type="checkbox"/> (3)災害応急対策 <input type="checkbox"/> (4)その他 <input type="checkbox"/>			
③発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃			
④要請内容	(1)偵察 <input type="checkbox"/> (2)空中消火 <input type="checkbox"/> (3)救助 <input type="checkbox"/> (4)広報 <input type="checkbox"/> (5)輸送 <input type="checkbox"/> (大きさ、重量、数量を③に記載) (6)その他 <input type="checkbox"/> (具体的に③に記載)			
⑤発生(要請)場所	市・町・村			地内
	北緯		東経	
⑥災害の概要				
⑦119番通報者情報	本人通報 <input type="checkbox"/> 関係者通報 <input type="checkbox"/> 多数通報有 <input type="checkbox"/>	氏名・ 電話番号		
⑧要請場所の気象状況	天候	風向	風速 m/s	気温 ℃
	視程	雲高等	例：山頂が見えない、青空が見えない、雲が黒っぽい等、あれば	
⑨要請場所付近の場外離着陸場等(あれば)	※支援隊の有無、呼出名称等を記入		※積雪の有無等、着陸面の状態を記入	
	※北緯、東経等を記入		※その他必要事項を記入	
⑩現場指揮者	職名	氏名	携帯	
⑪現場との通信手段	無線種別 (主運用波 統制波 1・2・3) 呼出名称			
⑫広域航空消防応援の準備	実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/>			
⑬その他必要事項、調整事項等(あれば)	例：現場活動隊、呼出名称、活動状況等を記入。 救助後の搬送先病院等を記入。			
要請先	要請電話	0 8 5 3 (7 2) 7 6 6 6	防災行政無線	335-211~214
島根県防災航空管理所	FAX	0 8 5 3 (7 2) 7 6 7 1	防災無線FAX	335-230
(島根県防災航空隊)	一般電話	0 8 5 3 (7 2) 7 6 6 1・7 6 6 2		

防災ヘリコプター緊急運航要請書(救急用)

①要請機関名	消防本部名等		発信者名		
②要請内容	現場救急 <input type="checkbox"/> 例：患者引継の為のヘリ離着陸場を記入 転院搬送 <input type="checkbox"/> 例：○病院から□病院への転院搬送 ※具体的に記入する。				
③傷病者情報	(ふりがな) 氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年 月日	年 月 日生	
	住所	歳			
	傷病名	重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/>			
④発病(負傷)の原因、経過等及び緊急搬送の必要性					
⑤感染対策の必要性	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (病名：)				
⑥処置状況・搭載資器材等	酸素吸入→有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 点滴→有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ※その他の資器材があれば記入				
⑦傷病者の引継場所	要請側病院		⑧患者搬送	要請側病院	
	受入側病院		車の要否	受入側病院	
⑨搭乗者	医師	(ふりがな) 氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年 月日	年 月 日生
		病院名	歳		
	看護師	(ふりがな) 氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年 月日	年 月 日生
病院名		歳			
付添人	(ふりがな) 氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年 月日	年 月 日生	
	住所	歳			
⑩その他必要事項、調整事項等(あれば)	例：地上支援隊、使用無線、呼出名称等を記入。				
要請先	要請電話	0853(72)7666	防災行政無線	335-211~214	
島根県防災航空管理所	FAX	0853(72)7671	防災無線FAX	335-230	
(島根県防災航空隊)	一般電話	0853(72)7661・7662			

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
令和 年 月 日

島根県総務部長 殿

申請者： 住所
氏名 印)
(担当者： TEL)

島根県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時					
使用目的					
使用内容					
搭乗者	職	氏 名	住 所	生年月日	性別

(注) 目的、使用内容に係る事業計画書等を添付のこと。

(6) 公用負担命令諸様式

① 公用負担命令権限証

<p>公 用 負 担 命 令 権 限 証</p> <p>職名 氏名</p> <p>上記の者に安来市の区域内における水防法第21条第1項の権限行使を委任した事を証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>安来市水防管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--

② 公用負担命令票

<p>第〇〇号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p>1. (目的物名、種類、員数)</p> <p>負担の内容、使用収用、処分 (該当の文字を○で囲むこと。)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">安来市水防管理者</p> <p style="text-align: right;">上委任者</p> <p style="text-align: right;">官 職</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--

(7) 電話受付対応票

第一報 受付部署		第一報 受付番号		担当課 処理番号	
-------------	--	-------------	--	-------------	--

受付者		受付日時	
-----	--	------	--

①被害 受付 内容	連絡者	住所		自治会		
		氏名		電話		
	発生 場所	.		ゼンリン	頁	
	通報 内容					
	人的被害			道路名・河川名『		
	種別	道路	(損壊・一部損壊 土砂流入・冠水)	農道	林道	
		河川		市道	県道	国道
	該 当 に ○	農業用施設		橋梁	市河川	県河川
		農地		農業水路	頭首工	水・樋門
		林地・裏山崩壊 (山腹)	田・畑 (流出・埋没)			
宅地・建物 (全壊・半壊・一部損壊・土砂流入・床上浸水・床下浸水)						
	火災 (林野・建物・その他))※林野ha以上は県へ連絡				
	その他					

②転送	日	時	分	土木建設課(23-3381)	農林整備課(23-3382)
				防災課(23-3152)	広瀬土木事業所(32-2825)

③対応	担当部課()	高さ	m、延長	m、被害額	千円
	担当者				

④対策本部へ転送(FAX0854-23-3152) 日 時 分 FAX済み

維持工事	材料支給	単独災害	補助災害	5号随契	保留	手数料	5号+単災	個人対応
工事完了	復旧依頼	依頼業者			分担金	承諾	請求	受領

広瀬土木	受付	日時		課	氏名
対応欄	対応	日時		課	氏名

(8) 罹災届出証明申請書

様式第3号 (第3条、第4条関係)

罹 災 届 出 証 明 申 請 書

年 月 日

安来市長 様

申請者 住所
氏名
(記名押印又は署名)
電話

下記のとおり、罹災したことを届け出ます。

記

罹 災 年 月 日	
罹 災 原 因	
罹 災 場 所	
罹 災 状 況	
使用目的及必要部数	通
事 実 証 明 者	自治会長・民生児童委員 等 (記名押印又は署名)

上記のとおり、届出が提出されたことを証明する。

年 月 日

安来市長



※この証明書は被害の程度を証明するものではありません。

《記入上の留意点》

代理人による申請の場合は、下記の委任状に記入し、上記「申請者」欄に代理人の住所、氏名、(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)、連絡先を記入してください。

ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族若しくは血族二親等以内の者である場合には、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、(代理人の住所) _____

_____(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

罹災届出証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

_____(委任者の住所)

_____(委任者の氏名)

(記名押印又は署名)

(9) 罹災証明書交付申請書

罹災証明書交付申請書

年 月 日

安来市長 様

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者	住 所	〒		
		電話 () -		
	フリガナ		世帯主との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ()
氏 名				

罹災者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (同じ場合、世帯主欄の記載は不要です。)			
	住 所	〒		
		電話 () -		
	フリガナ			
	氏 名			
	現在の連絡先	〒	様方	電話 () -

罹災年月日	年 月 日		
罹災原因	<input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災物件の所在地等	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> 世帯主住所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災届出内容	家屋に被害があった <input type="checkbox"/> 住 家 { <input type="checkbox"/> 持 家 { <input type="checkbox"/> 住 居 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> マンション (マンション名:)		
必要枚数 必要理由等	通	理由・提出先等	
備考			
		※ 調査番号	

※「罹災証明書」は、世帯主に送付します。現在の連絡先が記入されている場合は、そちらへ送付します。
 ※申請いただいた内容は、適切に管理し、罹災状況の調査及び被災者支援に係る事務に限り、本市関係各課において使用します。

《記入上の留意点》

代理人による申請の場合は、下記の委任状に記入し、上記「申請者」欄に代理人の住所、氏名、(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)、連絡先を記入してください。

ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族若しくは血族二親等以内の者である場合においては、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、(代理人の住所) _____
(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名) _____

を代理人と定め、次の権限を委任します。

罹災届出証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者の住所) _____
(委任者の氏名) _____

(記名押印又は署名)